

平成 30 年版

岡 崎 市 の 環 境

自然とふれあい、魅力的な自由時間を過ごせる環境共生都市を目指して
—平成 29 年度における環境の状況・施策の実施状況—

(資料編)

目 次

1 岡崎市の概要	1
1 - 1 地勢	
1 - 2 岡崎市の位置等	
1 - 3 人口・世帯数の推移	
1 - 4 都市計画用途地域と面積	
2 環境行政の概要	2
2 - 1 行政のあらまし	
(1) 環境行政機構	
(2) 事務分掌	
(3) 職員配置	
(4) 環境行政の推移	
2 - 2 審議会など.....	26
(1) 附属機関	
(2) 附属機関に準ずる機関	
(3) その他	
2 - 3 保有車両.....	27
2 - 4 法律等の体系.....	28
(1) 環境関連の主な法体系	
(2) 本市における環境関連の条例等の体系	
2 - 5 予算の概要.....	30
(1) 予算額	
(2) 清掃費の推移	
(3) ごみ処理に要する経常経費の推移	
3 清掃事業の概要	31
3 - 1 概要	
3 - 2 事業内容	
(1) ごみ処理	
(2) ごみ減量とリサイクル	
(3) し尿及び浄化槽汚泥収集処理	
(4) 公衆便所	
(5) ごみ処理関係施設概要	
(6) ごみ処理に関する使用料及び手数料	
3 - 3 清掃事業の推移.....	35
3 - 4 ごみ関係統計.....	41
(1) ごみ・資源物収集・搬入量	
(2) ごみ処理量	
(3) ごみ減量・リサイクル啓発活動	
3 - 5 ごみ質分析.....	46
(1) ごみステーション（ごみ集積所・家庭系）ごみ質分析	
(2) ごみ処理施設可燃ごみ質分析	
3 - 6 し尿関係統計	
・八帖クリーンセンターし尿処理量（し尿・浄化槽汚泥・清掃汚泥別）	

4 岡崎市の自然環境..... 47

- 4 - 1 天然林面積
- 4 - 2 おかざき自然体験の森
- 4 - 3 公園緑地供用面積
- 4 - 4 優れた自然環境を有する地域
- 4 - 5 自然公園
 - (1) 三河湾国定公園
 - (2) 本宮山県立自然公園
- 4 - 6 愛知県茅原沢自然環境保全地域(昭和 59 年 3 月 28 日指定)
 - (1) 指定理由
 - (2) 保全計画
 - (3) 所在地
 - (4) 面積
- 4 - 7 愛知県山中八幡宮自然環境保全地域(平成 16 年 2 月 27 日指定)
 - (1) 指定理由
 - (2) 保全計画
 - (3) 所在地
 - (4) 面積
- 4 - 8 北山湿地自然環境保護区(平成 21 年 2 月 27 日指定)
 - (1) 指定理由
 - (2) 保全管理計画(平成 21 年 2 月 27 日策定、平成 28 年 2 月 10 日改定)
 - (3) 所在地
 - (4) 面積
- 4 - 9 鳥獣保護
- 4 - 10 年別・月別気象概況
- 4 - 11 年別降水量
- 4 - 12 降水量経年変化
- 4 - 13 降水量経月変化

5 岡崎市の生活環境..... 54

- 5 - 1 大気汚染
 - (1) 大気汚染常時監視調査結果
 - (2) 有害大気汚染物質調査結果
 - (3) 環境基準の定められていない有害大気汚染物質の調査結果
 - (4) ダイオキシン類調査結果
 - (5) 酸性雨調査
 - (6) 大気汚染物質排出量総合調査
 - (7) 国道 1 号沿線二酸化窒素濃度簡易測定調査結果
 - (8) 国道 248 号沿線二酸化窒素濃度簡易測定調査結果
 - (9) 県道沿線二酸化窒素濃度簡易測定調査結果
 - (10) 一般環境二酸化窒素濃度簡易測定調査結果
 - (11) 市民ボランティア二酸化窒素濃度簡易測定調査結果

5 - 2 水質汚濁.....	64
(1) 公共用水域水質調査	
(2) 地下水	
(3) ゴルフ場農薬調査	
5 - 3 土壌.....	101
・ダイオキシン類調査結果	
5 - 4 騒音・振動.....	102
(1) 一般環境騒音（道路に面する地域以外の地域）調査結果	
(2) 自動車騒音調査結果	
(3) 道路交通振動調査結果	
(4) 新幹線騒音・振動調査結果	
5 - 5 地盤沈下.....	108
(1) 既存井戸水位調査結果	
(2) 地下水位調査結果	
5 - 6 公害苦情.....	109
(1) 苦情の用途地域及び種類別受理件数	
(2) 月別苦情受理件数	
(3) 年度別苦情処理件数	
5 - 7 水環境創造プラン.....	110
(1) 乙川サミット	
(2) 市民一斉水環境調査	
5 - 8 環境美化.....	111
(1) 不法投棄処理件数	
(2) 土地等適正管理指導件数	
(3) 放置自動車処理件数	
(4) 環境美化推進事業実績	
(5) 空き缶等のごみの散乱状況実態調査	
(6) ボランティア清掃	
5 - 9 環境保全協定.....	113
6 岡崎市の温室効果ガス排出状況.....	114
6 - 1 市域からの温室効果ガス排出状況	
6 - 2 市役所事務事業からの温室効果ガス排出状況	
7 環境基準など.....	115
7 - 1 大気関係	
(1) 大気汚染に係る環境基準	
(2) 有害大気汚染に係る環境基準...	
(3) 微小粒子状物質に係る環境基準	
7 - 2 水質関係.....	117
(1) 河川等（公共用水域）に関する基準	

(2) 水質汚濁に係る要監視項目及び指針値	
(3) 特定事業場の排水基準	
(4) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止 に係る指導指針	
7 - 3 地下水関係.....'	125
(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準	
(2) 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値（地下水）	
7 - 4 土壤汚染に係る環境基準.....	127
7 - 5 ダイオキシン類に係る基準.....	128
(1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準	
(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出ガス）	
(3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排水）	
(4) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準（ばいじん・燃え殻）	
(5) ダイオキシン類に関する最終処分場の維持管理基準	
7 - 6 騒音・振動関係.....	130
(1) 騒音に係る環境基準	
(2) 騒音規制法に基づく要請限度	
(3) 振動規制法に基づく要請限度	
(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	
(5) 新幹線鉄道振動指針値	
(6) 特定施設又は発生施設を設置する工場・事業場に係る規制基準	
(7) 特定建設作業に係る規制基準	
(8) 拡声機騒音の規制	
(9) 深夜営業騒音の規制	
(10) 作業に伴う騒音・振動の規制	
7 - 7 悪臭防止法に基づく規制基準.....	136
7 - 8 岡崎市生活環境保全条例に基づく指導上の基準関係.....	137
(1) 大気汚染の防止に関する指導上の基準	
(2) 水質汚濁の防止に関する指導上の基準	
(3) 騒音及び振動の防止に関する指導上の基準	
8 用語解説.....'	140

1 岡崎市の概要

1 - 1 地勢

本市は、三河高原と西三河平野との接触地にあり、三河高原の西端に位置しています。この丘陵台地は花崗岩、その他の岩石層の上であって、高燥にしてきわめて地形の変化に富み水源が豊かで、緑に包まれ風光明媚です。また、西三河平野を広く展望するこの台地の西を、北から南に縦断して流れる矢作川は、源を遠く長野県に発し、ゆるく清流が三河湾に注いでいます。

矢作川沿岸は矢作川による沖積地で、みごとな水田地帯となっていますが、広く平坦であるため大型工場の適地となっています。矢作川の豊富な水は、水力発電、農工業用水、あるいは飲料水として利用されています。

本宮山に源を発する乙川は、市の中心部を西に流れて矢作川に合流しますが、菅生川沿岸(乙川下流)は美しい自然の景観に恵まれ、付近一帯の丘陵と相まって観光、文化、住宅の適地として最良の環境であるといえます。

1 - 2 岡崎市の位置等

市役所所在地：岡崎市十王町二丁目 9 番地 緯経度：東経 137°10'23" 北緯 34°57'17"
市域：東西 29.1 km・南北 20.2 km 面積：387.20 km² 市制：大正 5 年 7 月 1 日

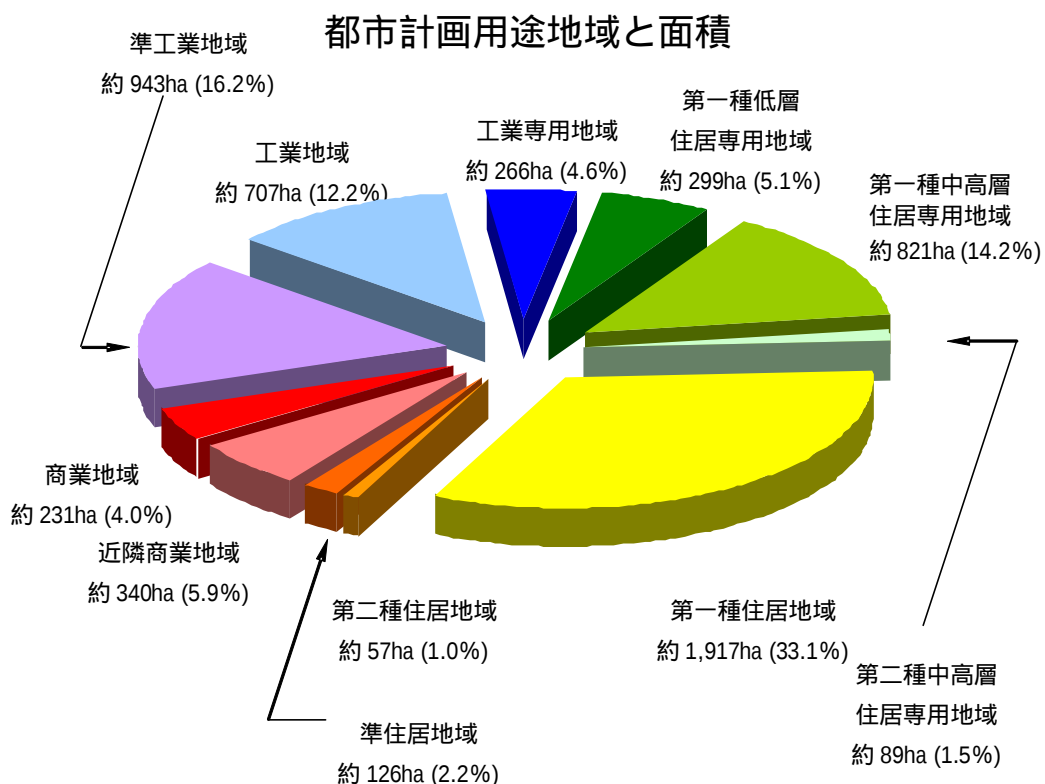
1 - 3 人口・世帯数の推移

(各年度 4 月 1 日現在)

年 度	人 口	世 帯	1 世帯あたり人口	対前年人口増加率(%)
平成 25 年度	378,249	149,060	2.54	0.01
平成 26 年度	379,264	150,968	2.51	0.27
平成 27 年度	380,764	152,849	2.49	0.40
平成 28 年度	383,493	155,905	2.46	0.72
平成 29 年度	384,950	157,966	2.44	0.38

1 - 4 都市計画用途地域と面積 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

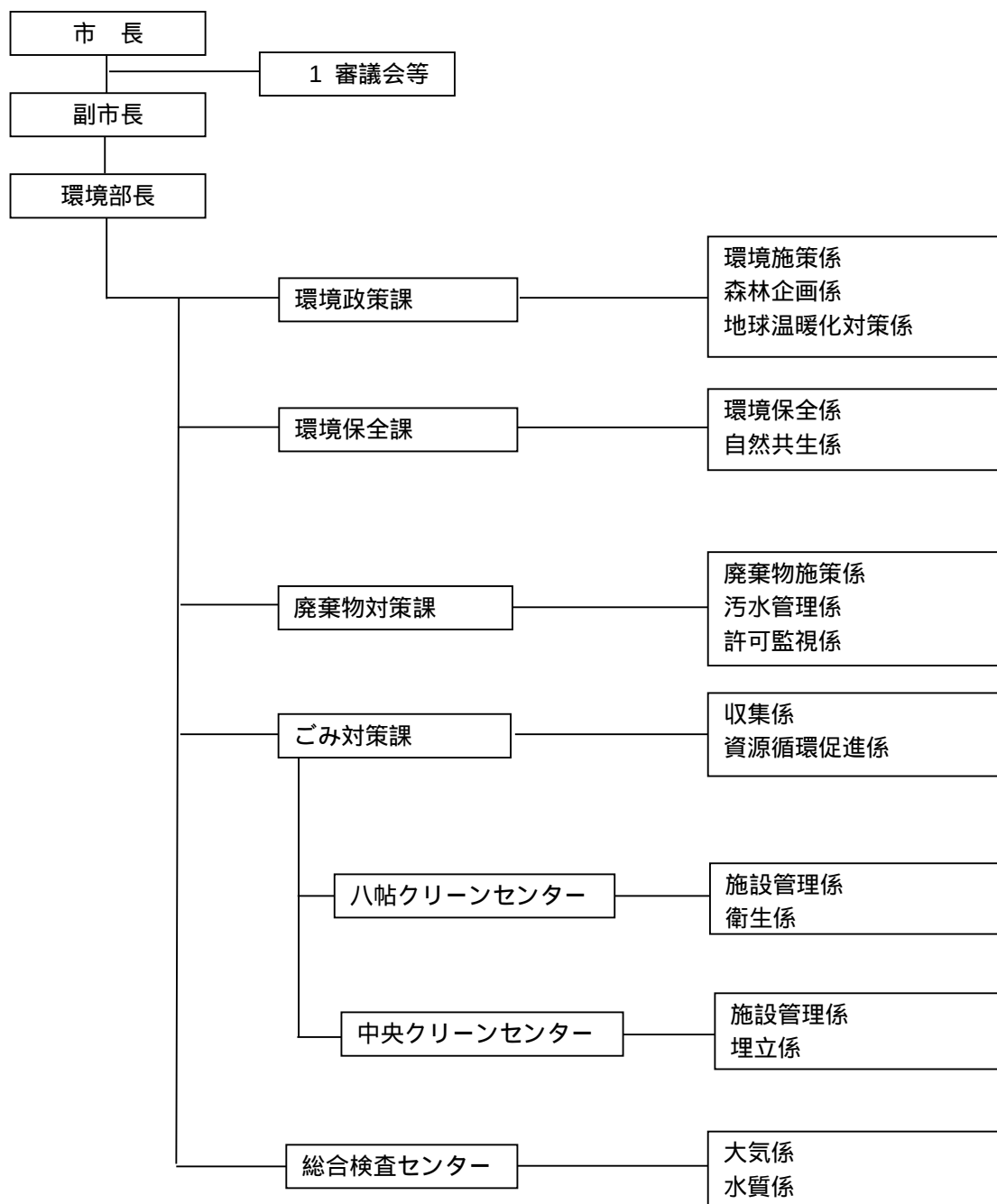
都市計画区域面積：26,079ha (市街化調整区域：20,283ha 市街化区域：5,796ha)



2 環境行政の概要

2 - 1 行政のあらまし

(1) 環境行政機構（平成 29 年 4 月 1 日現在）



1 審議会等……附属機関、附属機関に準ずる機関（詳細は 26 ページ参照）

(2) **事務分掌**（平成 29 年 4 月 1 日現在）

【**環境政策課**】

環境施策係

環境部内の総合調整に関する事務
環境審議会に関する事務
環境影響評価に関する事務
環境教育推進計画に関する事務
環境施策推進基金に関する事務
健全な水循環の推進の総合調整に関する事務
水循環推進協議会に関する事務
こどもエコクラブに関する事務
環境教育・環境学習に関する事務

森林企画係

森林保全に関する総合的な企画及び調整に関する事務
木材利用の普及及び啓発に関する事務
里山の保全に関する事務
水とみどりの森の駅等の管理及び運営

地球温暖化対策係

環境基本計画及び市民協働プロジェクト推進に関する事務
地球温暖化対策実行計画の推進に関する事務
地球温暖化対策に関する事務
新エネルギーシステム設置費補助金に関する事務
環境対策資金融資あっせん制度に関する事務

【**環境保全課**】

環境保全係

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭による
公害の防止に関する監視、調査、指導及び規制
ダイオキシン類による環境の汚染の防止に関する監視、調査、指導及び規制
化学物質（P R T R 等）の適正管理の推進に関する事務
公害等に関する相談及び苦情に関する対応
環境保全委員に関する事務

自然共生係

環境の美化の推進に関する事務
生物多様性の保全に関する事務
自然公園に関する事務
鳥獣捕獲許可及び愛玩鳥獣飼養許可並びに鳥獣保護区、休猟区及び特定猟具使用禁止区域に
関する事務
温泉の浴用及び飲用の許可並びに指導監視

【廃棄物対策課】

廃棄物施策係

一般廃棄物の処理計画の策定に関する事務
ごみの減量及び適正処理に関する事務
清掃施設の建設及び整備計画に関する事務
災害廃棄物の処理計画に関する事務
合特法の対応に関する事務

汚水管理係

浄化槽清掃業の許可、届出等に関する事務並びに指導監視
浄化槽保守点検業者の登録及び変更に関する事務並びに指導監視
浄化槽設置、廃止等の届出に関する事務
浄化槽転換設置整備事業補助金に関する事務
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処理に関する事務並びに指導監視
し尿収集に関する業務

許可監視係

廃棄物処理施設に関する許可、届出等に関する事務並びに指導監視
廃棄物処理業に関する許可、届出等に関する事務並びに指導監視
廃棄物最終処分場の維持管理に関する事務並びに指導監視
産業廃棄物の適正処理に関する指導監視
産業廃棄物の発生の抑制に関する調査及び啓発
建設工事に係る資材の再資源化に関する助言、指導
再生利用個別指定制度に関する事務
自動車リサイクル法に関する許可、登録等に関する事務並びに指導監視

【ごみ対策課】

収集係

一般廃棄物（し尿を除く。）収集及び運搬に関する事務
町内会のごみ減量・リサイクル活動に対する助成に関する事務

資源循環促進係

生ごみ処理機購入に対する補助金交付に関する事務
資源リサイクルの推進に関する事務
資源回収事業に係る回収団体への報償金に関する事務
拠点回収に関する事務
リサイクルプラザの維持管理に関する事務
各種ごみ減量施策及びPRに関する事務
ごみ処理量に関する統計事務
他市町村との一般廃棄物処理の協議に関する事務
レジ袋有料化に関する事務
幸田町一般廃棄物受入に関する事務
焼却施設その他中間処理施設の整備計画及び建設に関する事務

【八帖クリーンセンター】

施設管理係

- ・ごみ処理施設の維持管理に関する事務

衛生係

- し尿処理施設及び公衆便所に関する事務
- し尿の収集及び運搬に関する事務

【中央クリーンセンター】

施設管理係

- ・中央クリーンセンターの維持管理に関する事務

埋立係

- ・一般廃棄物最終処分場の維持管理に関する事務

【総合検査センター】

大気係

- 大気汚染、騒音、振動、ダイオキシン類等に関する調査
- 地盤沈下に関する地下水位、沈下量の観測及び事務

水質係

- 水質汚濁、工場排水、ゴルフ場農薬、産廃処理施設等の水質に関する検査
- 上水道の水質に関する検査
- 繊維に関する試験及び分析

(3) 職員配置

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

(単位：人)

区 分	部長	次長	課長・所長	主幹	副主幹	主任主査	主査	主事	技師	事務員	技術員	再任用	小計	技能業務職員 (次表参照)	合計	課別合計	嘱託職員	嘱託員
環境部	1	3											4		4	4		
環境政策課			1	1									2		2			
環境施策係						2		1		1			4		4	21		
森林企画係						1		3		1		6	11		11			7
地球温暖化対策係						1		2		1			4		4			
環境保全課			(1)										(1)		(1)	13		
環境保全係						2			3	1			6		6			
自然共生係				1		2		1			1	2	7		7	(1)	1	
廃棄物対策課			1										1		1			
廃棄物施策係				1				3		1			5		5	17		
污水管理係						1		1		1			3	1	4		1	
許可監視係						1		3	1	1			6	1	7		1	1
ごみ対策課			(1)	1									1'(1)		1'(1)	105		
収集係						2		1				2	5	84	89		4	
資源循環促進係						2	2	2		1		1	8	7	15	(1)		3
八帖クリーンセンター			1										1		1			
施設管理係						1			1		1		3	18	21	34	1	
衛生係				1		1							2	10	12			
中央クリーンセンター			1										1		1			
施設管理係				1		1					1		3	7	10	19		
埋立係						1	2						3	5	8		1	
総合検査センター			(1)										(1)		(1)	13		
大気係				1		2		1					3	0	3		2	
水質係					1	1			2			3	7	2	9	(1)	1	
計	1	3	4	7	1	21	4	18	7	8	3	14	91	135	226	226	12	11
			(3)										(3)		(3)	(3)		

() は次長又は課長が兼務しているため再掲

技能業務職員配置（内訳）

（単位：人）

区 分	統括主任	副統括主任	自動車運転手主任	自動車運転手副主任	自動車運転手	汽かん員主任	汽かん員副主任	汽かん員	業務員主任	業務員副主任	業務員	事務業務員主任	事務業務員副主任	事務業務員	再任用	合計
環境保全課																
環境保全係																
自然共生係																
廃棄物対策課												1	1			2
廃棄物施策係																
污水管理係													1			1
許可監視係												1				1
ごみ対策課	1	4	9	28	11	2			5	10	9		1		11	91
収集係	1	4	8	28	11				4	8	8		1		11	84
資源循環促進係			1			2			1	2	1					7
八帖クリーンセンター	1	4				4	12		4	2	1					28
施設管理係	1	1				4	12									18
衛生係		3							4	2	1					10
中央クリーンセンター			2	1		3			2	2	1				1	12
施設管理係			1			3			1	2						7
埋立係			1	1					1		1				1	5
総合検査センター													1	1		2
大気係																
水質係													1	1		2
計	2	8	11	29	11	9	12		11	14	11	1	3	1	12	135

(4) 環境行政の推移

環境保全

年 月 日	区 分	主 要 事 項
昭和31年 6月11日	国	工業用水法公布
33年12月25日	国	公共用水域の水質の保全に関する法律(旧法)公布(廃止)
		工場排水等の規制に関する法律(旧法)公布(廃止)
34年10月 1日	市	岡崎市環境衛生条例(旧条例)公布施行(廃止)
37年 5月 1日	国	建築物用地下水の採取の規制に関する法律公布
6月 2日	国	ばい煙の排出の規制等に関する法律(旧法)公布(廃止)
39年 4月 1日	県	愛知県公害防止条例(旧条例)公布(廃止)
42年 8月 3日	国	公害対策基本法公布施行(廃止)
43年 6月10日	国	大気汚染防止法及び騒音規制法公布(同年12月1日施行)
11月27日	国	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準公布
		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準公布
44年 2月12日	国	硫黄酸化物に係る環境基準閣議決定(廃止)
12月15日	国	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布(廃止)
45年 2月20日	国	一酸化炭素に係る環境基準閣議決定(廃止)
4月21日	国	水質汚濁に係る環境基準閣議決定
6月 1日	国	公害紛争処理法公布
11月 1日	県	愛知県公害審査会設置
12月 1日	市	商工課工業試験所内に水質係新設(市内朝日町地内)
12月 3日	県	愛知県公害対策審議会設置
12月25日	国	水質汚濁防止法公布、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律公布、廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
46年 4月 1日	市	衛生課に公害係を新設(2名)
4月 2日	県	愛知県公害防止条例公布(全部改正)(同年10月1日施行)
5月25日	国	騒音に係る環境基準閣議決定
6月 1日	国	悪臭防止法公布(昭和47年5月31日施行)
6月10日	国	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律公布
7月 1日	国	環境庁設置
47年 1月11日	国	浮遊粒子状物質に係る環境基準告示(廃止)
3月29日	県	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例公布(同年4月1日施行)
3月30日	市	岡崎市公害対策審議会条例公布(廃止)
4月 1日	市	環境交通課公害係となる(5名)
6月12日	市	岡崎市公害対策審議会設置
48年 3月20日	県	愛知県公害被害者認定審査会設置
3月30日	県	大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例公布
4月 1日	市	環境交通課公害対策係(3名)公害調査係(3名)となる
5月 8日	国	大気の汚染に係る環境基準について告示(二酸化窒素・光化学オキシダント)
8月15日	市	公害防止協定締結第1号(合名会社共栄鋳造所)
10月 5日	国	公害健康被害補償法公布
昭和49年4月 1日	市	厚生経済部環境課として独立、公害対策係(4名)、公害調査係(3名)、自然保護係(2名) 岡崎市公害調査センター設置
6月 1日	国	大気汚染防止法一部改正(総量規制の導入)
10月 2日	市	岡崎市公害防止条例公布(平成18年10月1日全部改正)

年 月 日	区 分	主 要 事 項
昭和49年11月 1日	市	岡崎市公害防止委員委嘱(14名)(平成18年10月1日再編)
50年 2月 3日	国	水質汚濁に係る環境基準にPCBを追加
3月31日	県	水質汚濁防止法施行令の一部改正(PCB排出基準の設定)
4月 1日	市	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示(水域=鹿乗川、当該類型=C、達成期間=□)
7月29日	国	岡崎市公害調査センター改築移転(稲熊町4丁目12番地)
9月 4日	国	新幹線騒音に係る環境基準告示
51年 6月10日	国	自動車騒音の大きさの許容限度公布
8月15日	市	振動規制法公布(同年12月1日施行)
9月18日	国	岡崎市公害予防・環境保全対策事前指導要領の実施(廃止)
52年 1月26日	市	悪臭防止法施行令一部改正(二硫化メチル等3物質を追加)
4月30日	県	岡崎市新幹線公害対策連絡協議会設立
53年 6月13日	国	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定の告示
7月11日	国	水質汚濁防止法一部改正(総量規制の導入)
55年 2月12日	県	二酸化窒素の環境基準の改定告示(0.02ppm→0.04ppm～0.06ppm)
3月 7日	市	愛知県生活排水対策推進要綱制定
5月 1日	国	「天然石けん普及都市」宣言
56年 3月27日	県	幹線道路の沿道の整備に関する法律公布
4月 1日	市	愛知県公害防止条例一部改正(飲食店営業等に伴う騒音に係る基準の遵守等)
8月 1日	県	市民部公害交通課に改称
57年 8月 1日	市	愛知県公害防止条例施行規則の一部改正(深夜営業騒音の規制)
9月 7日	国	岡崎市公害予防・環境保全対策事前指導要領の改正
59年12月21日	県	大気汚染防止法施行規則の一部改正(窒素酸化物の第5次規制)
60年 5月27日	国	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例改正
6月 6日	国	水質汚濁防止法施行規則の一部改正(窒素・リンの排水基準)
62年 5月 1日	県	大気汚染防止法施行令の一部改正・同施行規則の一部を改正(ばい煙発生施設の追加 小型ボイラー)
平成元年 3月29日	国	化学的酸素要求量に係る第2次総量削減計画策定
4月 1日	市	水質汚濁防止法施行令一部改正(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの追加)
6月28日	国	環境衛生部環境課に改称
9月27日	国	水質汚濁防止法施行令の一部改正(有害物質を含む汚水等の地下浸透規制導入)
2年 6月22日	国	大気汚染防止法一部改正(一般粉じん、特定粉じん)
6月27日	国	悪臭防止法施行令の一部改正(プロピオン酸等4物質を追加)(平成2年4月1日施行)
3年 3月25日	県	水質汚濁防止法の一部改正(生活排水対策の推進を追加)
3月29日	県	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律公布
4月 1日	市	悪臭防止法による地域の指定等の告示
8月23日	国	化学的酸素要求量に係る第3次総量削減計画策定
4年 6月 3日	国	岡崎市環境調査センターに改称
		土壌汚染に係る環境基準を告示
		自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布(同年12月1日施行)

年 月 日	区 分		主 要 事 項
平成4年 9月25日	国		ゴルフ場の建設及び運営に係る環境配慮指針作成
5年 3月 8日	国		水質汚濁に係る環境基準の一部改正について告示(トリクロロエチレン等15項目追加)
6月18日	国		悪臭防止法施行令一部改正(プロピオンアルデヒド等10物質追加)(平成6年4月1日施行)
11月19日	国		環境基本法公布施行(公害対策基本法廃止)
12月24日	国		地球環境保全に関する閣僚会議「アジェンダ21行動計画」を決定
12月27日	国		水質汚濁防止法施行令の一部改正(ジクロロメタン等13物質を有害物質に追加)
6年 2月21日	国		土壌の汚染に係る環境基準の改正(ジクロロメタン等15物質の追加)
6月23日		市	岡崎市環境審議会条例公布(岡崎市公害対策審議会条例の廃止)(廃止)
12月16日	国		環境基本計画閣議決定
12月21日		県	空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例公布、施行
7年 3月22日		県	愛知県環境基本条例公布(同年4月1日施行)
4月 1日		市	環境衛生部環境保全課に改称
8年 2月 2日		市	岡崎市公害防止条例施行規則の一部改正
3月29日		県	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示(水域=男川、当該類型=A、達成期間=イ)
		市	鹿乗川流域生活排水対策推進計画の策定
4月 1日		市	岡崎市空き缶等のごみの散乱の防止に関する条例公布、施行(平成18年廃止)
4月21日	国		悪臭防止法の一部改正(臭気指数規制の導入)
12月20日	国		騒音規制法施行令の一部改正(特定施設として切断機、特定建設作業としてバックホウ・トラクター・ショベル・ブルドーザーを追加)
9年 2月 4日	国		ベンゼン等3物質の大気環境基準告示
3月13日	国		地下水の水質汚濁に係る環境基準を告示
8月11日		県	愛知県環境基本計画策定
8月29日	国		大気汚染防止法施行令の改正(ダイオキシンを指定物質として追加)
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令改正(廃棄物焼却施設から排出するダイオキシン類対策として、構造基準及び維持管理基準を強化)
10年 3月20日		市	美合町五本松68番地1へ市環境調査センター新築移転
9月30日	国		騒音に係る環境基準告示(等価騒音レベルの採用と新環境基準値の設定)
11年 2月22日	国		水質汚濁に係る環境基準の一部改正(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の追加)
			地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正
3月26日		県	騒音に係る環境基準の地域の類型告示(昭和50年告示は廃止)
		市	岡崎市環境基本計画策定
7月13日	国		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布
7月16日	国		ダイオキシン類対策特別措置法公布(平成12年1月15日施行)
			環境省設置法公布
12月21日		国	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準を告示
		市	岡崎市公害防止条例の一部改正
12年 3月 2日	国		騒音規制法第17条第1項の規定に基づく(指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令改正(等価騒音レベルの採用))
3月23日		市	岡崎市公害防止条例施行規則の一部改正
3月31日		県	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示(水域=乙川下流「岡崎市上水道取水口より下流、該当類型=B、達成期間=イ」)

年 月 日	区 分	主 要 事 項
平成12年 5月31日	国	土壤汚染に係る環境基準の改正(ふっ素、ほう素の追加)
12月22日	国	新環境基本計画策定
13年 1月 6日	国	中央省庁再編成により、環境庁が環境省となる
4月20日	国	ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気環境基準についての一部改正(ジクロロメタン追加)
6月13日	国	水質汚濁防止法施行令、同法施行規則及び排水基準を定める省令の一部改正 ・ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物追加
6月27日	国	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正(粒子状物質追加)
11月 9日	国	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正(窒素・りん総量規制)
12月14日	国	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部改正(岡崎市が対策地域として指定)
14年 4月11日	国	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を定める告示
5月29日	国	土壤汚染対策法公布(平成15年2月15日施行)
7月12日	県	水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準告示
		水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準告示
		水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準告示
7月22日	国	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤に係る環境基準についての一部改正(環境基準に水底の底質を追加)
7月31日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正(特定施設の追加)
		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類発生施設として洗浄施設等追加)
9月 2日	県	愛知県環境基本計画(改訂計画)策定
11月13日	国	土壤汚染対策法施行令公布
12月26日	国	土壤汚染対策法施行規則公布
15年 3月 6日	国	環境大臣が定める土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法、地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法、土壤溶出調査に係る測定方法並びに土壤含有量調査に係る測定方法告示 搬出する汚染土壤の処分方法並びに搬出する汚染土壤の処分に係る確認方法告示
3月25日	国	大気汚染防止法施行規則の一部改正(ばい煙測定頻度の改正)
	県	県民の生活環境の保全等に関する条例公布
3月28日	市	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等告示
		振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等告示
		悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定告示
8月22日	県	県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則公布 同条例に基づき、愛知県化学物質適正管理指針・愛知県土壤汚染対策指針策定 同条例に基づき、生活排水対策に関する基本指針策定
9月12日	国	排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令の一部改正(窒素・りんに係る排水基準の改正)
11月 5日	国	水質汚濁に係る環境基準の一部改正(水生生物の保全に係る水質環境基準の追加(全亜鉛))

年 月 日	区 分	主 要 事 項
平成15年12月17日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正(特定施設2施設を追加)
		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類発生施設として2施設追加)
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類を含む汚泥、廃酸又は廃アルカリを生ずる工場又は事業場が有する施設として2施設追加)
16年 5月26日	国	大気汚染防止法の一部改正(揮発性有機化合物に関する施設の届出、排出基準等に関する項目の追加)
12月 1日	国	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正 ・騒音関係公害防止管理者及び振動関係公害防止管理者の2つの区分を統合し、新たに騒音・振動関係公害防止管理者となった
12月27日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正 ・施行令第4条第1項に基づき、施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉のうち、焼却能力が1時間当たり2,000kg未満の施設から排出される排出ガスを測定する場合であっては、施行規則第2条第1号の規定によらないで十分な精度を有するもの(簡易測定)として環境大臣が定める方法によることができるようになった ダイオキシン類がアリアル炭化水素受容体に結合することを利用した方法 ダイオキシン類が抗原とする抗原抗体反応を利用した方法 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準について、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法及び簡易測定による方法により検定した場合における検出値によるものとなった ・測定結果報告書が改められた
17年 5月25日	国	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律公布(平成18年4月1日施行)
5月27日	国	大気汚染防止法施行令の一部改正 ・揮発性有機化合物排出施設として、化学製品の製造の用に供する乾燥施設等を定めた
6月24日	国	ダイオキシン類対策特別措置法第33条第1項の規定に基づき、国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を変更の告示
8月15日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行令及び同施行規則の一部改正 ・特定施設(排水水)として、次の施設を追加 担体付き触媒の製造の用に供する施設 担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 フロン類の破壊の用に供する施設 ・施行規則別表第二の改正 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正
11月25日	市	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等の告示の一部改正 ・額田郡額田町の編入後も、都市計画区域外の地域として、規制地域から除いた
		振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等の告示の一部改正 ・額田郡額田町の編入後も、都市計画区域外の地域として、規制地域から除いた
		悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定の告示(平成15年岡崎市告示第77号は廃止) ・額田郡額田町の編入に伴う規制地域の指定及び規制基準の設定
12月21日	国	大気汚染防止法施行令及び同施行規則の一部改正 ・特定建築材料として、石綿を含有する断熱材等を追加 ・特定粉じん排出等作業について、規模等の要件を撤廃 ・作業を行う場合に、掲示板を設けることを追加 ・届出様式の変更 など

年 月 日	区 分	主 要 事 項
平成18年 2月10日	国	石綿による健康被害の救済に関する法律公布
3月10日	国	石綿による健康被害の救済に関する法律施行令公布
3月27日	市	岡崎市生活環境保全条例公布(同年10月1日施行) ・公害等の防止、地球温暖化の防止、環境の美化、その他の快適で良好な生活環境の確保に関し必要な事項を定め、生活環境の保全を推進するため制定
6月19日	市	岡崎市生活環境保全条例施行規則公布(同年10月1日施行) ・条例の施行に関し必要な事項を定めた
8月11日	国	大気汚染防止法施行令及び施行規則の一部改正 ・特定粉じん排出等作業において、建築物以外に工作物等が対象に追加
11月10日	国	排水基準を定める省令の一部改正 ・亜鉛含有量「5mg/ℓ」を「2mg/ℓ」に改めた
19年 6月 1日	国	排水基準を定める省令の一部改正(平成19年7月1日施行) ・ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直し
6月11日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正(平成20年4月1日施行) ・WHOが最新の知見を踏まえた毒性等価係数に見直したことに伴い、毒性等価係数を最新のものに改めた
6月15日	県	水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準の告示(新設施設:平成19年9月1日施行・既設施設:平成20年4月1日施行) 水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準の告示(新設施設:平成19年9月1日施行・既設施設:平成20年4月1日施行) 水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づきりん含有量に係る総量規制基準の告示(新設施設:平成19年9月1日施行・既設施設:平成20年4月1日施行)
9月27日	市	悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の改正の告示(平成20年4月1日施行) ・物質濃度規制から臭気指数規制に規制方式を変更
20年 4月 1日	市	市内96の事業所と環境の保全に関する協定を締結(従来協定の見直し)
21年 3月27日	市	水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定告示 ・矢作川(矢作ダムより下流) = 生物 B、巴川(全域) = 生物 B、乙川(乙川天神橋より上流) = 生物 A、乙川(乙川天神橋より下流) = 生物 B、鹿乗川(全域) = 生物 B、男川(全域) = 生物 B、雨山川及び乙女川下流(雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川) = 生物 B 達成期間は「直ちに達成」
3月31日	国	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準の一部改正 ・土壌の測定方法に簡易測定法を追加
4月24日	国	土壌汚染対策法の一部改正(平成22年4月1日施行) ・調査契機の拡大、指定区域制度の変更、汚染土壌処理業の許可制など
9月 9日	国	微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準についての告示
11月30日	国	水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・1,4 - ジオキサン追加 ・1,1 - ジクロロエチレンの基準値「0.01mg/ℓ以下」を「0.003mg/ℓ以下」に改めた 地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・塩化ビニルモノマー、1,2 - ジクロロエチレン、1,4 - ジオキサン追加 ・1,1 - ジクロロエチレンの基準値「0.01mg/ℓ以下」を「0.003mg/ℓ以下」に改めた
22年 3月26日	県	県民の生活環境の保全等に関する条例一部改正(平成22年10月1日施行一部平成23年4月1日施行) 土壌・地下水汚染の防止に関する規制に関する部分の改正

月 日	区 分		主 要 事 項
平成22年5月10日			大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正(平成 23 年4月1日施行) ・(大気・水質)測定結果の未記録・虚偽記録への罰則、事業者の責務規定の創設(水質)事故時の措置の対象の拡大
3月31日	国		ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正(公布の日施行) ・排出ガス、ばいじん及び燃え殻の測定方法に簡易測定法を追加
6月 1日	国		排水基準を定める省令の一部改正(平成 22 年7月1日施行) ・ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直し
8月13日		県	貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱施行(一部規定のみ平成23年4月1日施行)
23年 3月17日		市	悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定の告示(平成17年岡崎市告示第357号は廃止) 都市計画区域変更に伴う規制地域の指定及び規制基準の設定
3月22日		県	県民の生活環境の保全等に関する条例一部改正(平成23年10月1日施行) ・ばい煙量等の測定結果の未記録、虚偽記録等に対して罰則を創設
6月22日	国		水質汚濁防止法の一部(平成 24 年6月1日施行) ・有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設置及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付け
7月 8日	国		土壤汚染対策法施行規則及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部改正(平成 23 年7月8日施行)
10月27日	国		水質汚濁に係る環境基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・カドミウムの基準値「0.01mg/ℓ以下」を「0.003mg/ℓ以下」に改めた
10月28日	国		水質汚濁防止法施行規則の一部改正 ・1,1 - ジクロロエチレンの地下水の浄化措置命令に関する基準値を「0.02mg/ℓ」を「0.1mg/ℓ」に改めた 排水基準を定める省令の一部改正 ・1,1 - ジクロロエチレンの排水基準を「0.2mg/ℓ」を「1mg/ℓ」に改めた
11月28日	国		水質汚濁防止法施行令の一部(平成 24 年6月1日施行) ・有害物質貯蔵指定施設を定め、設置者に対して報告を求めることができるよう改めた
23年2月24日		県	水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準の告示(平成 24 年5月1日施行) 水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準の告示(平成 24 年5月1日施行) 水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づきりん含有量に係る総量規制基準の告示(平成 24 年5月1日施行)
3月27日	国		水質汚濁防止法施行規則の一部(平成 24 年6月1日施行) ・有害物質特定施設及び有害物質貯蔵指定施設等の構造基準、使用の方法を定めた
5月23日	国		水質汚濁防止法施行令、同法施行規則、排水基準を定める省令の一部改正(平成 24 年5月25日施行) ・特定施設の追加 ・有害物質3項目追加(トランス - 1,2 - ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1,4 - ジオキサン) ・指定物質追加(クロム及びその化合物、マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、フェノール類及びその塩類) ・排水基準追加(1,4 - ジオキサン)
8月22日	国		水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・水生生物の保全に係る水質環境基準の追加(ノニルフェノール)
9月26日	国		水質汚濁防止法施行令の一部改正 ・指定物質追加(ヘキサメチレンテトラミン)
25年 1月28日	国		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正(公布の日施行) ・1,4 - ジオキサン又は塩化ビニルモノマーを排出する施設の追加

月 日	区 分	主 要 事 項
平成25年3月6日	国	大気汚染防止法施行規則の一部を改正(即日施行) ・VOCの測定頻度を2回/年から1回/年に改めた。
3月27日	国	水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・水生生物の保全に係る水質環境基準の追加(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩) ・要監視項目3項目追加(4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール)
6月10日	国	排水基準を定める省令の一部改正(平成25年7月1日施行) ・ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直し
6月21日	国	大気汚染防止法の一部改正(平成26年6月1日施行) ・特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者の変更 ・解体等工事の事前調査、説明、掲示の義務付け ・立入検査等の対象の拡大 大気汚染防止法施行規則の一部改正 (平成26年5月7日公布、平成26年6月1日施行) 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令 (平成26年5月14日公布、平成26年6月1日施行)
9月4日	国	排水基準を定める省令の一部改正 ・窒素含有量及び燐含有量の見直し
26年3月20日	国	土壌の汚染に係る環境基準についての一部改正について(平成26年3月20日施行) ・1,1-ジクロロエチレン 検液1ℓにつき「0.02mg 以下であること」を「0.1mg 以下であること」に改めた。
3月31日	国	要調査項目リストの改訂 208 項目を新たな要調査項目として選定
5月7日	国	大気汚染防止法施行規則の一部改正(平成26年6月1日施行)
8月4日	国	土壌汚染対策法施行規則の一部を改正(公布の日施行) ・1,1-ジクロロエチレン 土壌溶出量基準及び地下水基準「0.02mg/ℓ」を「0.1mg/ℓ」、第2溶出量基準を「0.2mg/ℓ」から「1mg/ℓ」に改めた
10月28日	県	県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則改正(公布の日施行) ・1,1-ジクロロエチレンに係る基準の改正
11月4日	国	水質汚濁防止法施行規則の一部改正 ・カドミウム及びその化合物の地下水の浄化措置命令に関する基準値を「0.01mg/ℓ」を「0.003mg/ℓ」に改めた。 排水基準を定める省令の一部改正 ・カドミウム及びその化合物の排水基準を「0.1mg/ℓ」を「0.03mg/ℓ」に改めた。
11月17日	国	水質汚濁に係る環境基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・トリクロロエチレンの基準値「0.03mg/ℓ以下」を「0.01mg/ℓ以下」に改めた。
27年5月1日	国	排水基準を定める省令の一部改正(平成27年5月25日施行) ・1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直し
6月19日	国	大気汚染防止法の一部改正(平成30年4月1日施行) ・水銀排出規制の追加
9月18日	国	水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の一部改正(平成27年10月21日施行) ・トリクロロエチレンの排水基準変更等
10月5日	市	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等の一部改正(平成15年岡崎市告示第75号) 振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等の一部改正(平成15年岡崎市告示第76号) ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の追加
10月13日	県	県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正 ・都市ガスに係る重油の量への換算の変更
11月11日	国	大気汚染防止法施行令の一部改正(平成30年4月1日施行) ・水銀排出施設の指定等の追加

月 日	区 分		主 要 事 項
28 年 3 月 24 日	国		土壌汚染対策法施行令の一部改正(平成 29 年 4 月 1 日施行) ・特定有害物質にクロロエチレンを追加
3 月 29 日	国		土壌の汚染に係る環境基準を改正告示(平成 29 年 4 月 1 日施行) ・クロロエチレン、1,4 - ジオキサンを追加
3 月 30 日	国		水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・生活環境の保全に関する環境基準に底層溶存酸素量の追加
6 月 16 日	国		排水基準を定める省令の一部改正 ・ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直し
9 月 7 日	国		大気汚染防止法施行令の一部改正(平成 30 年 4 月 1 日施行) ・要排出抑制施設の指定等
9 月 26 日	国		大気汚染防止法施行規則の一部改正(平成 30 年 4 月 1 日施行) ・水銀排出規制の追加
11 月 15 日	国		排水基準を定める省令等の一部改正(平成 28 年 12 月 1 日) ・亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直し
12 月 27 日		県	県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正(平成 29 年 4 月 1 日施行) ・特定有害物質にクロロエチレンを追加
29 年 1 月 6 日	国		大気汚染防止法施行規則及び大気汚染防止法施行規則の一部改正 ・水素製造用改質器に係る規制緩和措置 ・水銀排出に関する定期測定結果の評価に用いる基準の明確化
3 月 3 日		県	県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正 ・水素製造用改質器に係る規制緩和措置(交付日施行) ・汚染土壌の処理の事業に関する計画書の記載事項の変更(平成 29 年 4 月 1 日施行)
5 月 19 日	国		土壌汚染対策法の一部改正
6 月 1 日	国		水質汚濁防止法施行令の一部改正(平成 29 年 8 月 15 日施行) ・特定施設(別表第一)第 25 号削除
6 月 27 日		県	水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく総量規制基準(第 8 次)を告示 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を公告 小規模事業場等排水対策指導要領の一部改正 (平成 29 年 9 月 1 日施行)
7 月 14 日		県	県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正 ・ガス事業法の一部改正に伴う都市ガスの定義の変更
11 月 15 日	国		カドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直し ・3 業種に係る暫定排水基準を一般排水基準に移行
30 年 3 月 27 日		県	県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正(平成 30 年 4 月 1 日施行) ・大気汚染防止法の改正(水銀排出規制)に伴う項ずれ ・「田園住居地域」の追加 ・応急措置の義務規定の追加
3 月 30 日		市	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等(平成 15 年岡崎市告示第 75 号)の一部改正 振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等(平成 15 年岡崎市告示第 76 号)の一部改正 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型の指定(平成 24 年岡崎市告示第 139 号)の一部改正 ・「田園住居地域」の追加(平成 30 年 4 月 1 日施行)
3 月 30 日		県	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示 ・水域 = 矢作川下流「明治用水頭首工より下流」、乙川下流「岡崎市取水口より下流」、該当類型 = A、達成期間 = イ ・水域 = 雨山川及び乙女川下流「雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川」、該当類型 = A A ・水域 = 鹿乗川「全域」、達成期間 = イ
8 月 22 日		市	悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出規制地域の指定及び規制基準の設定の告示(平成 23 年岡崎市告示第 102 号は廃止) ・悪臭原因物排出の規制地域及び区域の区分について、従来の色分け方式から都市計画法に基づく用途地域等を列記した形式に改める。

11 月 19 日	国		環境基本法の一部改正 ・トリクロロエチレンの環境基準を改訂 1年平均値 0.2mg/m ³ 以下→0.13mg/m ³ 以下
-----------	---	--	--

環境衛生

年 月 日	区 分	主 要 事 項
昭和27年	市	汚物(し尿)取扱業2社契約
29年	国	清掃法施行
30年	市	汚物(し尿)取扱業2社 契約から許可
32年	市	岡崎市清掃条例施行規則公布
36年	市	汚物(し尿)取扱業1社許可
45年12月25日	国	汚物(し尿)取扱業4社許可
46年 9月23日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布(昭和46年9月24日施行)
47年 3月30日	市	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則公布(同年9月24日施行)
48年 2月12日	県	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則公布(同年4月1日施行)
6月 5日	国	第一次産業廃棄物処理計画策定
7月 1日	市	世界環境デー(第1回環境週間)
49年10月 2日	市	緑化推進都市宣言
52年 3月14日	国	岡崎市公害防止条例公布(同年11月1日施行)
4月 6日	県	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令公布(同年3月15日施行)
57年 4月 1日	県	第二次産業廃棄物処理計画策定
58年 4月26日	国	愛知県し尿浄化槽設置・維持管理要綱施行
58年 5月18日	国	第三次産業廃棄物処理計画策定
59年 3月30日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(木くずを産業廃棄物に指定)
60年 7月10日	県	浄化槽法公布(昭和60年10月1日施行)
62年 4月 1日	県	浄化槽法施行規則公布(昭和60年10月1日施行)
平成 元年 9月 1日	県	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例公布(同年10月1日施行)
3年 4月 1日	県	第四次産業廃棄物処理計画を策定
4月26日	国	愛知県産業廃棄物広域交換制度発足
10月 5日	国	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の施行
12月10日	市	再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)の公布
4年 4月 1日	市	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(減量化・再生利用の規定の追加、特別管理廃棄物の規定の追加、廃棄物処理施設に係る規制等強化等)
7年 3月24日	市	岡崎市環境影響評価調査検討委員会規程
3月31日	市	合併処理浄化槽設置費補助金交付事務下水道部へ移管
6月16日	国	第五次産業廃棄物処理計画策定
8年 6月16日	国	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に改正(同年4月1日施行)
10月14日	県	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する規則を岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に改正(同年4月1日施行)
9年 1月28日	国	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布(同年12月14日施行)
4月 1日	県	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
	県	産業廃棄物の保管に関する指導マニュアル策定
	国	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン発表
	県	第六次産業廃棄物処理計画策定

年 月 日	区 分	主 要 事 項
平成9年 6月18日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(廃棄物の減量化・リサイクルの推進、施設の設置手続きの明確化、最終処分場における適正な維持管理の確保、不法投棄対策)
8月29日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令並びに施行規則一部改正(ダイオキシン対策に係る規制等)
10月 1日	県	愛知県浄化槽指導要領改正
12月24日	市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例一部改正(平成10年4月1日施行)
10年 4月 1日	市	岡崎市一般廃棄物収集運搬業許可開始
6月 5日	国	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)公布
6月16日	国	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正
6月17日	県	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正(排出事業者の責務の強化)
		愛知県廃棄物処理施設審査会議を設置
12年 5月31日	国	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布(平成14年5月31日施行)
6月 2日	国	循環型社会形成推進基本法公布
		浄化槽法の一部改正(合併処理浄化槽の設置を義務付け)(平成13年4月1日施行)
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(産業廃棄物管理票制度の見直し、措置命令の強化等)
6月 7日	国	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律公布(食品リサイクル法)
11月29日	国	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令公布
13年 3月26日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(廃棄物処理基準の強化等)
4月 1日	国	特定家庭用機器再商品化法施行(家電リサイクル法)
5月 1日	国	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行(食品リサイクル法)
5月 7日	国	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の策定
6月22日	国	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布(同年7月15日施行)
		特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布(フロン回収破壊法)
9月19日	国	浄化槽法施行令の公布(同年10月1日施行)
10月17日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物にと畜場においてと殺し、又は解体した獣育等に係る固形状の不要物を追加)
14年 1月 1日	県	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正(県外産業廃棄物の届出等)
1月17日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物にコンクリートくずを追加)
3月 5日	国	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則公布(同年5月31日施行)
3月29日	国	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物追加)
4月 1日	県	愛知県産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱の施行
7月12日	国	使用済自動車の再資源化等に関する法律公布(自動車リサイクル法)(平成17年1月1日施行)
9月19日	県	愛知県廃棄物処理計画を策定

年 月 日	区 分		主 要 事 項
平成14年10月23日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正 特別管理一般廃棄物の基準 特定管理産業廃棄物の追加 特定管理産業廃棄物の追加に伴い埋立処分の基準を定めた ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設を設置の許可の対象となる産業廃棄物処理施設に追加
12月19日		市	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例公布(平成15年4月1日施行) 岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(産業廃棄物に係る許可申請手数料の追加)
12月20日	国		使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令・施行規則公布(自動車リサイクル法関係)(平成17年1月1日施行)
15年 3月14日	国		循環型社会形成推進基本計画策定
3月25日		県	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例公布(同年10月1日施行)
3月28日		県	あいち資源循環型社会形成プラン策定
3月31日		市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則公布(同年4月1日施行) 岡崎市浄化槽法施行細則公布(同年4月1日施行) 岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則公布(同年4月1日施行)
4月 1日		市	中核市に移行 合併処理浄化槽設置費補助金交付事務環境部へ移管 岡崎市産業廃棄物適正処理指導要綱制定
6月18日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(不法投棄等の未然防止等の措置及びリサイクルの促進等の措置)
6月23日		市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例公布(同年10月1日施行)
6月25日		市	岡崎市廃棄物処理施設検討会議設置運営要領施行(同年8月25日委嘱)
7月 4日		県	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則公布(同年10月1日施行)
11月28日	国		広域的処理にかかる特例の対象とする一般廃棄物を定めた(廃スプリングマッレス・廃パソコン・廃密閉型蓄電池)
12月17日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類を含む汚泥、廃酸又は廃アルカリを生ずる工場又は事業場が有する施設として2施設を追加)
16年 3月23日		市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(自動車リサイクル法に係る許可申請手数料の追加)
4月28日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 ・廃棄物が地下にある土地の形質変更の届出義務化 ・不法投棄又は不法焼却する目的で廃棄物を収集・運搬した者に対する罰則の強化
6月24日		市	岡崎市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則公布(同年7月1日施行)
9月29日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正 ・特定処理施設に関する規定及び指定有害廃棄物(硫酸ビッチ)の保管、収集、運搬、処分等に関する基準の追加
17年 3月25日		市	岡崎市浄化槽法施行細則の一部改正 岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正 岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正(平成18年1月1日施行)
5月18日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正(欠格要件該当者の届出義務、マニフェスト制度違反者への命令措置等)(同年10月1日施行)
5月20日	国		浄化槽法の一部改正(目的の明確化、水質基準の創設、検査時期の適正化、監督の強化)(平成18年2月1日施行)

年 月 日	区 分	主 要 事 項
平成17年10月 5日	市	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正(平成18年1月1日施行)
18年 2月10日	国	石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部改正(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正を含む)(平成18年10月1日完全施行) ・石綿を含む廃棄物の無害化処理認定制度の創設
18年 4月28日	市	岡崎市浄化槽法施行細則の一部改正
7月26日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(石綿を含む廃棄物の処理に関する基準の追加等) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(マニフェスト交付等状況報告書提出義務の適用)
19年 6月13日	国	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律の一部改正(食品関連事業者に対する指導監督の強化取組の円滑化及び再生利用等の手法に「熱回収」の追加)(平成19年12月1日施行)
9月 7日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物である木くずの範囲の拡大)(平成20年4月1日施行)
20年 3月27日	市	一般廃棄物処理基本計画告示
11月27日	市	岡崎市浄化槽法施行細則の一部改正
12月 5日	国	特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正(薄型テレビ、衣類乾燥機の品目追加)(平成21年4月1日施行)
21年 2月26日	市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部改正(粗大ごみ有料戸別収集手数料を個別品目制から寸法及び重量による手数料体系へ改正)(平成21年4月1日施行)
8月13日	市	廃棄物再生利用個別指定に関する規則の交付、施行
22年 5月19日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(建設工事に伴い生ずる廃棄物の元請業者の処理責任一元化、廃棄物処理施設の定期検査制度創設、優良認定制度創設等)(平成23年4月1日施行・一部内容を除く)
12月21日	市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(一般廃棄物処理手数料の改定)
12月22日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化、帳簿の備え付けを要する事業者の追加等)
23年 1月28日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(廃棄物処理施設の処理能力を変更する場合の手続き等)
3月22日	県	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う、屋外保管の届出義務の適用除外の追加等)(平成23年4月1日施行)
3月29日	県	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正(保管届出の提出期限に関する規定の整備等)(平成23年4月1日施行)
24年 3月21日	市	岡崎市浄化槽法施行細則の一部改正
3月23日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(民法等の一部改正に伴う、法定代理人が法人である場合の規定追加)(平成24年4月1日施行)
3月28日	市	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正(登録の拒否に関する事項の追加)(平成24年4月1日施行)
3月29日	市	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正(平成24年4月1日施行)
8月10日	国	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律公布(平成25年4月1日施行)
12月25日	市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(資源物等の持ち去り禁止)(平成25年4月1日施行)

年 月 日	区 分		主 要 事 項
平成24年12月27日		市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部改正(資源物等の持去り禁止)(平成25年度4月1日施行)
25年 2月21日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(1,4-ジオキサンを含む廃棄物の規制の強化)(平成25年6月1日施行)
3月6日	国		使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する施行令、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する施行規則公布(平成25年4月1日施行)
26年 8月1日		市	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を改定
27年11月24日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(PCB使用廃安定器の分解・解体作業の原則禁止等)
12月21日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(廃水銀等の特別管理廃棄物への追加等)(平成28年4月1日一部施行)
12月25日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(カドミウムを含む物質の基準変更等)(平成28年3月15日施行)
28年 5月2日	国		ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正(ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の定義等)(平成28年度8月1日施行)
6月2日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(トリクロロエチレンを含む物質の基準変更等)(平成28年9月15日施行)
29年 3月27日		市	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続等に関する条例交付(平成29年4月1日施行)
3月30日		市	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続等に関する条例施行規則交付(平成29年4月1日施行)
6月 9日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(水銀廃棄物の処理基準の追加)(平成29年10月1日)
6月16日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(マニフェスト制度の強化、有害使用済機器の適正な保管等の義務付け、親子会社特例制度等)(一部を除き平成30年4月1日施行)
30年 1月31日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(有害使用済機器の指定等)(平成30年4月1日施行)
2月22日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(電子マニフェスト使用義務者の指定等)(一部を除き平成30年4月1日施行)
3月23日		市	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続等に関する条例の一部改正(2以上事業者産業廃棄物処理特定認定申請手数料の追加等)(平成30年4月1日施行)
3月27日		県	愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正(産業廃棄物の処理状況の確認を行っていない事業者に対する勧告、公表規定の追加)(平成30年10月1日施行)

自然環境、その他

年 月 日	区 分	主 要 事 項
大正 7年 4月 4日	国	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律公布(全部改正)
昭和32年 6月 1日	国	自然公園法公布
47年 6月22日	国	自然環境保全法公布
48年 3月30日	県	愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例公布
52年 4月 1日	市	岡崎市土地開発行為事前指導要綱の実施
59年 8月28日	国	環境影響評価実施要綱閣議決定
60年 3月29日	市	岡崎市都市景観環境条例公布(廃止)
61年 3月31日	県	愛知県環境影響評価要綱告示(同年10月1日施行)
平成 4年 6月 5日	国	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の公布(平成5年4月1日施行)
6月26日	国	都市計画法及び建築基準法の一部改正(用途地域:8区分→12区分)
5年11月19日	国	環境基本法公布施行(公害対策基本法廃止)
6年 6月23日	市	岡崎市環境審議会条例公布(岡崎市公害対策審議会条例の廃止)(廃止)
8月 1日	県	愛知県環境審議会設置
12月 2日	県	「あいちアジェンダ21」を策定
12月16日	国	環境基本計画閣議決定
7年 3月22日	県	愛知県環境基本条例公布(同年4月1日施行)
9年 6月13日	国	環境影響評価法公布(平成11年6月12日施行)
8月11日	県	愛知県環境基本計画策定
10月 6日	県	あいち環境づくり推進協議会設置
12月29日	国	地球温暖化対策推進本部設置
10年 6月19日	国	地球温暖化対策推進本部「地球温暖化対策推進大綱」決定
10月 9日	国	地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)公布(平成11年4月8日施行)
12月18日	県	愛知県環境影響評価条例公布(平成11年6月12日施行)
11年 3月26日	市	岡崎市環境基本計画策定
4月 1日	県	愛知県環境影響評価審議会設置
4月16日	国	地球温暖化対策に関する基本方針告示
7月 1日	市	エコオフィスプラン岡崎策定
7月16日	国	環境省設置法公布
12年 3月27日	県	あいちエコプラン2010(愛知県地球温暖化対策地域推進計画)策定
5月31日	国	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布(グリーン購入法)
6月26日	市	岡崎市生活環境等影響調査条例公布
6月29日	市	同上施行規則公布
7月25日	市	ISO14001認証取得(本庁舎等)
12月22日	国	新環境基本計画策定
13年 1月 6日	国	中央省庁再編成により、環境庁が環境省となる
1月19日	県	ISO14001認証取得(本庁舎)
3月26日	市	ISO14001認証取得(一般廃棄物最終処分場)
14年 3月19日	国	地球温暖化対策推進本部「地球温暖化対策推進大綱」見直し
3月25日	市	岡崎市自然体験の森条例公布(同年4月18日施行)
3月29日	市	岡崎市自然体験の森条例施行規則公布(同年4月18日施行)
6月 7日	国	地球温暖化対策の推進に関する法律改正、公布
7月12日	国	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律公布(平成15年4月16日施行)
9月 2日	県	愛知県環境基本計画(改訂計画)策定

年 月 日	区 分	主 要 事 項
平成14年12月20日	国	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令公布
12月26日	国	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則公布 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護を図るための事業を実施するため基本方針を定めた
15年 3月31日	市	岡崎市温泉法施行細則公布
6月23日	市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例公布
7月25日	国	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布(同年10月1日施行)
16年 6月 2日	国	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布(平成17年4月1日施行) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布(平成17年6月1日施行)
10月18日	市	エコオフィスプラン岡崎見直し
17年 3月25日	県	国際博覧会開幕 同年9月25日まで
6月17日	国	地球温暖化対策の推進に関する法律改正(温室効果ガス算定・報告・公表制度の制定)
12月21日	市	岡崎市環境基本条例公布(平成18年1月1日施行) ・環境の保全及び創造について、基本理念その他の基本的事項を定め、環境施策及び環境活動を総合的かつ計画的に推進するため制定 ・以下の審議会条例を廃止し、環境基本条例のなかで統合 岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例廃止 岡崎市環境審議会条例廃止 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例一部改正(平成18年1月1日施行) ・額田郡額田町の編入に伴う経過措置として額田町自然保護区設置条例により指定された保護区を環境保全地区としてみなす 岡崎市環境施策推進基金条例公布(平成18年1月1日施行) ・環境施策の推進に係る廃棄物処理施設、その他環境の保全及び創造に関する施設の整備並びに環境活動の推進に要する事業費に充てるために設置 岡崎市千万町茅葺屋敷条例公布(平成18年1月1日施行)
12月28日	市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成18年1月1日施行) ・額田郡額田町の編入に伴い、都市計画区域外の額田地区について、計画的な土地利用及び機能的な都市整備を図る観点から、景観及び環境の保全形成に多大な影響を及ぼす特定事業について実施の条件を見直す
18年 6月 7日	国	地球温暖化対策の推進に関する法律改正(京都メカニズムによる削減量(いわゆるクレジット)の取得等について定める)
19年12月21日	市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例一部改正(平成20年4月1日施行)
12月28日	市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成20年4月1日施行)
20年 3月28日	市	岡崎市自然環境保全条例公布(同年10月1日施行) ・本市の地域特性を踏まえた自然環境の保全及び創出を推進するために制定
20年 3月28日	市	岡崎市水を守り育む条例公布(同年4月1日施行)
20年 3月28日	市	岡崎市水環境創造プラン策定
6月13日	国	地球温暖化対策の推進に関する法律改正(事業者単位・フランチャイズ単位での排出量の算定・報告制度導入、特例市以上に地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定義務)
21年 3月26日	市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成21年4月1日施行)
22年 3月18日	市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成22年4月1日施行)
3月26日	市	岡崎市子ども自然遊びの森条例公布(平成22年10月1日施行)

年 月 日	区 分		主 要 事 項
23年 3月28日		市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成23年4月1日施行)
平成23年3月29日		市	岡崎市生活環境等影響調査条例一部改正(平成23年4月1日施行)
23年 3月31日		市	岡崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定
			岡崎市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定
25年 6月12日	国		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律改正交付(平成27年4月1日施行)
25年 6月15日	国		環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律一部改正(平成24年10月1日施行)
			環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に名称変更
26年 4月 2日	国		水循環基本法公布(平成26年7月1日施行)
5月30日	国		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)一部改正(平成27年5月29日施行)
27年 3月31日		市	岡崎市環境基本計画改訂
3月31日		市	岡崎市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)改訂
7月10日	国		水循環基本計画策定
4月 2日	国		フロン排出抑制法施行
12月12日		市	日本版「首長誓約」誓約
28年 3月24日		市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成28年4月1日施行)
5月13日	国		地球温暖化対策計画閣議決定
5月20日	国		地球温暖化対策の推進に関する法律一部改正
29年 3月27日		市	岡崎市生活環境等影響調査条例一部改正(平成29年4月1日施行)
3月28日		市	岡崎市温室効果ガス排出量推計システム改修
3月31日		市	岡崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改訂
3月31日		市	岡崎市生活環境等影響調査条例施行規則一部改正(平成29年4月1日施行)
30年 2月13日		市	岡崎市額田センター(愛称:こもれびかん)開館(森の駅情報コーナー設置)
3月31日		市	森の総合駅閉館

2 - 2 審議会など（平成 30 年 4 月 1 日現在）

(1) 附属機関

○岡崎市環境審議会

環境基本法第 44 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 7 の規定をうけ、岡崎市環境基本条例に基づき設置しています。学識経験者、関係団体員及び公募市民のうちから市長が任命した 16 名に委嘱しています。

市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項、環境基本計画に関する事項、環境の保全及び形成に資するまちづくりに関する事項及び廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項について調査審議する機関です。

○岡崎市水循環推進協議会

本市における健全な水循環を確保し、創造するために、岡崎市水を守り育む条例に基づき設置しています。水循環総合計画に関する事項、健全な水循環に関する基本事項及び重要事項について審議する機関です。

(2) 附属機関に準ずる機関

○岡崎市放置自動車廃物判定委員会

岡崎市放置自動車の処理に関する事務取扱要綱第 9 条に基づき、自動車についての専門知識又は学識を有する者、関係行政機関、その他市長が必要と認める者のうちから 10 名以内で組織します。

委員会は、放置自動車の廃物としての判定、その他市長が必要と認める事項について、調査、審査及び判定するための機関で、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、地域の美観、良好な都市環境、快適な生活環境を維持することを目的としています。

○岡崎市廃棄物処理施設検討会議

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 第 3 項（第 9 条第 2 項で準用する場合を含む。）及び第 15 条の 2 第 3 項（第 15 条の 2 の 6 第 2 項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、焼却施設、最終処分場ほか法令で規定する廃棄物処理施設を許可する場合、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者の意見を聴くために開催しています。

10 名以内の学識経験者で構成され、現在 6 名に委嘱しています。

○岡崎市地球温暖化対策実行計画協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律第 22 条に基づき設置されるもので、本市の地球温暖化対策実行計画の策定及びその実施の推進に関する事項を協議し、提言することを目的として設置しています。

○北山湿地保全管理計画推進協議会

岡崎市自然環境保全条例第 8 条の規定に基づく保全計画である北山湿地保全管理計画に基づき、環境保全に関する知識を有し、北山湿地の保全活動に熱意を有する市民及び学識者に行政を加えた 3 者によって構成されています。

協議会は、保全活動の実施状況及び各調査結果を確認・検討し、長期的視点に立って北山湿地の保全管理を適切に推進することを目的とし、年 1 回以上開催します。

(3) その他

○岡崎市環境保全委員

岡崎市生活環境保全条例第 40 条の規定に基づき、環境保全に関する専門知識又は経験を有する者 9 名に委嘱しています。

連絡会議を定期的に行い情報交換を行うとともに、各担当地域における生活環境の状況調査や報告、市の行う施策の協力並びにこれに関する啓発及び指導をしています。

○岡崎市自然環境監視員

岡崎市自然環境保全条例第 29 条の規定に基づき、保護区や市内に生息、生育する希少野生動植物の監視や指定移入種の放逐等の違反行為の監視を目的に 7 名の委員を委嘱しています。

○岡崎市廃棄物減量等推進員

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 8 の規定に基づき、市のごみ減量・リサイクル及び分別排出等を円滑に推進することを目的として 47 名に委嘱しています。

附属機関とは

法律又は条例の定めるところにより、執行機関（市長、教育委員会など）の内部部局のほかに、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する審議会等の合議制の機関のことをいいます。

附属機関に準ずる機関とは

要綱の定めるところにより、学識経験者、市民等の意見を求め、これを行政に反映させることを主な目的として設置する機関のことをいいます。

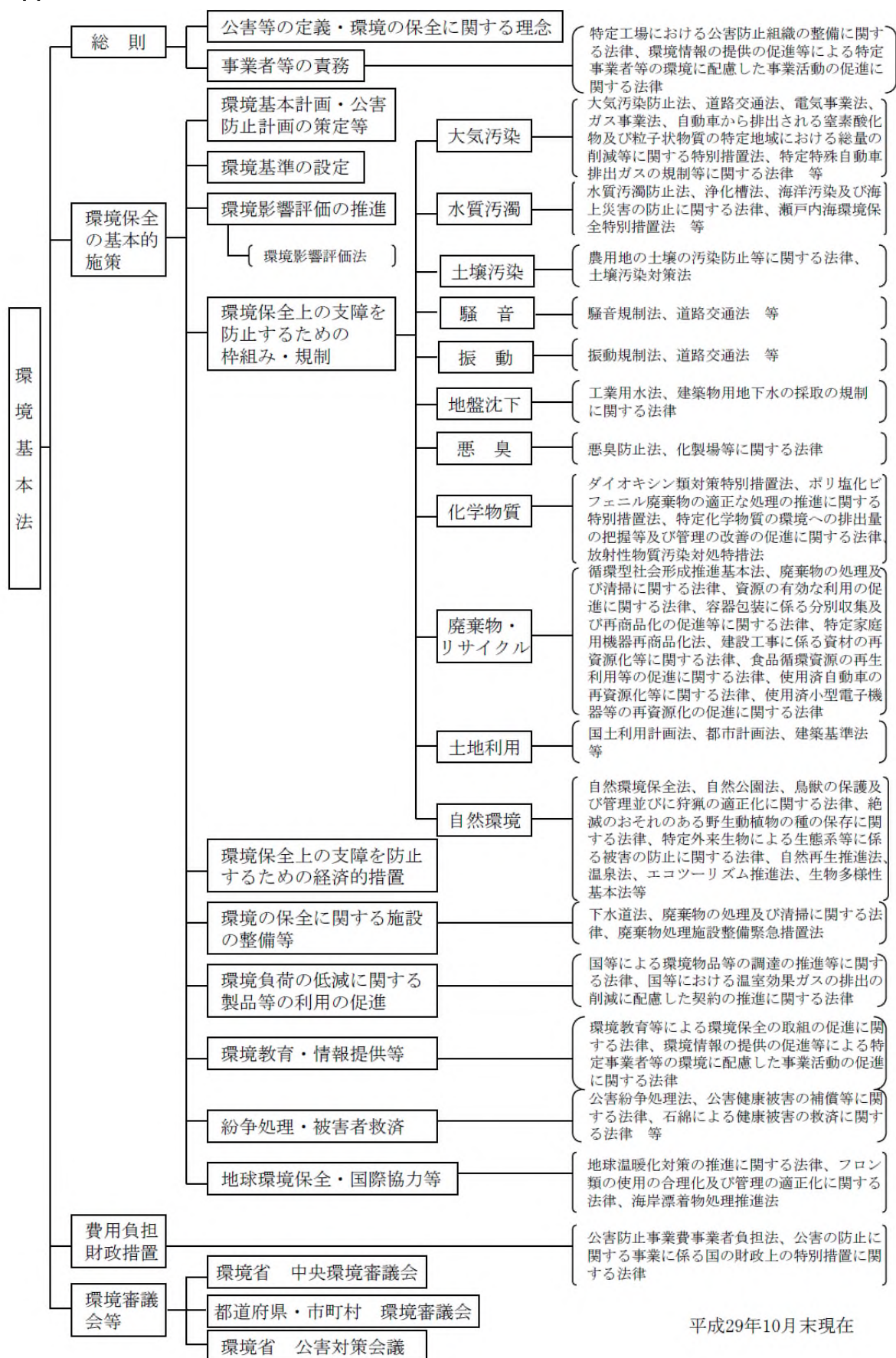
2 - 3 保有車両

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

課	車種	台数	用途	
環境政策課	普通乗用	1	環境啓発用(MIRAI)	
	小型貨物	1	連絡作業用	
	軽貨物	2	連絡作業用	
ごみ対策課	小型貨物	1	事務用	連絡用
	軽貨物	1		連絡用
	普通乗用	1		リサイクル活動調査・啓発用
	普通乗用	1		連絡用
	軽貨物	1		連絡・動物収集用
	軽貨物	3	ごみ収集用	不法投棄収集用
	収集車	37		可燃・不燃ごみ収集用
	収集車	10		資源ごみ収集用
	トラック	11		資源ごみ収集用
	トラック	5		粗大ごみ・さわやか収集用
	ダンプ	2	その他	粉碎資源ごみ運搬用
	ダンプ	2		解体資源ごみ運搬用
	トラック(脱着装置付)	1		資源ごみ運搬用
	トラック	1		資源ごみ運搬用
	フォークリフト	4		資源物運搬用
	ショベルローダー	1		資源ごみ運搬用
総合検査センター	軽貨物	2	事務連絡・作業用	
八帖クリーンセンター	小型貨物	1	事務連絡用	
	軽貨物	2	事務連絡・作業用	
	ダンプ	1	汚泥運搬用	
	シャベルローダー	1	作業用	
	バキューム車	1	し尿収集車	
中央クリーンセンター	小型貨物	1	事務用	連絡用
	軽貨物	3		連絡用
	トラック	1	その他	埋立覆土運搬・消毒用
	ダンプ	2		埋立覆土運搬用
	ダンプ	1		焼却灰運搬用
	トラック(脱着装置付)	1		解体資源ごみ運搬用
	バキュームタンク車	1		埋立場散水用
	フォークリフト	2		資源物運搬用
	トラクターショベル	5		資源ごみ運搬用・埋立用
	ショベルローダー			
バックホー				
合 計		111		

2 - 4 法律等の体系

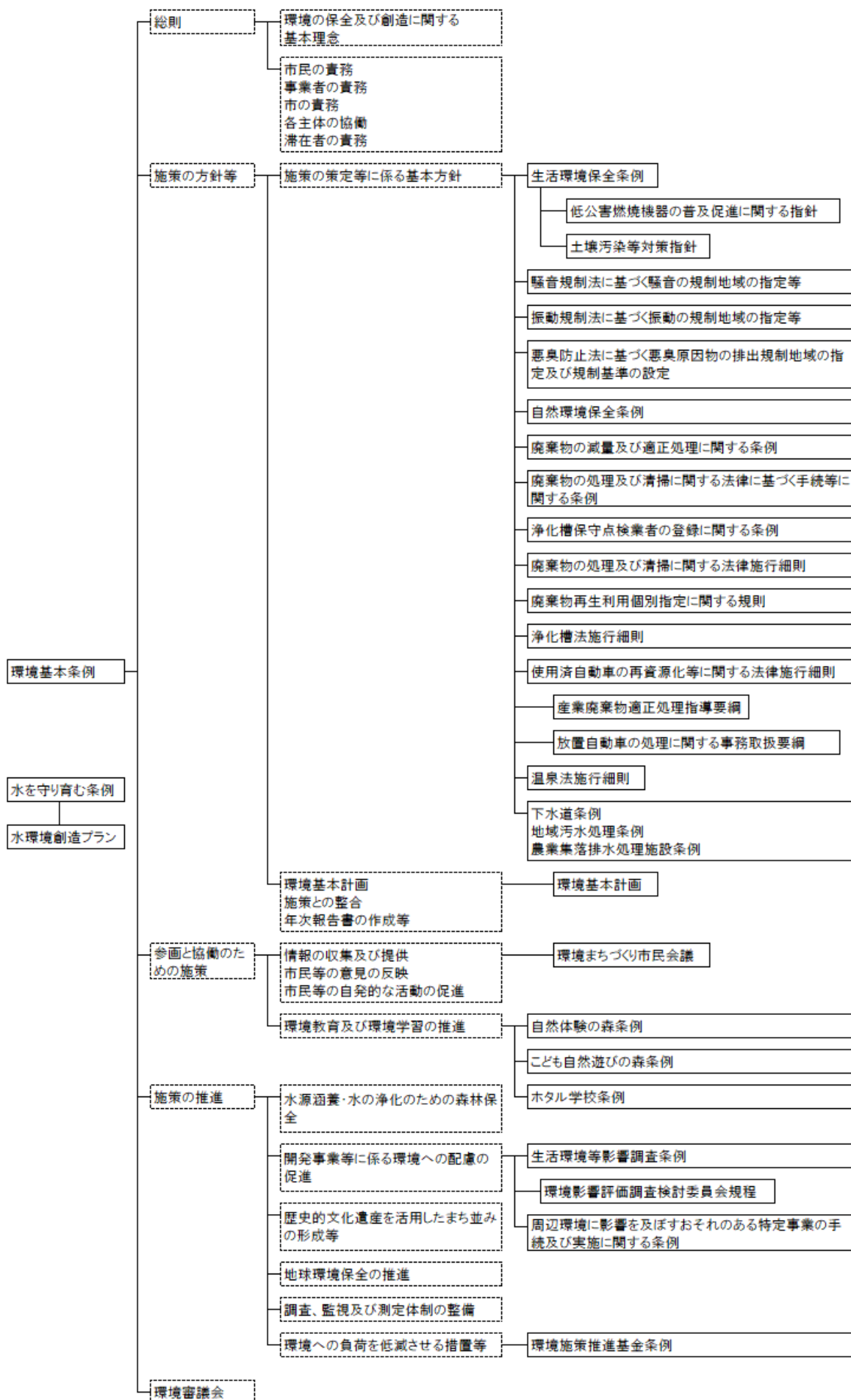
(1) 環境関連の主な法体系（平成 29 年 10 月末現在）



平成29年10月末現在

出典：平成 29 年版環境白書(愛知県)

(2) 本市における環境関連の条例等の体系（平成 30 年 4 月 1 日現在）



2 - 5 予算の概要

(1) 予算額

() は一般会計に占める割合

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度
総予算額	2,473 億 7,584 万円	2,413 億 7,974 万円
一般会計	1,233 億円	1,235 億円
【衛生費】	128 億 8,384 万円 (10.4%)	151 億 2,643 万円 (12.2%)
特別会計	684 億 1,503 万円	648 億 6,771 万円
企業会計	556 億 6,081 万円	530 億 1,202 万円

【衛生費】内訳

() は衛生費に占める割合

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度
環境費	7 億 7,427 万円 (6.0%)	7 億 4,583 万円 (4.9%)
環境総務費	3 億 3,258 万円	3 億 2,258 万円
環境推進費	2 億 1,957 万円	2 億 1,898 万円
総合検査センター費	2 億 2,212 万円	2 億 0,427 万円
清掃費	43 億 3,205 万円 (33.6%)	44 億 0,374 万円 (29.1%)
清掃総務費	11 億 6,988 万円	11 億 5,179 万円
塵芥処理費	30 億 2,065 万円	31 億 1,043 万円
し尿処理費	1 億 4,152 万円	1 億 4,152 万円
その他	77 億 7,752 万円 (60.4%)	99 億 7,686 万円 (66.0%)

(2) 清掃費の推移

年 度	清掃費	うち経常経費	うち投資的経費
平成 26 年度	41 億 9,160 万円	41 億 9,160 万円	0 円
平成 27 年度	42 億 6,761 万円	42 億 6,761 万円	0 円
平成 28 年度	44 億 3,886 万円	44 億 3,886 万円	0 円
平成 29 年度	43 億 3,205 万円	43 億 3,205 万円	0 円
平成 30 年度	44 億 374 万円	44 億 374 万円	0 円

(3) ごみ処理に要する経常経費の推移

年度	人口 1 人当たりの経費	一世帯当たりの経費
平成 26 年度	10,373 円	26,060 円
平成 27 年度	10,217 円	25,451 円
平成 28 年度	10,972 円	26,990 円
平成 29 年度	10,679 円	26,023 円
平成 30 年度	10,884 円	26,195 円

ごみ処理に要する経常経費の予算額より積算

3 清掃事業の概要

3 - 1 概要

本市では、ごみ対策課でごみの収集、中央クリーンセンターで溶融、リサイクルプラザで破碎・資源選別、北部一般廃棄物最終処分場で埋立、八帖クリーンセンターで焼却、し尿処理の各事業を行っています。

一般的にはあまり目立たない存在ではありますが、清潔で衛生的な環境のもとで快適な生活を営むうえには、この清掃事業は最も重要な施策の一つです。

「ごみ」については、ごみ減量・リサイクル推進を図るため各種施策を展開しています。

3 - 2 事業内容

(1) ごみ処理

全市において、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（空き缶・空きびん、3分別）、発火性危険ごみ、有害ごみ（手鏡・水銀体温計）の分別収集、粗大ごみの有料戸別収集を行っています。また、ペットボトル、新聞・雑誌等、廃蛍光管・乾電池については、回収協力店や市民センター等で拠点回収を行っています。

平成13年4月1日から粗大ごみの有料戸別収集、平成14年1月14日から容器包装リサイクル法に基づき、リサイクルを目的とした3分別（紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の分別収集を実施し、ごみの減量を推進しています。

平成15年4月からは、新たに高齢者・体が不自由な方がごみ出しが容易にできるように、自宅まで戸別収集するさわやか収集、相次ぐ不燃ごみの火災・爆発事故を防止するため発火性危険ごみ（スプレー缶、ガスボンベ、ライター等）の分別収集を開始しました。

可燃ごみは週2回、3分別は週1回、不燃ごみ、缶・びん、発火性危険ごみ、有害ごみ（手鏡・水銀体温計）は隔週1回の定期収集を実施し、増加傾向にあるごみの排出量を抑制するため、各種減量施策を推し進めています。

ア 可燃ごみ

八帖クリーンセンターはストーカー炉による焼却処理、中央クリーンセンターではガス化溶融処理を行っています。施設の1日の最大処理能力は、八帖クリーンセンターは100トン、中央クリーンセンターは380トン、各種の公害防止等に万全を期してごみ処理事業を行っています。

八帖クリーンセンター・中央クリーンセンターの処理施設では、余熱を利用して蒸気タービンによる発電を行っています。

イ 不燃ごみ

リサイクルプラザに搬入して、破碎処理をしています。破碎後は、資源物・可燃物・残さに選別して、資源物は再生資源業者に売却し、可燃物は中央クリーンセンターへ搬入して処理し、残さと中央クリーンセンターから発生する飛灰はダスト固化され、北部一般廃棄物最終処分場で埋立処理されます。北部一般廃棄物最終処分場は、各種の公害防止等に万全を期して埋立事業を行っています。

ウ 資源物（缶・びん）

収集し、缶は機械によって選別処理を行い、びんは手選別処理を行い、それぞれ再生資源業者に売却しています。

エ 資源物（紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装）

収集し、容器包装リサイクル法で定められた方法で、選別・圧縮・梱包した後、再生資源業者に引き渡しています。また、協力店舗でペットボトル（40店舗：平成30年4月1日現在）の回収をしています。ペットボトルの大半は、市の施設で選別の後、フレック化され、再生資源業者に売却しています。

オ 拠点回収

市役所、市民センター等（12か所：平成30年4月1日現在）で、新聞・雑誌、ダンボール、牛乳パック、古着、ペットボトル、廃蛍光管、乾電池を回収しています。稲熊拠点回収所では使用済小型家電も回収しています。また、協力回収店で新聞・雑誌（6店舗：平成30年4月1日現在）を回収しています。

カ 集団回収

市民の皆様に積極的にごみ減量していただくために、子ども会や町内会など（約380団体：平成29年度実績）による集団回収で、新聞・雑誌、ダンボール、牛乳パック、古着、アルミ缶を回収していただいています。また、ミニ拠点回収でも同様に回収しています。

(2) ごみ減量とリサイクル

集団回収を実施する子ども会等の団体に報償金を交付しています。また、家庭の生ごみ処理機購入に対して補助金制度を設けています。

この他、リサイクルプラザで、廃ガラスを利用するガラス工芸講座などを行い、ごみ減量・リサイクル推進の啓発活動の拠点としています。

(3) し尿及び浄化槽汚泥収集処理

し尿は、許可業者が定められた区域を収集し、浄化槽汚泥は、許可業者が市全域を収集しています。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、八帖クリーンセンターの標準脱窒素処理施設及び高度処理施設で処理し、水質の保全に努めています。

(4) 公衆便所

市内 13 箇所に設置されている公衆便所の清掃管理を業者に委託して、清潔の保持に努めています。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

名 称	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)	建設年月
明大寺 (ガード下)	明大寺町字沢田 3 番地 1	コンクリート造	14.00	平成 08 年 03 月
康生東	康生通東 1 丁目 10 番地先	コンクリートブロック造	6.60	昭和 37 年 10 月
能見	能見町 145 番地	コンクリートブロック造	4.53	昭和 43 年 01 月
伊賀	伊賀町字南郷中 5 番地 1	コンクリートブロック造	4.95	昭和 43 年 10 月
井田	井田町字池田 9 番地	コンクリートブロック造	4.90	昭和 44 年 12 月
大門駅	大樹寺 2 丁目 21 番地	プレハブ式	22.00	昭和 63 年 02 月
六名駅	六名新町 11 番地	プレハブ式	22.00	昭和 63 年 02 月
西岡崎駅南側	昭和町字北浦 20 番地	プレハブ式	16.00	昭和 63 年 03 月
西岡崎駅北側	昭和町字北浦 47 番地	プレハブ式	16.00	昭和 63 年 03 月
岡崎駅自由通路西口	羽根町字南乾地 53 番地 1	コンクリート造	32.90	平成 02 年 10 月
岡崎駅自由通路東口	羽根町字東荒子 130 番地 1	コンクリート造	55.48	平成 25 年 5 月
東岡崎駅南	明大寺町字寺東 2 番地 4	コンクリート造	38.48	平成 10 年 11 月
中岡崎駅	八帖町字往環通 142 番地	プレキャストコンクリート造	36.40	平成 18 年 04 月

(5) ごみ処理関係施設概要

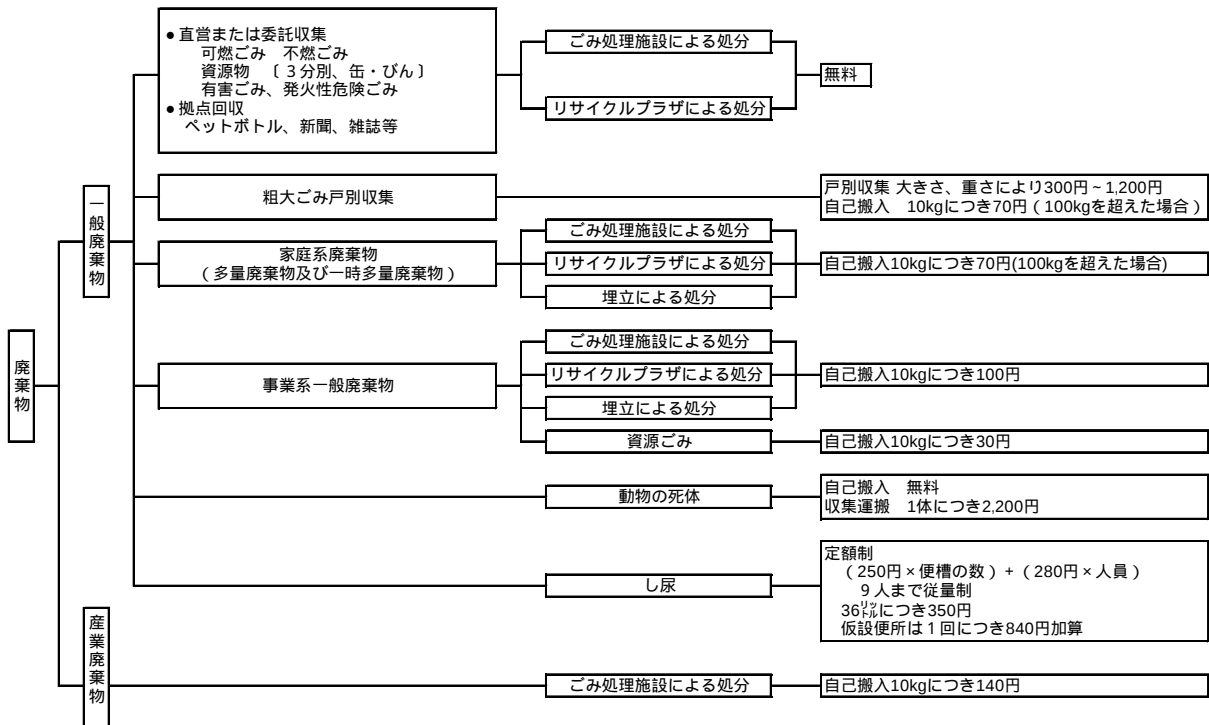
(平成 29 年 4 月 1 日現在)

施 設 名			敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)	着 工	竣 工	処理方法	能 力
ハ帖クリーン センター	ごみ焼却施設	1号炉	19,354.97	5,745.25	H5.6.23	H8.2.26	全連続 燃焼式	100 トン/日
		2号炉		1,591.40	平成 23 年休止		全連続 燃焼式	150 トン/日
	し尿処理施設			7,457.04	S 63.10.1	H 4.3.25	1	320kℓ/日
中央クリーン センター	ガス化溶融施設		77,831.30	14,473.87	H17.12.21	H23.6.30	シャフト炉 式ガス化溶 融	190 トン/日 × 2 炉
リサイクル プラザ	ごみ焼却施設		54,922.38	12,754.88	平成 23 年休止		全連続 燃焼式	120 トン/日 × 2 炉
	不燃ごみ処理施設	4,596.47		H5.6.23	H 7.9.14	破碎選別	粗大不燃 70 トン/日	
						選別圧縮	缶 15 トン/日	
最終処分場	一般廃棄物 最終処分場		235,678.68	824.77 (事務所等)	平成 18 年埋立終了		—	—
	北部一般廃棄物 最終処分場		197,963.00	2,242.00 (事業所等)	H 13.10.1	H 16.3.31	準好気性 埋立方式	399,100m³
	一般廃棄物最終 処分場 (額田)		2,900.00	469.00	平成 18 年埋立終了		—	—
稲熊町拠点回収所			7,044.66	495.00	H 19,11,6	H 19,12,25	—	—

1 標準脱窒素処理方式砂ろ過活性炭処理凝集沈殿法オゾン処理法

(6) ごみ処理に関する使用料及び手数料

ア 使用料及び手数料一覧 (平成 29 年 4 月 1 日現在)



岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 8 条第 3 項で規定するものに限る。

イ ごみ処理手数料の経緯

年度	臨時多量廃棄物の収集、運搬及び処分		多量事業用廃棄物臨時多量廃棄物の処分		動物死体の焼却処分		事業系廃棄物の処分	
	ごみ処理施設により処分する場合	埋立により処分する場合	ごみ処理施設により処分する場合	埋立により処分する場合	ごみ処理施設により処分する場合	埋立により処分する場合	ごみ処理施設により処分する場合	埋立により処分する場合
昭和47年	1tにつき 3,500円	1tにつき 2,500円	1tにつき 2,000円	1tにつき 500円	1体につき 300円	1体につき 100円	1tにつき 2,500円	1tにつき 1,000円
昭和49年	100kgにつき 350円	1tにつき 2,500円	100kgにつき 200円	1tにつき 500円	1体につき 300円	1体につき 100円	100kgにつき 400円	1tにつき 1,000円
昭和51年	100kgにつき 560円	1tにつき 4,200円	100kgにつき 320円	1tにつき 1,000円	1体につき 1,300円	1体につき 300円	100kgにつき 400円	1tにつき 2,000円
昭和53年	100kgにつき 560円	100kgにつき 420円	100kgにつき 320円	100kgにつき 100円	1体につき 1,300円	1体につき 300円	100kgにつき 400円	100kgにつき 200円
昭和57年	100kgにつき 800円	100kgにつき 600円	100kgにつき 400円	100kgにつき 150円	1体につき 2,000円	—	100kgにつき 500円	100kgにつき 250円
平成元年	100kgにつき 820円	100kgにつき 620円	100kgにつき 410円	100kgにつき 150円	1体につき 2,060円	—	100kgにつき 520円	100kgにつき 260円
平成5年 5月1日	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 500円	100kgにつき 500円	1体につき 2,100円	—	100kgにつき 600円	100kgにつき 600円

年度	一般廃棄物						動物の死体	事業系廃棄物		
	一時多量廃棄物の収集、運搬及び処分			多量廃棄物 一時多量廃棄物の処分						
	ごみ焼却施設 による処分 をする場合	リサイクルプラザ により処分を する場合	埋立により 処分をする 場合	ごみ焼却施設 により処分を する場合	リサイクルプラザ により処分を する場合	埋立により 処分をする 場合		ごみ焼却施設 により処分を する場合	リサイクルプラザ により処分を する場合	埋立により 処分をする 場合
平成7年 4月1日	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 500円	100kgにつき 500円	100kgにつき 500円	1体につき 2,100円	100kgにつき 600円	100kgにつき 600円	100kgにつき 600円
平成9年 4月1日	100kgにつき 1,220円	100kgにつき 1,220円	100kgにつき 1,220円	100kgにつき 510円	100kgにつき 510円	100kgにつき 510円	1体につき 2,140円	100kgにつき 610円	100kgにつき 610円	100kgにつき 610円

年度	一般廃棄物							動物の死体	産業廃棄物			
	一時多量廃棄物の収集、運搬及び処分			事業系一般廃棄物								
	ごみ焼却施設 による処分 をする場合	リサイクルプラザ により処分を する場合	埋立により 処分をする 場合	ごみ焼却施設 による処分を する場合	リサイクルプラザ により処分を する場合	埋立により 処分をする 場合	資源ごみ		ごみ焼却施設 による処分を する場合	リサイクルプラザ により処分を する場合	埋立により 処分をする 場合	
平成10年 4月1日	100kgにつき 510円	100kgにつき 510円	100kgにつき 510円	100kgにつき 780円	100kgにつき 780円	100kgにつき 780円	100kgにつき 260円	1体につき 2,140円	100kgにつき 1,050円	100kgにつき 1,050円	100kgにつき 1,050円	
平成16年 1月1日	10kgにつき 51円	10kgにつき 51円	10kgにつき 51円	10kgにつき 78円	10kgにつき 78円	10kgにつき 78円	10kgにつき 26円	1体につき 2,140円	10kgにつき 105円	10kgにつき 105円	10kgにつき 105円	
平成23年 4月1日	10kgにつき 70円	10kgにつき 70円	10kgにつき 70円	10kgにつき 100円	10kgにつき 100円	10kgにつき 100円	10kgにつき 30円	1体につき 2,140円	10kgにつき 140円	10kgにつき 140円	10kgにつき 140円	
平成26年 4月1日	10kgにつき 70円	10kgにつき 70円	10kgにつき 70円	10kgにつき 100円	10kgにつき 100円	10kgにつき 100円	10kgにつき 30円	1体につき 2,200円	10kgにつき 140円	10kgにつき 140円	10kgにつき 140円	

ウ し尿くみ取り手数料の経緯

経緯年月日	規定量	料 金
昭和37年2月1日	27ℓにつき	35 円
昭和47年4月1日	36ℓにつき	100 円
昭和49年7月1日	36ℓにつき	150 円
昭和50年1月1日	定額制	(100 円×便槽の数) + (140 円×人数)
	従量制	36ℓにつき 150 円
昭和52年5月1日	定額制	(130 円×便槽の数) + (170 円×人数)
	従量制	36ℓにつき 180 円
昭和55年5月1日	定額制	(160 円×便槽の数) + (200 円×人数)
	従量制	36ℓにつき 210 円
昭和60年4月1日	定額制	(200 円×便槽の数) + (240 円×人数)
	従量制	36ℓにつき 250 円
平成 元年7月1日	定額制	(210 円×便槽の数) + (250 円×人数)
	従量制	36ℓにつき 260 円
平成 5年5月1日	定額制	(240 円×便槽の数) + (270 円×人数)
	従量制	36ℓにつき 330 円
平成 6年5月1日	定額制	(240 円×便槽の数) + (270 円×人数)
	従量制	36ℓにつき 330 円 仮設便所の場合は、1 便槽 1 か所につき 800 円加算する
平成 9年4月1日	定額制	(240 円×便槽の数) + (280 円×人数)
	従量制	36ℓにつき 340 円 仮設便所の場合は、1 便槽 1 か所につき 820 円加算する
平成26年4月1日	定額制	(250 円×便槽の数) + (280 円×人数)
	従量制	36ℓにつき 350 円 仮設便所の場合は、1 便槽 1 か所につき 840 円加算する

3 - 3 清掃事業の推移

年 度	内 容
昭和 27	汚物(し尿)汲取処理業2社契約
28	道路散水業務開始(散水車2台)
29	清掃法施行(汚物(し尿)汲取処理業2社 契約から許可) 稲熊ごみ焼却場建設(自然通風式)
30	岡崎市清掃条例施行規則公布
32	汚物(し尿)取扱業1社許可
34	特別清掃区域を拡大し5清掃区に分け週1回の定期収集実施 道路清掃班を設置
36	汚物(し尿)取扱業4社許可 市公共施設し尿くみとり直営実施
38	下水処理場完成(16,000m ³ /日)
39	ごみ焼却場完成(150t/日) コンクリートごみ箱を廃止し、ポリ容器普及
40	機構改革により衛生課から独立衛生センターとなり2係設置 し尿処理場完成(消化方式 100kℓ/日)
41	衛生センター竣工式(管理棟・ごみ焼却場・し尿処理場)
42	市内中心部のごみ夜間収集開始
43	ごみ収集にステーション方式実施 可燃物週2回、不燃物週1回の定期収集実施
44	散水業務道路清掃を土木課に移管 田口不燃物埋立場埋立開始 衛生センター3係となる
45	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布 田口不燃物埋立場埋立終了 西阿知和不燃物埋立場埋立開始
46	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則公布 衛生センター4係となる
47	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則公布 衛生センター6係となる 西阿知和不燃物埋立場埋立終了 米河内不燃物埋立場埋立開始
48	第2ごみ焼却場完成(150t/日) ごみ計量開始(焼却場) 額田・幸田広域ごみ処理開始
49	粗大ごみ収集実施 第2し尿処理場完成(酸化方式 150kℓ/日) 第1し尿処理場改造 第1ごみ焼却場へ電気集塵器取付
50	衛生センター7係となる 第2ごみ焼却場へ電気集塵器取付
51	衛生センター2課7係となる

年 度	内 容
昭和 52	全国都市清掃会議北陸東海地区総会岡崎市で開催
	ごみ減量及び資源再利用推進補助事業開始
	公衆便所清掃業務委託
53	ごみ計量業務委託(焼却場)
	米河内不燃物埋立場埋立終了
	才栗不燃物埋立場埋立開始(才栗町字流石)
	ごみ焼却場排水処理施設完成
	ごみ減量及び資源再利用補助金交付開始
54	才栗不燃物埋立場へコンパクト導入
	し尿処理場汚泥焼却設備増強
	し尿処理悪臭防止工事施工
	下水処理場改造工事完成(日本下水道事業団へ委託・28,000m ³ /日)
55	粗大ごみ収集を民間に委託(組合)
	粗大ごみ再利用品無料配布展示会開催
	ごみ焼却場処理施設、排ガス処理施設設置工事
	し尿処理場悪臭防止工事施工
56	名称が清掃センターとなる
	岡崎市清掃協会設立
	粗大ごみ収集を岡崎市清掃協会に委託
	祝日にごみ収集実施
	ごみ焼却場悪臭防止工事施工
	し尿処理施設排水処理施設工事完成
	し尿処理施設排水処理施設業務委託
	温水余熱利用養魚槽設置工事完成
57	清掃センター2課6係となる
	し尿処理施設、貯留槽増設及び本曝気槽改造工事施工
	ごみ夜間収集業務一部地域の廃止
	ごみ焼却炉余熱利用ガラス工芸施設工事完成
	粗大ごみ再利用品無料配布展示会開催
58	一般廃棄物最終処分場(才栗町字霧ヶ洞)建設開始
	ごみ焼却炉余熱利用ガラス工芸施設(八帖クリーンセンター)工事完成
59	下水処理場汚水調整池最終沈殿池完成
	岡崎市一般廃棄物最終処分場完成(才栗町字霧ヶ洞)
	有害ごみ収集開始(乾電池)粗大ごみステーションで回収
60	汚水調整池用地等下水道維持課から移管
	旧中央クリーンセンター(高隆寺町)建設開始
	岡崎市一般廃棄物最終処分場埋立開始
61	清掃センター2課7係となる
	才栗不燃物埋立場埋立終了(才栗町字流石)
62	し尿処理施設実施設計
63	全国都市清掃会議北陸東海地区協議会総会岡崎市で開催
	し尿処理施設建設事業開始(昭和63～平成3年)
	旧中央クリーンセンター完成(焼却施設:240t/日)(高隆寺町)

年 度	内 容
平成 元	衛生課2係・八帖クリーンセンター3係 中央クリーンセンター3係に機構改革
	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
	し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書締結
2	一般廃棄物最終処分場2期工事(埋立)
	前処理施設設置工事完成(旧中央クリーンセンター)
	公衆便所建替工事完成(康生南公衆便所)
3	し尿処理施設完成(320kℓ / 日)
	浸出水前処理施設設置(埋立)
	ごみモデル地区設定(3地区)
	空き缶プレスカー導入(1台)
4	生ごみ堆肥化装置購入補助制度
	一部機構改革(指導係設置)
	ごみモデル地区設定(3地区 計6地区)
	資源ごみ集積場設置
	岡崎市空きびんリサイクル協力店制度制定(平成5年4月1日施行)
5	八帖クリーンセンターごみ焼却施設(1号炉)建設開始
	リサイクルプラザ(旧中央クリーンセンター内)建設開始
	岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例制定(平成6年4月1日施行)
	空き缶プレスカー増車(1台計2台)
	全国都市清掃会議北陸東海地区協議会廃棄物処理実務研修会岡崎で開催
	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
6	岡崎市廃棄物減量等推進審議会設置(委員16名)
	岡崎市廃棄物減量等推進審議会に一般廃棄物処理基本計画に関する事項の諮問・答申
	ごみモデル地区(2地区計8地区)
	一般廃棄物最終処分場3期工事(埋立)
7	衛生課を生活環境課に課名変更 (課3係・八帖クリーンセンター3係・中央クリーンセンター3係)に機構改革
	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則を岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例・規則に改正(平成7年4月1日施行)
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行
	岡崎市清掃協会を岡崎市リサイクル協会に名称変更
	岡崎市廃棄物減量推進員設置(41名に委嘱)
	岡崎市ごみ減量推進員設置
	岡崎市資源回収事業報償金制度開始
	リサイクルプラザ完成(旧中央クリーンセンター内:粗大・不燃ごみ破碎施設等)
	リサイクルの日開始
	一般廃棄物処理基本計画告示
	八帖クリーンセンターガラス工房閉鎖(9月)
	旧中央クリーンセンターガラス工房開設(10月)
	不燃ごみを、毎週1回収集から隔週1回収集に変更(10月)
	空き缶・空きびん分別収集開始(隔週1回収集)(10月)
	八帖クリーンセンターごみ焼却施設完成(1号炉)(100t / 日)
8	一部機構改革(八帖クリーンセンター2係)
	ごみ減量・リサイクル活動奨励金制度
	岡崎市別収集計画策定
9	一部機構改革(中央クリーンセンターに安全教育係設置)

年 度	内 容
平成 10	機構改革(班体制)
	岡崎市一般廃棄物収集運搬業許可開始
	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例・規則の改正(平成 10 年 4 月 1 日施行)
	岡崎市資源回収事業補助金制度開始(7 月)
	不用品情報交換の開始(10 月)
	ペットボトル拠点回収開始(10 月)
11	電動式生ごみ堆肥化装置補助開始
	新聞、雑誌拠点回収開始(8 月)
12	ごみ袋透明化開始(4 月)
13	粗大ごみ戸別収集開始(4 月)
	家電リサイクル法施行
	蛍光管・乾電池の回収協力店方式と拠点回収開始(4 月)
	生活環境課をごみ対策課に課名変更
	ごみ新分別モデル地区(8 学区 19 町内)(7 月)
	3 分別(紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装)の分別収集開始(隔週 1 回収集)(1 月)
	指定袋制開始(1 月)
	北部一般廃棄物最終処分場建設開始(平成 13 年～)
	八帖ごみ処理施設(2 号炉)ダイオキシン対策工事施工
14	八帖ごみ処理施設(2 号炉)ダイオキシン対策工事完了
15	一部機構改革(中央クリーンセンターにリサイクル推進班設置)
	さわやか収集開始(4 月実施)
	発火性危険ごみ収集開始(隔週 1 回収集)(4 月試行 7 月実施)
	3 分別を毎週 1 回収集に変更(7 月)
	資源回収事業ミニ拠点回収方式開始(9 月)
	事業系ごみの古紙類の搬入規制開始(10 月)
	資源有効利用促進法に基づき家庭系パソコンの回収・リサイクルが始まる
16	一部機構改革(埋立 2 班設置)
	家庭系パソコン搬入規制開始(4 月完全実施)
	びん手選別開始(4 月)
	北部一般廃棄物最終処分場完成(5 月)
17	夜間収集の廃止(5 学区 25 町内 1,737 世帯)
	一部機構改革(ごみ対策課総務班を環境総務課総務班へ統合)
	ペットボトル粉碎処理開始(旧中央クリーンセンター内)(10 月)
	額田町合併による収集開始(1 月)
	合併に伴い額田町一般廃棄物最終処分場の継続使用開始(1 月)
	北部一般廃棄物最終処分場埋立開始(1 月)
	中央クリーンセンター(ガス化溶融施設:板田町)建設造成工事着手
	岡崎市廃棄物減量等推進審議会を岡崎市環境審議会に統合(1 月)
	岡崎市一般廃棄物最終処分場(才栗町霧ヶ洞)の埋立終了(3 月)
	岡崎市リサイクル協会の解散(3 月末日)
18	一部機構改革(リサイクル推進班を中央クリーンセンターからごみ対策課へ)
	一般廃棄物最終処分場(額田)の埋立終了(12 月)
	環境拠点整備工事(1 月～3 月)
	一般廃棄物処理基本計画(案)に対する市民からの意見を募集(2 月～3 月)

年 度	内 容
平成 19	中央クリーンセンター建設工事請負契約を締結(6月)
	指定ごみ袋形状変更(10月)
	稲熊町拠点回収所完成(2月)
	一般廃棄物処理基本計画告示
20	機構改革(八帖クリーンセンターと中央クリーンセンターを部に属する公所へ)
	し尿直営収集の廃止(4月)
	指定可燃ごみ袋の規格追加(特小サイズ)(12月)
	空き缶プレスカーの廃止(12月)
	認証レジ袋制度の廃止(2月)
	レジ袋有料化(無料配布中止)制度開始(3月)
21	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部改正(粗大ごみ戸別収集手数料の改正)(4月)
	家電リサイクル法施行令の改正(薄型テレビ・衣類乾燥機の品目追加)
	家電リサイクル法に係るメーカー指定引取場所の共有化(10月)
	高年者センター(美合町)で拠点回収の開始(12月)
	消火器リサイクルシステムの開始(1月)
	稲熊町拠点回収所の拠点回収を週2日に変更(3月)
22	生ごみ処理機器購入補助制度改正(補助金額を変更)
	中央クリーンセンター ガス化溶融施設の試運転開始(11月)
	災害時における廃棄物の収集運搬業務に関する協定を締結(11月)
	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(一般廃棄物処理手数料を改定。平成23年4月施行)
	硬質プラスチック類の分別区分を不燃ごみから可燃ごみへ変更(2月)
	可燃ごみ・不燃ごみ指定袋の規格(デザイン)変更(2月)
	一部機構改革(ごみ対策課リサイクル推進班を廃止)
	旧中央クリーンセンター焼却施設(高隆寺町)八帖クリーンセンター焼却施設2号炉を休止(3月)
23	旧中央クリーンセンターの名称を「リサイクルプラザ」に変更
	中央クリーンセンター ガス化溶融施設竣工(板田町)(6月)
	外国人向け分別啓発用DVD作成(8月)
	中央クリーンセンターにて、小型家電の選別、回収を開始(1月)
24	生ごみ処理機購入補助制度改正(電動生ごみ処理機の補助制度を引き上げ)
	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(資源ごみの持去り禁止に関する条項を規定。平成25年4月施行)
25	ごみ対策課・中央クリーンセンター組織改正及びごみ対策課事務所をリサイクルプラザへ移転
	稲熊拠点回収所の毎日開設及び小型家電回収開始(1月)
	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(一般廃棄物処理手数料を改定。平成26年4月施行)
26	機構改革(八帖クリーンセンターと中央クリーンセンターをごみ対策課に属する公所へ)
	生ごみ処理機器購入補助制度改正(ばかし容器への補助を中止)(4月)
	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を改定(8月)
27	一部機構改革(ごみ対策課事業管理班を廃止し、廃棄物対策課廃棄物施策班を設置)
	稲熊拠点回収所にて廃食用油を回収開始(4月)
	リサイクルの日における再生家具・再生自転車の展示販売を廃止(3月)

28	岡崎市一般廃棄物収集運搬業新規許可を原則廃止（４月）
	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続等に関する条例・施行規則制定（平成 29 年 4 月施行）
29	機構改革（係体制） 生ごみ処理機購入補助制度改正（コンポストの補助限度額を引下げ）
	全国環境衛生・廃棄物関係課長会廃棄物部会第 39 回東海・北陸ブロック会議を岡崎市で開催（ 7 月） 災害廃棄物処理計画を策定（ 3 月）
30	機構改革（八帖クリーンセンターと中央クリーンセンターを統合し、清掃施設課を新設）
	ごみ処理施設（八帖クリーンセンター・中央クリーンセンター・北部一般廃棄物最終処分場）の平日昼の受け入れを開始（ 4 月）
	八帖クリーンセンターの受入品目に資源物・発火性危険ごみ・有害ごみ、中央クリーンセンターの土曜日の受入品目に不燃ごみ・資源物・発火性危険ごみ・有害ごみを追加（ 4 月）
	中央クリーンセンターの毎月第 4 日曜日（リサイクルの日）の粗大ごみの受け入れを午前の方に短縮（ 4 月）
	可燃ごみの早期収集（ 14 時回収完了）を開始（ 4 月）

3 - 4 ごみ関係統計

(1) ごみ・資源物収集・搬入量

(単位：トン)

区分 年度	市内分										幸田町分				合計							
	ごみ					資源物					計											
	家庭系		事業系		小計	家庭系		小計	事業系		計	ごみ		資源物	計							
可燃ごみ	不燃ごみ	その他	小計	可燃ごみ		不燃ごみ	3分別 (ステーション 回収)		拠点回収	缶 びん		缶 びん	可燃ごみ			不燃ごみ						
25	73,503	7,512	542	81,557	37,857	1,590	39,447	121,004	2,414	3,921	4,283	10,618	14	10,632	131,636	6,905	135	7,040	0	128,044	10,632	138,676
26	73,142	6,044	151	79,337	37,917	1,308	39,225	118,562	2,328	3,751	3,719	9,798	12	9,810	128,372	7,094	75	7,169	0	125,731	9,810	135,541
27	74,553	5,978	144	80,675	39,215	1,199	40,414	121,089	2,299	3,630	3,323	9,252	11	9,263	130,352	7,332	72	7,404	0	128,493	9,263	137,756
28	73,161	6,482	139	79,782	38,828	1,322	40,150	119,932	2,182	3,638	2,826	8,646	9	8,655	128,587	7,416	64	7,480	0	127,412	8,655	136,067
29	73,397	5,708	139	79,244	38,964	1,298	40,262	119,506	2,112	3,560	2,445	8,117	11	8,128	127,634	7,660	71	7,731	0	127,237	8,128	135,365

「その他」は、粗大ごみ戸別収集や有害ごみ（蛍光管・乾電池）をいう。

平成26年度以降は、粗大ごみ戸別収集を「可燃ごみ」、「不燃ごみ」へ分けている。

可燃ごみ内訳

(単位:トン)

年度	家庭系				事業系			市内分計	幸田町	合計
	収集分		自己搬入等							
	直営	委託	家庭系	減免分	事業系	許可業者	その他			
25	66,798	1,196	5,200	309	6,739	28,796	2,321	111,359	6,905	118,264
26	63,589	3,939	5,326	139	6,328	29,267	2,321	110,909	7,094	118,003
27	52,692	15,824	5,770	96	6,622	30,230	2,363	113,597	7,332	120,929
28	44,897	22,505	5,479	185	6,256	30,470	2,102	111,894	7,416	119,310
29	33,473	33,892	5,784	149	6,123	30,587	2,254	112,262	7,660	119,922

「その他」は、公所ごみ、容リ選別残渣、あわせ産廃をいう。

平成27年度から「粗大ごみ戸別収集」を除く。

不燃ごみ内訳

(単位:トン)

年度	家庭系				事業系			市内分計	幸田町	合計	
	収集分		自己搬入等								
	直営	委託	家庭系	減免分	事業系	許可業者	公所				
25	3,831	84	2,317	1,280	0	165	1,425	9,102	135	9,237	
26	3,401	79	1,845	518	0	128	1,180	7,151	75	7,226	
27	3,372	82	2,007	305	0	96	1,103	6,965	72	7,037	
28	3,273	75	1,922	1,086	0	95	1,227	7,678	64	7,742	
29	3,150	71	2,021	341	0	99	1,199	6,881	71	6,952	

平成27年度から「粗大ごみ戸別収集」を除く。

資源物（缶）内訳

(単位:トン)

年度	家庭系				事業系			市内分計	幸田町	合計	
	収集分		自己搬入等								
	直営	委託	家庭系	減免分	事業系	許可業者	公所				
25	513	17	0	0	0	0	2	533	0	533	
26	479	17	0	0	0	0	2	498	0	498	
27	462	16	0	0	0	0	2	480	0	480	
28	448	14	0	0	0	0	2	464	0	464	
29	435	14	0	0	0	0	2	451	0	451	

資源物（びん）内訳

(単位:トン)

(単位:千円)

年度	家庭系				事業系			市内分計	幸田町	合計
	収集分		自己搬入等							
	直営	委託	家庭系	減免分	事業系	許可業者	公所			
25	1,805	45	0	34	5	3	3	1,895	0	1,895
26	1,754	45	0	33	5	3	2	1,842	0	1,842
27	1,748	44	0	29	4	3	2	1,830	0	1,830
28	1,668	42	0	10	3	2	2	1,727	0	1,727
29	1,623	40	0	0	5	2	2	1,672	0	1,672

資源物（３分別）内訳

(単位:トン)

年度	紙製容器包装 (委託収集)	ペットボトル			プラスチック製 容器包装 (委託収集)	合計
		直営収集分	委託収集分	小計		
25	1,270	—	556	556	2,095	3,921
26	1,185	—	581	581	1,985	3,751
27	1,139	—	531	531	1,959	3,629
28	1,093	—	598	598	1,947	3,638
29	1,052	—	591	591	1,917	3,560

拠点回収分を除く。

蛍光管、乾電池

(単位:トン)

年度	使用済 蛍光管	使用済 乾電池	合計
25	62	94	156
26	58	93	151
27	54	90	144
28	49	90	139
29	47	92	139

粗大ごみ戸別収集

(単位:トン)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	合計
25	-	-	386
26	148	201	349
27	171	212	383
28	95	126	221
29	99	125	224

拠点回収

(単位:トン)

年度	回 収 量								合計
	新聞	雑誌	ダンボール	牛乳パック	古着	ペットボトル	小型家電	その他	
25	1,980	1,157	683	13	180	261	2	7	4,283
26	1,670	992	624	12	171	229	12	9	3,719
27	1,450	878	570	11	165	227	14	8	3,323
28	1,188	726	508	10	144	229	14	7	2,826
29	967	632	456	9	142	221	14	4	2,445

「その他」は、年末拠点回収の紙製容器包装、プラスチック製容器包装をいう。

「小型家電」は平成25年1月から回収開始

(2) ごみ処理量

焼却量（搬入分）

(単位:トン)

年度	八帖クリーンセンター			中央クリーンセンター			合計
	直接 受入分	他施設の 処理残さ	計	直接 受入分	他施設の 処理残さ	計	
25	30,577	765	31,342	87,458	7,737	95,195	126,537
26	29,172	534	29,706	88,980	7,137	96,117	125,823
27	28,545	1,357	29,902	92,556	6,011	98,568	128,470
28	28,447	1,323	29,770	90,958	5,801	96,759	126,529
29	27,465	1,391	28,856	92,556	5,493	98,049	126,905

資源化量

(単位:トン)

年度	収集・搬入分	拠点回収 (古紙類・古着・ 小型家電)	集団回収	スラグ・ メタル	合計
25	8,281	4,017	9,881	11,425	33,604
26	7,792	3,482	9,285	11,098	31,657
27	7,744	3,088	8,537	11,066	30,435
28	7,532	2,590	7,997	11,323	29,442
29	7,361	2,220	7,126	10,657	27,364

「集団回収」には、ミニ拠点回収分を含む。

埋立量

(単位:トン)

年度	直接埋立分	ごみ処理灰	破砕残さ	合計
25	2,843	3,981	2,344	9,168
26	1,917	3,538	2,049	7,504
27	1,717	3,663	2,183	7,563
28	2,639	3,736	2,001	8,376
29	1,887	3,875	1,972	7,734

【詳細】

●資源化量（収集・搬入分）内訳

(単位:トン)

年度	缶 プレス	破砕 金属	発火性ごみ 処理後金属	その他 金属	生きびん	カレット	紙製容器包装	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	小型家電	合計
25	503	507	78	884	54	1,898	1,191	825	2,068	273	8,281
26	508	438	79	792	79	1,827	1,064	755	1,985	263	7,792
27	475	450	81	881	80	1,850	995	732	1,921	279	7,744
28	463	422	79	843	70	1,744	992	735	1,910	274	7,532
29	442	418	80	804	79	1,700	956	716	1,876	290	7,361

●ペットボトル資源化量 内訳

(単位:トン)

年度	指定法人ルート	独自ルート	合 計
25	152	673	825
26	137	618	755
27	125	607	732
28	132	603	735
29	125	591	716

古紙類・古着以外に、年末の拠点回収での紙製容器包装、プラスチック製容器包装を含む。

(3) ごみ減量・リサイクル啓発活動
 集団回収 実績及び報奨金交付状況
 資源回収（子供会等による集団回収）

年度	回収量(トン)						合計	報奨金単価 (円/kg)	報奨金額(円)	団体数
	新聞	雑誌	ダンボール	牛乳パック	古着	アルミ缶				
25	5,958	1,946	1,451	84	269	84	9,792	5.0	49,727,135	383
26	5,516	1,836	1,426	81	252	82	9,193	5.0	45,965,310	386
27	5,056	1,662	1,343	74	234	82	8,451	5.0	42,259,010	389
28	4,755	1,506	1,296	72	215	80	7,924	5.0	39,616,780	384
29	4,178	1,316	1,227	67	199	73	7,060	5.0	35,298,880	380

ミニ拠点回収実績及び報奨金交付状況

年度	回 収 量 (kg)						回収量 合 計	報奨金単価		報奨金額計 (円)	拠点数
	新聞	雑誌	ダンボール	牛乳パック	古着	アルミ缶		従量割 (円/kg)	均等割 (円)		
25	44,760	20,890	19,055	426	2,323	905	88,359	2.0	6,400	720,716	7
26	46,775	21,904	19,945	399	2,347	881	92,251	2.0	6,400	728,502	7
27	41,465	20,483	19,310	267	2,372	815	84,712	2.0	6,400	713,424	7
28	34,375	17,395	18,547	297	1,796	807	73,217	2.0	6,400	684,034	7
29	29,425	18,119	15,885	311	1,902	743	66,385	2.0	6,400	676,770	7

生ごみ処理機器購入補助実績

年度	申請件数(件)	コンポスト(基)	密閉容器(基)	電動式(基)	合計設置数(基)	補助金額(円)
25	227	58	70	124	252	3,270,823
26	152	48	—	110	158	2,602,931
27	112	52	—	65	117	1,756,263
28	111	39	—	75	114	1,917,740
29	142	48	—	102	150	2,388,000

3 - 5 ごみ質分析

(1) ごみステーション（ごみ集積所・家庭系）ごみ質分析

可燃ごみ (重量比率%)			不燃ごみ (重量比率%)		
可燃ごみ 77.5 %	草・剪定くず	10.5	不燃ごみ 61.0 %	金属類	16.7
	生ごみ	20.9		小型家電	16.2
	軟質プラスチック類	0.4		その他	28.1
	硬質プラスチック類	0.3	資源物 17.7 %	ペットボトル	0.9
	その他	45.4		プラスチック製容器包装	1.5
資源物 21.3 %	紙製容器包装	2.6		空き缶	4.6
	ペットボトル	0.9		空きびん・生きびん	10.7
	プラスチック製容器包装	8.2	可燃ごみ 18.8 %	軟質プラスチック類	1.7
	古紙類	8.3		硬質プラスチック類	10.9
	古着	1.3		その他	6.2
不燃ごみ 1.2 %	不燃ごみ	1.2	有害・発火性 2.5 %	有害ごみ	1.1
				発火性危険ごみ	1.4

平成29年度ステーション分析結果から(年4回実施の平均値)

(2) ごみ処理施設可燃ごみ質分析

八帖クリーンセンター内分析結果平均 (重量比率%)			中央クリーンセンター内分析結果平均 (重量比率%)		
ごみの種類組成	紙・布類	37.8	ごみの種類組成	紙・布類	38.3
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	35.1		ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	34.0
	木・竹・わら類	14.5		木・竹・わら類	18.2
	厨芥類	9.9		厨芥類	8.6
	不燃物類	2.1		不燃物類	0.0
	その他(5mmふるい通過分)	0.6		その他(5mmふるい通過分)	0.9
3ごみ成分の	水分	45.6	3ごみ成分の	水分	45.8
	灰分	5.8		灰分	5.4
	可燃物	48.6		可燃物	48.8

平成29年度ピット内分析結果から(年12回実施の平均値)

3 - 6 し尿関係統計

・ 八帖クリーンセンターし尿処理量(し尿・浄化槽汚泥・清掃汚泥別)

(単位:kl)

年度	市直営分	許可業者		公共委託	合計
		し尿	浄化槽汚泥	清掃汚泥	
25	—	3,319	45,985	108	49,412
26	—	3,151	44,043	87	47,281
27	—	3,022	44,201	86	47,309
28	—	2,966	43,578	87	46,631
29	—	2,576	42,731	76	45,383

4 岡崎市の自然環境

4 - 1 天然林面積

(単位：ヘクタール)

年 度	森林面積	天然林面積		
		針葉樹（マツ類）	広葉樹	計
平成 24 年度	22,357	2,457	6,562	9,019
平成 25 年度	22,352	2,455	6,561	9,016
平成 26 年度	22,352	2,455	6,561	9,016
平成 27 年度	22,362	2,454	6,558	9,013
平成 28 年度	22,306	2,437	6,543	8,980

資料：「西三河の森林と林業」（愛知県西三河農林水産事務所発行）

ヘクタール未満を四捨五入しているため、内計と計は一致しないことがあります。

4 - 2 おかざき自然体験の森

年度	総入場者数 (人)	自然体験型環境教育プログラム			参加人数 (人)
		実施回数	市民活動団体	岡 崎 市	
平成 25 年度	16,473	198	129	69	2,183
平成 26 年度	16,913	196	165	31	2,562
平成 27 年度	19,029	179	160	19	2,509
平成 28 年度	14,625	167	151	16	2,053
平成 29 年度	14,220	145	107	38	1,634

平成 14 年 10 月 1 日 正式開設：自然体験型環境教育プログラム提供
公開面積 約 41.0 ヘクタール（全体区域面積 約 103.7 ヘクタール）

4 - 3 公園緑地供用面積

年度 (平成)	区分	総数	街区 公園	近隣 公園	地区 公園	総合 公園	運動 公園	特殊 公園	広域 公園	緑地	緑道	市域に 対する 割合 (%)	市民 一人当り 公園面積 (㎡)
25	箇所数	234	168	20	2	2	-	5	1	28	8	-	-
	面積 (㊲)	405.36	44.02	35.09	7.90	41.71	-	49.58	106.90	116.76	3.40	1.05	10.79
26	箇所数	236	170	20	2	2	-	5	1	28	8	-	-
	面積 (㊲)	405.56	44.11	35.09	7.90	41.71	-	49.58	106.90	116.87	3.40	1.05	10.75
27	箇所数	240	174	20	2	2	-	5	1	28	8	-	-
	面積 (㊲)	408.20	45.46	35.09	7.90	41.71	-	49.58	106.90	118.16	3.40	1.05	10.74
28	箇所数	244	177	20	2	2	-	5	1	28	9	-	-
	面積 (㊲)	410.04	46.13	35.09	7.90	41.71	-	49.58	106.90	118.59	4.14	1.06	10.79
29	箇所数	251	179	20	2	2	-	5	1	33	9	-	-
	面積 (㊲)	421.09	46.75	35.09	7.90	41.71	-	49.58	106.90	129.05	4.11	1.09	10.98

市民一人当り公園面積 (㎡) は都市計画区域内
特殊公園：風致公園・歴史公園・墓園など

4 - 4 優れた自然環境を有する地域

指定区分		法令等	該当区分
自然公園地域	国立公園 - 特別地域 - 特別保護地区 - 利用調整地区 - 海域公園地域 - 利用調整地区 - 普通地域	自然公園法	三河湾国立公園 第3種特別地域 287ヘクタール 鉢地町、山綱町、桑谷町
	国定公園 - 特別地域 - 特別保護地区 - 利用調整地区 - 海域公園地域 - 利用調整地区 - 普通地域		
自然環境保全地域	愛知県立自然公園 - 特別地域 - 利用調整地区 - 普通地域	愛知県立自然公園条例	本宮山県立自然公園 第3種特別地域 1,450ヘクタール 普通地域 207ヘクタール 切山町、千万町町、石原町、 東河原町、雨山町、大代町
	原生自然環境保全地域 立入制限地区	自然環境保全法	該当なし
	自然環境保全地域 - 特別地区 - 野生動植物保護地区 - 海域特別地区 - 普通地区		
	愛知県自然環境保全地域 - 特別地区 - 野生動植物保護地区 - 普通地区	愛知県自然環境保全及び緑化の推進に関する条例	茅原沢自然環境保全地域 14.36ヘクタール 山中八幡宮自然環境保全地域 5.5ヘクタール
岡崎市自然環境保護区		岡崎市自然環境保全条例	北山湿地自然環境保護区 26.595ヘクタール

4 - 5 自然公園

(1) 三河湾国定公園

指定年月日：昭和 33 年 4 月 10 日

区 域：岡崎市・蒲郡市・豊橋市・田原市・美浜町・南知多町・西尾市・幸田町の各一部

主要利用地区：遠望峰山・宮路山・岩屋寺・内海海岸・南知多ビーチランド・鵜の池・羽豆岬・吉良温泉・猿ヶ島・三ヶ根山・蒲郡海岸・竹島・西浦温泉・形原温泉・三谷温泉・大恩寺・蔵王山・伊良湖岬・日出の石門・伊良湖国民休暇村・伊川津・吉湖の貝塚等

概 要：本公園は、愛知県の南部に位置し、知多半島と渥美半島に囲まれた三河湾を中心に、南知多、蒲郡、渥美半島及び湾内に浮かぶ島々を包含する海岸景観の休養地域です。湾内を中部地方から九州の西端に及び中央構造線を境に内帯と外帯に区分された地質学的要素に恵まれています。気候は海洋性を帯び、年間平均気温は 15～16 度で比較的变化が少なく全般に温和です。

(2) 本宮山県立自然公園

指定年月日：昭和 44 年 3 月 14 日

区 域：岡崎市・豊川市・新城市の各一部

主要利用地区：閼笈渓谷・本宮山・観音山・巴山・雁峰山

概 要：本公園は、本宮山の山地景観と、本宮山山麓の乙川の水源となっている閼笈国有林の渓谷景観、及び寒狭川の渓流景観からなっています。殊に本宮山は山姿も秀麗であり、山稜部は展望にすぐれています。またシダ類を始めとする植物の宝庫でもあります。

4 - 6 愛知県茅原沢自然環境保全地域（昭和 59 年 3 月 28 日指定）

(1) 指定理由

本地域は、男川と乙川の合流点付近に位置し、標高 40m の川岸から 110m の尾根の間にはアラカシを主とする常緑広葉樹林及びコナラ等の落葉広葉樹林が成立しています。

これらの林内には、県内稀産の種であるヒメシャラ、オオズミ、ムヨウラン、アケボノシュスラン、ギンリョウソウ及びアキノギンリョウソウなど数多くの種が生育し、県内でも貴重な森林となっています。

また、本地域には、県内稀産の陸貝であるツムガタモドキギセルが生育し、本地域がその分布の南限となっていることは、学術的にも貴重な価値をもっているほか、このような低地の森林にヒメシャラが稚樹を含めて多数生育することは他に例をみません。

さらに、この地域の川岸の植生は、乙川のゲンジボタルの生育環境を保全する意味からも重要な役割を果たしています。

このため、この地域を自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第 20 条第 1 項第 4 号の植物の自生地及び野生動物の生息地として愛知県自然環境保全地域に指定するものです。

(2) 保全計画

保全すべき自然環境の特質

○ 植生

茅原沢神明宮の社殿の周辺地域及び乙川に沿って川岸の部分及び北部の沢沿いに成立するアラカシやサカキを優占種とする常緑広葉樹林の林床にムヨウラン、ギンリョウソウ及びアキノギンリョウソウなどの腐生植物をもっています。

○ 野生動物

貝類のツムガタモドキギセルは、県内では、茶臼山や伊熊神社で見られますが、本地域は、その分布の南限となっています。

(3) 所在地

岡崎市茅原沢町及び秦梨町

(4) 面積

普通地区（全域）：14.36 ヘクタール

4 - 7 愛知県山中八幡宮自然環境保全地域（平成 16 年 2 月 27 日指定）

(1) 指定理由

山中八幡宮は、岡崎市の南東部の舞木町に位置し、山中八幡宮の社叢（以降、「本社叢」という。）としてツブラジイを優占種とする常緑広葉樹林が覆う、標高 106m 程の小さな丘です。常緑広葉樹林の社叢としては、県内では規模が大きく、その構成種の中にはミミズバイが生育し、林床には愛知県の準絶滅危惧種であるルリミノキやオオフユイチゴの群落が生育していることが本社叢の特徴の一つです。また、参道入口前にあるクスノキの巨木は、岡崎市の天然記念物に指定されています。

昆虫では、愛知県の準絶滅危惧種であるオオゴキブリが生息しており、また「ヒメハルゼミの生息地」として本社叢は市の天然記念物に指定されています。

したがって、これらの自然環境を保全するため、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第 20 条第 1 項第 4 号の植物の自生地及び野生動物の生息地として愛知県自然環境保全地域に指定するものです。

(2) 保全計画

保全すべき自然環境の特質

○ 植生

本社叢の植生は、丘の東側斜面は常緑広葉樹である主としてツブラジイの天然生林で、西側斜面はヒノキ植林地となっています。この常緑広葉樹林の本社叢は、郷土景観を代表する植物群落といえ、愛知県西三河南半に残された天然生林の中でも大きなものです。また、注目される種として、県下では生育数が少ないルリミノキやオオフユイチゴといった分布の北限に近い植物が生育し、またその他にベニシダやトウゴクシダなどのシダ類、ミミズバイ、クロバイ、及びコ克蘭など暖地性の種が多く生育しています。

○ 野生動物

昆虫では、暖地系の種で自然林などに生息し、県内では少なくなったとされるオオゴキブリが生息しており、また暖地系の種であるヒメハルゼミが生息し、本社叢は「ヒメハルゼミの生息地」として市の天然記念物に指定されています。その他、ヒメハンミョウやハグロカワトンボなどがみられます。また、鳥類ではフクロウやアカハラなどもみられます。

(3) 所在地

岡崎市舞木町

(4) 面積

5.50 ヘクタール（特別地区：1.55 ヘクタール 普通地区：3.95 ヘクタール）

4 - 8 北山湿地自然環境保護区（平成 21 年 2 月 27 日指定）

(1) 指定理由

北山湿地は岡崎市の中南部、池金町地内にあり、標高 170～190m の低い尾根の山ひだから流れ出した幾筋もの小流に沿って形成された大小 10 余りの湿地群から成る、本市で最も大きな湿地です。湿地が数多く群集する特徴的な景観を持つこと、湿地及びその周辺地域の自然状態が良く保たれ、生育する植物も豊富で、トキソウ始め多くの県内希産の種が見られること、また、初春を彩り市民に愛されているナンカイイワカガミやハルリンドウの生育地でもある極めて貴重な湿地です。

湿地に特有な昆虫も多く生息し、中でも湿地の代表種であるハッチョウトンボや県の天然記念物で他の地域では珍しいヒメタイコウチが多く見られます。ギフチョウの発生地に限られる昨今、本湿地とその周辺の地域は貴重なギフチョウの発生地でもあります。低地にもかかわらずシマアメンボやレンゲツツジが見られるなど学術的にも貴重な地域です。

さらに、本湿地及びその周辺地域は多くの野鳥の生息地となっており、本市において生息地が限られているアカザやホトケドジョウが生息しています。

このように本湿地及びその周辺地域に生息・生育する野生動植物を保全し、本市の貴重な自然財産として将来にわたって継承していくため、当該地域を岡崎市自然環境保全条例第 7 条第 1 項に規定する「その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している湿地」として岡崎市自然環境保護区に指定するものです。

(2) 保全管理計画（平成 21 年 2 月 27 日策定、平成 28 年 2 月 10 日改定）

保全すべき自然環境の特質

○地形・地質

本湿地は、小渓流の流れる谷筋が下流に溜池を造るために堰止めされ、土砂が埋積して形成されたものです。谷筋の地形は起伏に乏しく、南に開けて、東西 180m 内外の小丘陵に囲まれています。

本湿地のある地域は領家変成岩類を基盤岩類としていますが、直接見られるところは少なく、大部分が軽石や山腹斜面から崩落した岩石で埋まっています。領家変成岩類は渓流水の浸透が比較的に少ないため、上流からの渓流水がこれらの堆積岩類の間に滞水して、表面に湿地群を形成しています。

本湿地の谷水は、やなが沢池に注ぎ、さらに乙川の支流の一つである立川の源流となっています。

○植生

本湿地では小さな湿地が多数集まって湿地群を形成しています。湿地に接する谷は概ねスギの造林地で、その上部はコナラやアカマツを主とする二次林となっています。それぞれの湿地に見られる植物に違いはありますが、全体を通してみるとよく生長して盛り上がりみせるオオミズゴケやミカズキグサ、ヌマガヤの群落が主体となっています。中間湿原の指標植物であるミカズキグサやヌマガヤが勢力を持っていること、湿地の周縁部にヤマドリゼンマイが見られることから、本湿地は中間湿原的な湿原としてとらえることができます。

湿地群の一番奥の湿地は最も湿地らしい様相を呈し、湿性植物が多数生育し、オオミズゴケや食虫植物であるモウセンゴケ、トウカイコモウセンゴケ及びムラサキミミカキグサが広い範囲で生育する中に、トキソウやミズギクなどの希少な種や本市の他の地域で激減しているハルリンドウを見ることができます。新種のコミゾソバもこの湿地で確認されており、湿地周縁部にナンカイイワカガミの生育密度の高い群落を持っています。全国で分布地が限られるサクラバハノキが多く見られるのも特徴です。

また湿地の周辺地域には、ギフチョウの食草であるヒメカンアオイが生育するとともに、コバノミツバツツジやヤブツバキ、ヤマザクラなどのギフチョウの成虫の吸蜜植物も多く、ギフチョウの生息に適した生態系が維持されています。さらに県内希産の種であるヒナノシャクジョウやアキノギンリョウソウなどの腐生植物、シロバナカザグルマやヘビノボラズが生育しています。

低地でありながら湿地及びその周辺地域にレンゲツツジが多く生育していることも特徴です。

○野生動物

本湿地及びその周辺地域は、往時は本市を代表するギフチョウの発生地でありましたが、里山の荒廃や乱獲等によって絶滅の危機にさらされた経緯があります。その後市民協働により当該地域の自然環境を保全・再生する取り組みが続けられ、近年その生息状況に回復傾向がみられます。ギフチョウの発生地が非常に限られている本市にあって、当該地域は極めて貴重な存在です。

本湿地には湿地に特有な昆虫も多く、その代表種であるハッチョウトンボは湿地群の一番奥の湿地における生息状況が特に良く、多くの個体が認められます。ミズゴケの生えている浅い湿地では、県の天然記念物であるヒメタイコウチを普通に見ることができ、この種の生息に適した自然環境が維持されています。

また本湿地及びその周辺地域には多くの野鳥が生息するとともに、本市で貴重となっているアカザやホトケドジョウが湿地内の沢や上落合川に生息しています。

低地では珍しいシマアメンボが湿地内の清流に見られることや、原始的な種であるムカシヤンマの個体数が多いことも本湿地の特徴です。

(3) 所在地

岡崎市池金町

(4) 面積

26.595 ヘクタール

4 - 9 鳥獣保護

区 分	名 称	面積（ヘクタール）	設定期限（平成）
鳥獣保護区	闇効鳥獣保護区	430	25.11.1～35.10.31
	岡崎鳥獣保護区	6,450	20.11.1～30.10.31
	宮崎小学校鳥獣保護区	5	29.11.1～39.10.31
	岡崎東部鳥獣保護区	1,110	25.11.1～35.10.31
	大平田鳥獣保護区	218	25.11.1～35.10.31
	額田西部鳥獣保護区	50	26.11.1～36.10.31
	生平小学校鳥獣保護区	59	20.11.1～30.10.31
特定猟具 使用禁止区域	額田峰特定猟具使用禁止区域	200	28.11.1～38.10.31
	岡崎小針特定猟具使用禁止区域	532	29.11.1～39.10.31
	須渚特定猟具使用禁止区域	114	29.11.1～39.10.31
	大重特定猟具使用禁止区域	210	27.11.1～37.10.31
	岡崎幸田特定猟具使用禁止区域	163	26.11.1～36.10.31
	岡崎特定猟具使用禁止区域	730	25.11.1～35.10.31
	岡崎岩津特定猟具使用禁止区域	920	26.11.1～36.10.31
	北山特定猟具使用禁止区域	264	28.11.1～38.10.31
	藤川特定猟具使用禁止区域	620	28.11.1～38.10.31
	額田平瀬特定猟具使用禁止区域	5	29.11.1～39.10.31
	六ッ美南部特定猟具使用禁止区域	45	23.11.1～33.10.31
	岡崎東部特定猟具使用禁止区域	679	29.11.1～39.10.31
	常磐特定猟具使用禁止区域	360	22.11.1～32.10.31
	岡崎福岡特定猟具使用禁止区域	9	24.11.1～34.10.31
	宮崎地区特定猟具使用禁止区域	56	29.11.1～39.10.31
	淡渚特定猟具使用禁止区域	55	22.11.1～32.10.31

4 - 1 0 年別・月別気象概況（岡崎市消防本部）

	気温（℃）			平均 湿度 （%）	最多風向	平均 風速 （m）	最大風速	
	平均	最高	最低				風速 （m）	風向
平成 25 年	16.1	38.9	-4.2	67.4	北西	1.5	27.3	北東
平成 26 年	15.9	38.1	-3.2	63.8	北西	1.5	29.6	南
平成 27 年	16.4	37.7	-1.7	68.3	北西	1.4	30.7	南東
平成 28 年	16.8	38.7	-4.3	65.6	北西	1.4	23.8	南南西
平成 29 年	15.8	36.9	-2.7	64.1	北西	1.3	30.2	南南西
1 月	4.8	13.5	-2.7	60.9	北西	1.3	15.8	北北西
2 月	5.3	15.4	-2.4	56.3	北西	1.6	16.5	北西
3 月	8.2	19.3	-0.2	55.3	北西	1.6	20.6	北北西
4 月	14.5	25.8	2.4	60.2	南	1.7	20.3	北北西
5 月	19.9	32.6	9.4	60.6	南	1.5	12.2	南南西
6 月	22.0	32.7	11.6	62.3	北西	1.5	20.0	南東
7 月	28.0	36.2	20.8	69.8	南南西	1.5	13.5	南南西
8 月	28.2	36.9	20.4	69.5	南南西	1.5	23.5	南南西
9 月	23.6	33.1	12.0	67.1	北西	1.0	30.2	南南西
10 月	18.0	30.6	7.7	76.3	北西	0.8	24.4	東南東
11 月	11.3	22.6	1.6	69.1	北西	0.6	15.0	北西
12 月	5.4	14.8	-1.6	61.5	北西	1.0	17.5	北北西

(資料：岡崎市消防本部)

4 - 1 1 年別降水量 (岡崎市消防本部)

(単位：mm)

平成	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間 降水量	月平均
25年	41.5	53.0	65.0	107.5	63.0	152.5	83.5	52.0	233.5	287.0	51.5	49.0	1,239.0	103.3
26年	29.5	110.0	124.5	56.5	112.0	33.5	93.5	125.5	134.5	143.5	67.5	56.0	1,086.5	90.5
27年	82.0	33.5	103.5	106.0	55.0	86.5	242.0	140.5	333.5	41.5	87.5	41.5	1,353.0	112.8
28年	44.0	41.5	93.5	113.5	133.5	150.0	100.5	25.0	353.0	95.5	70.0	81.0	1,301.0	108.4
29年	24.0	33.5	67.0	120.0	49.0	142.5	39.5	181.0	86.5	466.5	41.5	39.5	1,290.5	107.5

(資料：岡崎市消防本部)

4 - 1 2 降水量経年変化

(単位：mm)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
国土交通省岡崎観測所	1,276.0	1,249.0	1,550.0	1,468.0	1,320.0
国土交通省宮崎観測所	欠測	欠測	欠測	欠測	1,879.0
岡崎市消防本部	1,239.0	1,086.5	1,353.0	1,301.0	1,290.5

(資料：岡崎市消防本部・国交省豊橋河川事務所)

4 - 1 3 降水量経月変化 (平成 29 年)

(単位：mm)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岡崎市消防本部	24.0	33.5	67.0	120.0	49.0	142.5	39.5	181.0	86.5	466.5	41.5	39.5

(資料：岡崎市消防本部)

5 岡崎市の生活環境

5 - 1 大気汚染

(1) 大気汚染常時監視調査結果

一般環境測定局：岡崎市羽根大気測定局(羽根町)

二酸化硫黄 (SO ₂)											
測定年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数と その割合		1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	注1	注2
				(時間)	(%)	(日)	(%)				
平成27年度	364	8,676	0.001	0	0	0	0	0.007	0.002	○	○
平成28年度	362	8,637	0.001	0	0	0	0	0.006	0.002	○	○
平成29年度	363	8683	0.001	0	0	0	0	0.007	0.002	○	○

注1 日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無(有×、無○)

注2 環境基準の長期的評価による達成状況(達成○、非達成×)

二酸化窒素（NO ₂ ）										
測定年度	有効 測定 日数 （日）	測定 時間 （時間）	年平均値 （ppm）	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数と その割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下 の日数とその割合		1 時間値の 最高値 （ppm）	日平均値の 年間 98% 値 （ppm）	注 1
				（日）	（％）	（日）	（％）			
平成 27 年度	364	8,677	0.014	0	0	0	0	0.055	0.029	○
平成 28 年度	363	8,653	0.012	0	0	0	0	0.054	0.026	○
平成 29 年度	363	8678	0.012	0	0	0	0	0.052	0.027	○

注1：環境基準の達成状況(達成○、非達成×)

浮遊粒子状物質 (SPM)											
測定年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合		1時間値の 最高値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	注1	注2
				(時間)	(%)	(日)	(%)				
平成27年度	364	8,741	0.020	0	0	0	0	0.122	0.045	○	○
平成28年度	356	8,581	0.018	0	0	0	0	0.097	0.037	○	○
平成29年度	363	8721	0.018	0	0	0	0	0.106	0.038	○	○

注1：日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無(有×、無○)

注2：環境基準の長期的評価による達成状況(達成○、非達成×)

光化学オキシダント (O _x)									
測定年度	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数 及び日数とその割合				昼間の1時間値の 最高値 (ppm)	注1
				(時間)	(%)	(日)	(%)		
平成27年度	366	5,453	0.031	371	6.8	75	20.5	0.114	×
平成28年度	365	5,449	0.033	436	8.0	81	22.2	0.109	×
平成29年度	365	5449	0.034	503	9.2	94	25.8	0.116	×

注1：環境基準の達成状況(達成○、非達成×)

自動車排ガス測定局：岡崎市朝日大気測定局(朝日町)・岡崎市矢作大気測定局(矢作町)
岡崎市大平大気測定局(大平町)・岡崎市鴨田大気測定局(鴨田町)

二酸化硫黄（SO ₂ ）												
測定年度	測定局	有効測定日数 （日）	測定時間 （時間）	年平均値 （ppm）	1 時間値が 0.1ppm を 超えた時間数と その割合		日平均値が 0.04ppm を 超えた日数と その割合		1 時間値の 最高値 （ppm）	日平均値 の 2 % 除外値 （ppm）	注 1	注 2
					（時間）	（ % ）	（日）	（%）				
平成 27 年度	大平町	355	8,504	0.002	0	0	0	0	0.008	0.003	○	○
平成 28 年度	大平町	363	8,653	0.002	0	0	0	0	0.006	0.003	○	○
平成 29 年度	大平町	363	8674	0.001	0	0	0	0	0.010	0.003	○	○

注1：日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無（有×、無○）

注2：環境基準の長期的評価による達成状況（達成○、非達成×）

二酸化窒素 (NO ₂)											
測定年度	測定局	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数と その割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数とその割合		1時間値 の 最高値 (ppm)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	注1
					(日)	(%)	(日)	(%)			
平成27年度	朝日町	364	8,678	0.025	0	0	9	2.5	0.075	0.040	○
	矢作町	364	8679	0.020	0	0	0	0	0.059	0.033	○
	大平町	362	8,652	0.030	0	0	62	17.1	0.079	0.048	○
	鴨田町	362	8,673	0.015	0	0	0	0	0.051	0.029	○
平成28年度	朝日町	363	8,652	0.022	0	0	5	1.4	0.062	0.037	○
	矢作町	359	8,581	0.018	0	0	2	0.6	0.063	0.032	○
	大平町	363	8,651	0.026	0	0	18	5.0	0.074	0.044	○
	鴨田町	363	8,662	0.013	0	0	0	0	0.052	0.028	○
平成29年度	朝日町	322	7702	0.019	0	0	1	0.3	0.060	0.032	○
	矢作町	363	8677	0.017	0	0	1	0.3	0.067	0.032	○
	大平町	363	8671	0.026	0	0	27	7.4	0.073	0.045	○
	鴨田町	363	8678	0.014	0	0	0	0	0.060	0.028	○

注1：環境基準の達成状況（達成○、非達成×）

一酸化炭素（CO）												
測定年度	測定局	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	年平均値（ppm）	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値（ppm）	日平均値の2％除外値（ppm）	注1	注2
					（回）	（％）	（日）	（％）				
平成 27 年度	大平町	363	8,720	0.3	0	0	0	0	1.1	0.5	○	○
平成 28 年度	大平町	363	8,721	0.2	0	0	0	0	2.1	0.5	○	○
平成 29 年度	大平町	363	8699	0.2	0	0	0	0	1.4	0.4	○	○

注1：日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無（有×、無○）

注2：環境基準の達成状況（達成○、非達成×）

浮遊粒子状物質（SPM）												
測定年度	測定局	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間 数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数 とその割合		1時間値の 最高値 (mg/m ³)	日平均値 の2% 除外値 (mg/m ³)	注1	注2
					(時間)	(%)	(日)	(%)				
平成 27 年度	朝日町	336	8,193	0.017	0	0	0	0	0.096	0.039	○	○
	矢作町	364	8,741	0.018	0	0	0	0	0.103	0.040	○	○
	大平町	353	8,524	0.016	0	0	0	0	0.121	0.037	○	○
	鴨田町	351	8,490	0.017	0	0	0	0	0.117	0.040	○	○
平成 28 年度	朝日町	363	8,707	0.016	0	0	0	0	0.179	0.035	○	○
	矢作町	363	8,719	0.017	0	0	0	0	0.082	0.037	○	○
	大平町	358	8,628	0.014	0	0	0	0	0.077	0.028	○	○
	鴨田町	363	8,712	0.017	0	0	0	0	0.105	0.038	○	○
平成 29 年度	朝日町	322	7732	0.015	0	0	0	0	0.146	0.032	○	○
	矢作町	357	8655	0.017	0	0	0	0	0.105	0.038	○	○
	大平町	363	8717	0.017	0	0	0	0	0.128	0.035	○	○
	鴨田町	363	8719	0.016	0	0	0	0	0.159	0.036	○	○

注1：日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無（有×、無○）

注2：環境基準の長期的評価による達成状況（達成○、非達成×）

光化学オキシダント（Ox）										
測定年度	測定局	昼間 測定 日数 (日)	昼間測 定時間 (時間)	昼間の 1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを 超えた時間数及び日数とその割合				昼間の 1時間値の 最高値 (ppm)	注1
					(時間)	(%)	(日)	(%)		
平成 27 年度	朝日町	354	5,234	0.023	149	2.8	39	11.0	0.113	×
	矢作町	366	5,463	0.027	245	4.5	57	15.6	0.120	×
	大平町	363	5,379	0.022	110	2.0	33	9.1	0.112	×
	鴨田町	366	5,439	0.028	315	5.8	66	18.0	0.117	×
平成 28 年度	朝日町	362	5,346	0.022	107	2.0	25	6.9	0.088	×
	矢作町	365	5,445	0.030	294	5.4	66	18.1	0.106	×
	大平町	365	5,448	0.026	136	2.5	38	10.4	0.091	×
	鴨田町	363	5,374	0.027	123	2.3	29	8.0	0.090	×
平成 29 年度	朝日町	324	4854	0.023	145	3.0	33	10.2	0.096	×
	矢作町	365	5446	0.031	331	6.1	78	21.4	0.109	×
	大平町	365	5447	0.024	140	2.6	37	10.1	0.098	×
	鴨田町	361	5382	0.030	331	6.2	71	19.7	0.107	×

注1：環境基準の達成状況（達成○、非達成×）

微小粒子状物質 (PM2.5)							
測定年度	測定局	測定 日数 (日)	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 年間 98% 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合		注 1
					(日)	(%)	
平成 27 年度	矢作町	363	12.0	30.1	4	1.1	○
	大平町	360	15.0	31.9	5	1.4	○
	鴨田町	363	12.7	30.0	3	0.8	○
平成 28 年度	矢作町	359	10.8	24.2	0	0	○
	大平町	363	14.1	27.7	3	0.8	○
	鴨田町	362	10.9	24.3	0	0	○
平成 29 年度	矢作町	332	9.6	24.3	1	0.3	○
	大平町	363	13.7	28.6	2	0.6	○
	鴨田町	363	10.7	26.3	0	0	○

注 1：環境基準の達成状況（達成○、非達成×）

微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析 (平成 29 年度年平均値)				
調査場所		大平大気大気測定局 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		矢作大気測定局 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
質量濃度		11.8		11.4
イオン成分	塩化物イオン	Cl^-	0.025	0.027
	硝酸イオン	NO_3^-	0.56	0.67
	硫酸イオン	SO_4^{2-}	2.6	2.6
	ナトリウムイオン	Na^+	0.11	0.12
	アンモニウムイオン	NH_4^+	1.3	1.2
	カリウムイオン	K^+	0.076	0.080
	マグネシウムイオン	Mg^{2+}	0.0052	0.0078
	カルシウムイオン	Ca^{2+}	0.058	0.043
無機元素成分	ナトリウム	Na	0.13	0.16
	アルミニウム	Al	0.024	0.023
	ケイ素	Si	0.054	0.059
	カリウム	K	0.11	0.12
	カルシウム	Ca	0.057	0.055
	スカンジウム	Sc	<0.000017	<0.000017
	チタン	Ti	0.0015	0.0012
	バナジウム	V	0.0016	0.0016
	クロム	Cr	<0.00033	<0.00033
	マンガン	Mn	0.0066	0.0071
	鉄	Fe	0.072	0.071
	コバルト	Co	0.000045	0.000062
	ニッケル	Ni	0.0013	0.00063
	銅	Cu	0.0053	0.0040
	亜鉛	Zn	0.033	0.044
	ヒ素	As	0.00051	0.00048
	セレン	Se	0.00033	0.00035
	ルビジウム	Rb	0.00020	0.00020
	モリブデン	Mo	0.00065	0.00065
	アンチモン	Sb	0.0013	0.00085
	セシウム	Cs	0.000019	0.000022
	バリウム	Ba	0.0054	0.0045
	ランタン	La	0.000053	0.000062
	セリウム	Ce	0.000088	0.00011
	サマリウム	Sm	0.0000030	0.0000034
	ハフニウム	Hf	<0.0000030	0.0000029
	タングステン	W	0.00033	0.00045
	タンタル	Ta	<0.0000010	<0.0000010
	トリウム	Th	<0.0000030	<0.0000050
	鉛	Pb	0.0045	0.0045
炭素成分	有機炭素	OC	3.1	3.2
	元素状炭素	EC	1.2	1.0
	炭化補正值	OCpyro	0.70	0.74

1：年平均値の算出に際し、春夏秋冬各季の期間平均値が検出下限値以上定量下限値未満の値はそのままの値を、検出下限値未満の値は 0 の値を用いて算出

2：年平均値における“<”を付した結果は、春夏秋冬各季の検出下限値未満であったことを示す

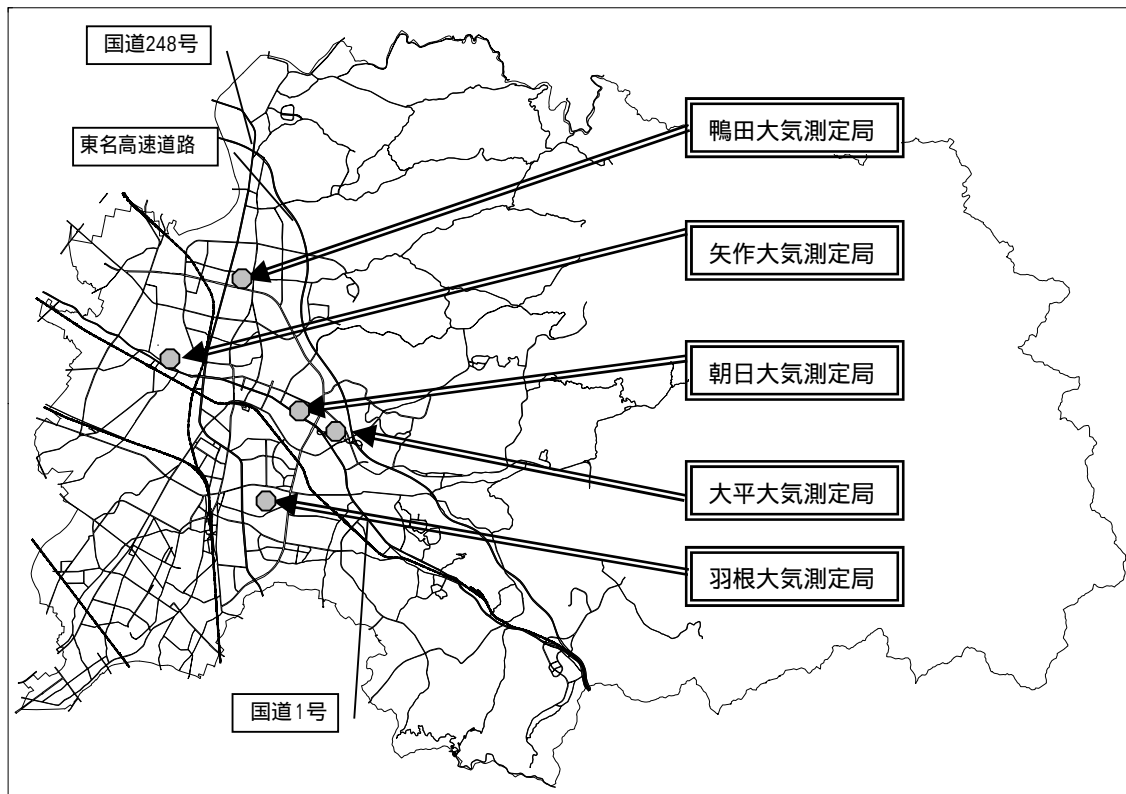
非メタン炭化水素											
測定年度	測定局	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における 年平均値 (ppmC)	6～9時 測定日数 (日)	6～9時3時間 平均値 (ppmC)		6～9時 3時間平均値が 0.20ppmCを超 えた日数と割合		6～9時 3時間平均値が 0.31ppmCを超 えた日数と割合	
						最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)
平成27年度	大平町	7,579	0.11	0.12	312	0.47	0.02	18	5.8	3	1.0
平成28年度		7,941	0.09	0.10	321	0.37	0.02	15	4.7	3	0.9
平成29年度		8638	0.09	0.11	357	0.39	0.00	25	7.0	4	1.1

昭和51年8月13日付け中央公害対策審議会答申「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」では、「光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。」としている。

メタン							
測定年度	測定局	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における 年平均値 (ppmC)	6～9時 測定日数 (日)	6～9時3時間平均値(ppmC)	
						最高値	最低値
平成27年度	大平町	7,579	1.93	1.94	312	2.14	1.77
平成28年度		7,941	1.94	1.95	321	2.08	1.79
平成29年度		8638	1.94	1.96	357	2.13	1.80

全炭化水素							
測定年度	測定局	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における 年平均値 (ppmC)	6～9時 測定日数 (日)	6～9時3時間平均値(ppmC)	
						最高値	最低値
平成27年度	大平町	7,579	2.04	2.07	312	2.49	1.86
平成28年度		7,941	2.03	2.05	321	2.37	1.83
平成29年度		8638	2.03	2.06	357	2.37	1.84

大気測定局の配置



(2) 有害大気汚染物質調査結果

有害大気汚染物質調査結果

($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	環境基準 (年平均値)	美合町 (総合検査センター)								
		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		検体数	平均値	判定	検体数	平均値	判定	検体数	平均値	判定
ベンゼン	3	12	0.91	○	12	0.72	○	12	0.84	○
トリクロロエチレン	200	12	0.17	○	12	0.15	○	12	0.11	○
テトラクロロエチレン	200	12	0.061	○	12	0.049	○	12	0.039	○
ジクロロメタン	150	12	7.0	○	12	1.9	○	12	2.6	○
物質名	環境基準 (年平均値)	矢作町 (矢作大気測定局)								
		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		検体数	平均値	判定	検体数	平均値	判定	検体数	平均値	判定
ベンゼン	3	-	-	-	12	0.74	○	12	0.81	○
トリクロロエチレン	200	-	-	-	12	0.16	○	12	0.14	○
テトラクロロエチレン	200	-	-	-	12	0.055	○	12	0.040	○
ジクロロメタン	150	-	-	-	12	1.5	○	12	1.5	○
物質名	環境基準 (年平均値)	大平町 (大平大気測定局)								
		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		検体数	平均値	判定	検体数	平均値	判定	検体数	平均値	判定
ベンゼン	3	12	1.0	○	12	0.83	○	12	0.98	○
トリクロロエチレン	200	12	0.17	○	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	200	12	0.065	○	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	150	12	1.7	○	-	-	-	-	-	-

(3) 環境基準の定められていない有害大気汚染物質の調査結果

物質名	単位	指針値 (年平均値)	美合町(岡崎市総合検査センター)					
			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			検体数	平均値	検体数	平均値	検体数	平均値
アクリロニトリル	μg/m³	2	12	0.013	12	0.012	12	0.014
塩化ビニルモノマー		10	12	0.0054	12	0.0071	12	0.013
塩化メチル		-	12	1.4	12	1.3	12	1.2
クロロホルム		18	12	0.26	12	0.21	12	0.22
1,2-ジクロロエタン		1.6	12	0.095	12	0.090	12	0.097
トルエン		-	12	6.1	12	4.3	12	3.9
1,3-ブタジエン		2.5	12	0.061	12	0.050	12	0.043
酸化エチレン		-	12	0.081	12	0.057	12	0.083
アセトアルデヒド		-	12	8.3	12	7.8	12	7.5
ホルムアルデヒド		-	12	2.5	12	2.5	12	2.7
マンガン及びその化合物		0.14	12	0.012	12	0.0087	12	0.011
ベンゾ(a)ピレン	ng/m³	-	12	0.089	12	0.066	12	0.10
水銀及びその化合物		40	12	1.4	12	1.7	12	1.7
クロム及びその化合物		-	12	2.3	12	2.3	12	1.8
ヒ素及びその化合物		6	12	0.27	12	0.41	12	0.72
ニッケル化合物		25	12	0.99	12	1.1	12	1.1
ベリリウム及びその化合物		-	12	0.0064	12	0.0073	12	0.0080
物質名	単位	指針値 (年平均値)	矢作町(岡崎市矢作大気測定局)					
			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			検体数	平均値	検体数	平均値	検体数	平均値
アクリロニトリル	μg/m³	2	-	-	12	0.015	12	0.015
塩化ビニルモノマー		10	-	-	12	0.0069	12	0.012
塩化メチル		-	-	-	12	1.2	12	1.2
クロロホルム		18	-	-	12	0.16	12	0.17
1,2-ジクロロエタン		1.6	-	-	12	0.088	12	0.10
トルエン		-	-	-	12	5.5	12	5.0
1,3-ブタジエン		2.5	-	-	12	0.056	12	0.054
酸化エチレン		-	-	-	12	0.060	12	0.073
アセトアルデヒド		-	-	-	12	6.7	12	7.4
ホルムアルデヒド		-	-	-	12	2.7	12	3.1
マンガン及びその化合物		0.14	-	-	12	0.0066	12	0.0090
ベンゾ(a)ピレン	ng/m³	-	-	-	12	0.091	12	0.11
水銀及びその化合物		40	-	-	12	1.7	12	1.7
クロム及びその化合物		-	-	-	12	2.6	12	2.3
ヒ素及びその化合物		6	-	-	12	0.36	12	0.73
ニッケル化合物		25	-	-	12	1.1	12	1.4
ベリリウム及びその化合物		-	-	-	12	0.0053	12	0.0089
物質名	単位	指針値 (年平均値)	大平町(岡崎市大平大気測定局)					
			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			検体数	平均値	検体数	平均値	検体数	平均値
アクリロニトリル	μg/m³	2	12	0.014	-	-	-	-
塩化ビニルモノマー		10	12	0.0066	-	-	-	-
塩化メチル		-	12	1.4	-	-	-	-
クロロホルム		18	12	0.27	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン		1.6	12	0.097	-	-	-	-
トルエン		-	12	6.4	12	4.3	12	5.0
1,3-ブタジエン		2.5	12	0.11	12	0.059	12	0.071
酸化エチレン		-	12	0.090	-	-	-	-
アセトアルデヒド		-	12	7.0	12	6.0	12	5.6
ホルムアルデヒド		-	12	2.8	12	2.3	12	2.6
マンガン及びその化合物		0.14	12	0.0099	-	-	-	-
ベンゾ(a)ピレン	ng/m³	-	12	0.14	12	0.080	12	0.15
水銀及びその化合物		40	12	1.3	-	-	-	-
クロム及びその化合物		-	12	3.2	-	-	-	-
ヒ素及びその化合物		6	12	0.25	-	-	-	-
ニッケル化合物		25	12	1.6	-	-	-	-
ベリリウム及びその化合物		-	12	0.0089	-	-	-	-

注 調査地点ごとの平均値の算出は算術平均により、測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の1/2として算出した。
「ヒ素及びその化合物」は、平成22年10月から指針値が設定されました。

(4) ダイオキシン類調査結果

(pg-TEQ / m³)

調査地点		調査結果		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
大平町	大平大気測定局	0.013	0.016	0.013
美合町	総合検査センター	0.012	0.017	0.013
矢作町	矢作大気測定局	0.014	-	-
山綱町	東部市民センター	-	0.0096	-
下青野町	六ツ美市民センター	-	-	0.015

環境基準 年間平均値 0.6 pg-TEQ / m³以下

(5) 酸性雨調査

(水素イオン濃度)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
伊賀町	5.0	5.0	5.0
舞木町	4.5	4.4	4.5
明大寺本町	-	-	-
羽根北町	5.5	5.4	5.4
才栗町	5.0	5.1	5.0
大高味町	4.6	4.9	4.9
森越町	5.2	4.9	4.7
岡町	5.7	5.8	5.5
柱町	5.3	5.3	5.0
檜山町	5.7	-	-
滝町	-	-	-
鍛埜町	4.5	-	-
市内平均値	5.1	5.2	5.0

(6) 大気汚染物質排出量総合調査

	硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん
平成 26 年度全体調査結果	40	273	18
平成 27 年度全体調査結果	58	374	15
平成 28 年度全体調査結果	48	543	18

平成 26 年度全体調査結果は環境省が実施

(7) 国道 1 号沿線二酸化窒素濃度簡易測定調査結果 (平成 29 年度)

番号	調査地点 (町名)	NO ₂ (ppm)				平均値
		6 月	9 月	12 月	3 月	
1	個人宅(東大友町)	0.018	0.021	0.023	0.017	0.020
2	岡崎市矢作大気測定局(矢作町)	0.013	0.014	0.019	0.012	0.015
3	個人宅(田町)	0.013	0.016	0.019	0.012	0.015
4	朝日大気測定局(朝日町)	0.019	0.019	0.022		0.020
5	大平大気測定局(大平町)	0.028	0.027	0.026	0.018	0.025
6	東消防署本署(岡町)	0.011	0.011	0.018	0.012	0.013
7	三河高校下バス停留所(藤川町)	0.018	0.017	0.020	0.012	0.017
8	山中小学校(山綱町)	0.016	0.014	0.020	0.012	0.016
9	個人宅(本宿町)	0.015	0.016	0.018	0.011	0.015
9 地点平均値		0.017	0.017	0.021	0.013	0.017

(8) 国道 248 号沿線二酸化窒素濃度簡易測定調査結果 (平成 29 年度)

番号	調査地点 (町名)	NO ₂ (ppm)				平均値
		6 月	9 月	12 月	3 月	
1	岩津市民センター (岩津町)	0.014	0.016	0.019	0.013	0.016
2	城北保育園 (八帖北町)	0.012	0.016	0.020	0.010	0.015
3	南公園 (若松町)	0.008	0.010	0.017	0.009	0.011
3 地点平均値		0.011	0.014	0.019	0.011	0.014

(9) 県道沿線二酸化窒素濃度簡易測定調査結果 (平成 29 年度)

番号	調査地点 (町名)	NO ₂ (ppm)				平均値
		6 月	9 月	12 月	3 月	
1	砂川雨水ポンプ場 (福岡町)	0.008	0.011	0.018	0.011	0.012
2	中島町地内 (中島町)	0.010	0.011	0.018	0.011	0.013
3	東消防署青野出張所 (下青野町)	0.010	0.012	0.018	0.009	0.012
3 地点平均値		0.009	0.011	0.018	0.010	0.012

(10) 一般環境二酸化窒素濃度簡易測定調査結果 (平成 29 年度)

番号	調査地点 (町名)	NO ₂ (ppm)				平均値
		6 月	9 月	12 月	3 月	
1	イオンモール岡崎 (戸崎町)	0.010	0.012	0.018	0.010	0.013
2	市民病院 (高隆寺町)	0.006	0.006	0.012	0.008	0.008
3	額田支所 (檉山町)	0.003	0.004	0.009	0.005	0.005
4	額田郵便局 (牧平町)	0.007	0.008	0.013	0.009	0.009
4 地点平均値		0.007	0.008	0.013	0.008	0.009

(11) 市民ボランティア二酸化窒素濃度簡易測定調査結果 (平成 29 年度)

単位: ppm

番号	測定場所	6月	9月	12月	3月	平均
1	祐金町(道路側)	0.017	0.019	0.023	0.016	0.019
2	祐金町(道路反対側)	0.014	0.016	0.020	0.014	0.016
3	康生町	0.009	0.013	0.018	0.012	0.013
4	明大寺町耳取(1階)	0.009	0.011	0.019	0.011	0.013
5	明大寺町耳取(3階)	0.009	0.012	0.018	0.010	0.012
6	伊賀町東郷中(道路側)	0.013	0.017		0.013	0.014
7	伊賀町東郷中(庭側)	0.010	0.012		0.011	0.011
8	細川町窪地	0.006	0.009	0.013	0.010	0.010
9	伝馬通4丁目	0.009	0.012	0.019	0.011	0.013
10	井田町東魂場	0.008	0.010	0.017	0.012	0.012
11	庄司田1丁目	0.009	0.011	0.016	0.010	0.012
12	宇頭町東山		0.017		0.013	0.015
13	緑丘1丁目	0.007	0.009		0.010	0.009
14	羽根西2丁目	0.009	0.009	0.014	0.010	0.011
15	羽根町大池	0.008	0.010	0.017	0.011	0.012
16	池金町字下北山	0.004	0.005	0.008	0.007	0.006
17	丸山町上ノ野	0.012	0.013	0.017	0.016	0.015
18	城南町3丁目	0.008	0.010	0.017	0.010	0.011
19	井田町4丁目	0.009	0.008	0.017	0.016	0.013
20	美合町地蔵野	0.008	0.009	0.013	0.010	0.010
21	暮戸町元社口	0.009	0.011	0.018	0.007	0.011
22	若松東2丁目	0.008	0.009	0.016	0.009	0.011
23	上地2丁目		0.009	0.017	0.009	0.012
24	櫻山町新居野		0.005	0.011	0.007	0.008
25	筒針町元流	0.003	0.011	0.018	0.010	0.011
26	藤川町荒古	0.009	0.014	0.017	0.011	0.013
27	上地1丁目	0.004	0.008	0.019	0.009	0.010
28	大平町西上野	0.008	0.014	0.020	0.012	0.014
29	大西町南ヶ原	0.005	0.012	0.018	0.013	0.012
30	本宿町東木竹	0.006	0.013	0.018	0.011	0.012
31	上地町荒井	0.005	0.009	0.014	0.010	0.010
32	八帖北町	0.004	0.010	0.017		0.010
33	芽原沢町字築野	0.005	0.009	0.011	0.011	0.009
34	古部町字谷下	0.001	0.003	0.004	0.005	0.003
35	岩戸町字百々	0.003	0.004	0.007	0.006	0.005
36	緑丘2丁目	0.005	0.008	0.016	0.011	0.010
37	東蔵前町2丁目	0.006	0.010	0.015	0.009	0.010
38	戸崎町字牛転	0.004	0.011	0.018		0.011
39	池金町字狩又	0.005	0.007	0.011	0.008	0.008
40	滝町外浦	0.012	0.008	0.013	0.010	0.011
41	宇頭町北町	0.005	0.010	0.013	0.012	0.010
42	保母町栗下	0.004	0.008	0.012	0.009	0.008
43	合歡木町下郷間	0.003	0.008	0.014	0.009	0.009
44	宇頭町久屋名	0.003	0.010	0.015	0.008	0.009
45	上里1丁目	0.006	0.012	0.017	0.012	0.012
46	若松町西三田ヶ入	0.004	0.009	0.016	0.010	0.010
47	鹿勝川町字栗峯	0.005	0.009	0.015	0.009	0.010
48	竜美北2丁目	0.005	0.008	0.024		0.012
49	竜美新町	0.006	0.011	0.013	0.011	0.010
50	上地5丁目	0.005	0.009	0.017		0.010
51	美合西町	0.005	0.009	0.002	0.011	0.007
52	美合町字三田	0.004	0.010	0.013	0.011	0.010
53	明大寺町字道城ヶ入	0.008	0.008	0.018	0.011	0.011
54	昭和町字中屋敷	0.005	0.010	0.020	0.008	0.011
全調査地の平均値		0.007	0.010	0.015	0.010	0.011
全調査地の最大値		0.017	0.019	0.024	0.016	0.019
全調査地の最小値		0.001	0.003	0.002	0.005	0.003
(参考)朝日大気測定局(国1)		0.020	0.020	0.025		0.022
(参考)矢作大気測定局(国1)		0.016	0.016	0.023	0.016	0.018
(参考)大平大気測定局(国1)		0.029	0.026	0.028	0.021	0.026

二酸化窒素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」となっています。

5 - 2 水質汚濁

(1) 公共用水域水質調査

ア 調査期間

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月まで

イ 調査地点

市内の 31 河川 41 地点

ウ 調査結果の概要

(ア) 健康項目（人の健康の保護に関する環境基準項目）

カドミウム、鉛等 27 項目について、41 地点全てにおいて環境基準を達成しました。

(イ) 生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準項目）

有機汚濁の代表的な指標である BOD について、水域類型の指定されている 6 河川 7 水域で調査した結果、全ての調査地点で、環境基準を達成しました。

また、水生生物の保全に係る指標である全垂鉛については、水域類型の指定されている 6 河川 8 水域、ノニルフェノール並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）については、水域類型の指定されている 4 河川 6 水域で調査した結果、全ての調査地点で環境基準を達成しました。

岡崎市内河川の類型指定状況

水域名	範囲	類型			水質調査点
		BOD 等	期間	水生生物	
矢作川 下流	明治用水頭首工から下流	B	イ	生物 B	美矢井橋
乙川上流 (乙川(ア))	乙川天神橋から上流	A	イ	生物 A	乙川天神橋
乙川上流 (乙川(イ))	岡崎市上水道取水口から上流	A	イ	生物 B	岡崎市上水道取水口*
乙川下流 (乙川(イ))	岡崎市上水道取水口から下流	B	イ	生物 B	占部用水取水口*
巴川	全域	A	イ	生物 B	細川頭首工*
鹿乗川	全域	C	ロ	生物 B	東鹿乗川橋
男川	全域	A	イ	生物 B	学校橋*
雨山川及 び乙女川 下流	雨山川全域及び雨山川合流点 から下流の乙女川	A	イ	生物 B	ツノジ橋*

備考 1 達成期間の欄中「イ」とは、類型指定後直ちに達成することをいい、「ロ」とは、指定後 5 年以内で可及的速やかに達成することをいう。

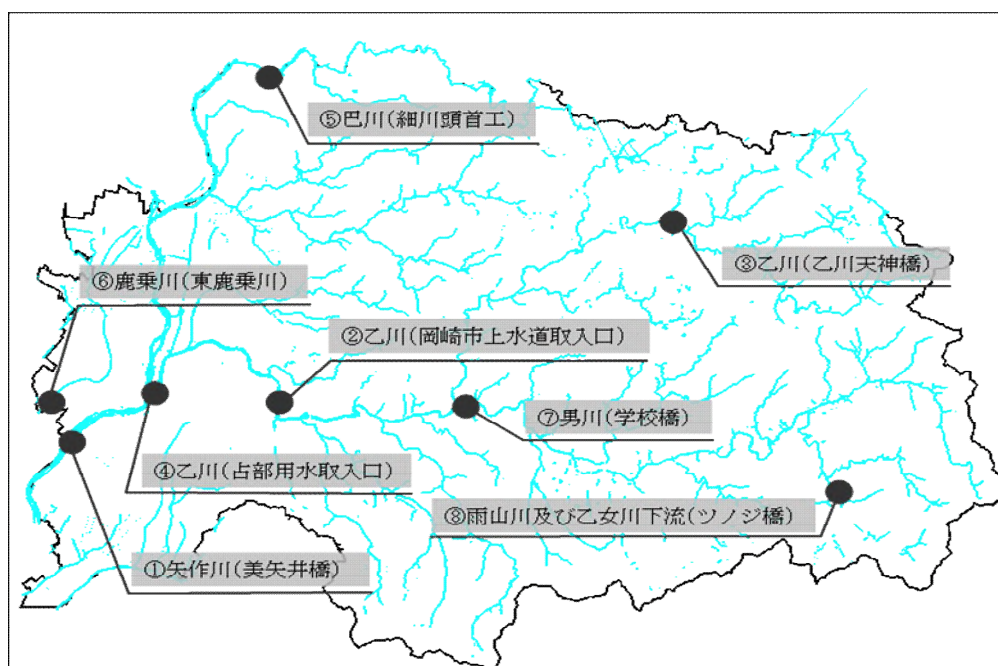
備考 2 BOD 等に関する環境基準の類型と水生生物の保全に係る環境基準の類型の水域名が異なる場合は、後者の水域名を（ ）内に示す。

備考 3 調査地点欄の*は、BOD 等に関する環境基準点であることを示す。

備考 4 調査地点欄の は、水生生物の保全に係る環境基準点であることを示す。

類型指定河川の主たる調査地点及び環境基準適合状況

類型指定河川の主たる調査地点



生活環境項目の環境基準適合状況

水域名・地点名	矢作川下流・美矢井橋							
検査項目	類型	基準値	27 年度	適否	28 年度	適否	29 年度	適否
pH	B	6.5 ～ 8.5	6.9	0/4	7.0	0/4	7.5	0/4
BOD75%値(mg/ℓ)		3 以下	0.5	○	0.8	○	0.6	○
SS(mg/ℓ)		25 以下	7	0/4	2	0/4	5	0/4
DO(mg/ℓ)		5 以上	9.4	0/4	9.5	0/4	9.0	0/4
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)		5,000 以下	4,200	1/3	2,700	0/3	8,300	1/3
全亜鉛(mg/ℓ)	生物 B	0.03 以下	0.003	○	0.022	○	0.003	○
ノニルフェノール(mg/ℓ)		0.002 以下	-	-	-	-	-	-
LAS(mg/ℓ)		0.05 以下	-	-	-	-	-	-

	水域名・地点名	乙川上流（乙川(イ)）・岡崎市上水道取入口							
	検査項目	類型	基準値	27 年度	適否	28 年度	適否	29 年度	適否
	pH	A	6.5 ～ 8.5	6.9	0/12	7.1	0/12	7.3	0/12
	BOD75%値(mg/ℓ)		2 以下	0.7	○	1.3	○	0.9	○
	SS(mg/ℓ)		25 以下	2	0/12	1	0/12	2	0/12
	DO(mg/ℓ)		7.5 以上	10	0/12	10	0/12	9.8	0/12
	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)		1,000 以下	3,800	6/8	6,200	6/8	5,600	7/8
	全亜鉛(mg/ℓ)	生物 B	0.03 以下	0.003	○	0.003	○	0.003	○
	ノニルフェノール(mg/ℓ)		0.002 以下	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	LAS(mg/ℓ)		0.05 以下	0.0019	○	0.0030	○	0.0025	○

水域名・地点名	乙川上流（乙川(ア)）・乙川天神橋							
検査項目	類型	基準値	27年度	適否	28年度	適否	29年度	適否
pH	A	6.5～8.5	7.0	0/12	7.2	0/12	7.4	0/12
BOD75%値(mg/ℓ)		2以下	<0.5	○	1.0	○	0.5	○
SS(mg/ℓ)		25以下	1	0/12	1	0/12	1	0/12
DO(mg/ℓ)		7.5以上	10	0/12	10	0/12	9.5	0/12
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)		1,000以下	-	-	-	-	-	-
全垂鉛(mg/ℓ)	生物 A	0.03以下	0.001	○	0.001	○	0.002	○
ノニルフェール(mg/ℓ)		0.001以下	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
LAS(mg/ℓ)		0.05以下	0.0009	○	0.0015	○	0.0014	○

水域名・地点名	乙川下流（乙川(イ)）・占部用水取入口							
検査項目	類型	基準値	27年度	適否	28年度	適否	29年度	適否
pH	B	6.5～8.5	7.0	0/12	7.4	0/12	7.6	2/12
BOD75%値(mg/ℓ)		3以下	0.8	○	1.6	○	1.2	○
SS(mg/ℓ)		25以下	2	0/12	3	0/12	3	0/12
DO(mg/ℓ)		5以上	9.8	0/12	9.7	0/12	9.0	0/12
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)		5,000以下	11,000	4/8	7,900	3/8	5,400	2/8
全垂鉛(mg/ℓ)	生物 B	0.03以下	0.005	○	0.005	○	0.004	○
ノニルフェール(mg/ℓ)		0.002以下	0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
LAS(mg/ℓ)		0.05以下	0.0023	○	0.0037	○	0.0024	○

水域名・地点名	巴川・細川頭首工							
検査項目	類型	基準値	27年度	適否	28年度	適否	29年度	適否
pH	A	6.5～8.5	6.8	0/12	7.1	0/12	7.3	0/12
BOD75%値(mg/ℓ)		2以下	0.7	○	1.1	○	0.8	○
SS(mg/ℓ)		25以下	3	0/12	2	0/12	3	0/12
DO(mg/ℓ)		7.5以上	9.9	0/12	9.8	0/12	9.0	1/12
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)		1,000以下	4,200	6/8	8,500	6/8	4,000	6/8
全垂鉛(mg/ℓ)	生物 B	0.03以下	0.001	○	0.001	○	0.001	○
ノニルフェール(mg/ℓ)		0.002以下	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
LAS(mg/ℓ)		0.05以下	0.0008	○	0.0011	○	0.0015	○

水域名・地点名	鹿乗川・東鹿乗川橋							
検査項目	類型	基準値	27 年度	適否	28 年度	適否	29 年度	適否
pH	C	6.5～8.5	6.9	0/12	7.1	0/12	7.3	0/12
BOD75%値(mg/ℓ)		5 以下	1.9	○	2.5	○	3.3	○
SS(mg/ℓ)		50 以下	12	0/12	10	0/12	11	0/12
DO(mg/ℓ)		5 以上	8.0	0/12	7.7	0/12	7.3	1/12
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)		-	78,000	-/12	2,200,000	-/12	310,000	-/12
全垂鉛(mg/ℓ)	生物 B	0.03 以下	0.017	○	0.014	○	0.020	○
ノニルフェノール(mg/ℓ)		0.002 以下	-	-	-	-	-	-
LAS(mg/ℓ)		0.05 以下	-	-	-	-	-	-

水域名・地点名	男川・学校橋							
検査項目	類型	基準値	27 年度	適否	28 年度	適否	29 年度	適否
pH	A	6.5～8.5	7.0	0/12	7.3	0/12	7.5	0/12
BOD75%値(mg/ℓ)		2 以下	<0.5	○	1.2	○	0.6	○
SS(mg/ℓ)		25 以下	1	0/12	1	0/12	1	0/12
DO(mg/ℓ)		7.5 以上	10	0/12	10	0/12	9.9	0/12
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)		1,000 以下	3,300	7/8	7,800	6/8	9,300	5/8
全垂鉛(mg/ℓ)	生物 B	0.03 以下	0.002	○	0.002	○	0.002	○
ノニルフェノール(mg/ℓ)		0.002 以下	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
LAS(mg/ℓ)		0.05 以下	0.0007	○	0.0010	○	0.0011	○

水域名・地点名	雨山川及び乙女川下流・ツノジ橋							
検査項目	類型	基準値	27 年度	適否	28 年度	適否	29 年度	適否
pH	A	6.5～8.5	6.9	0/12	7.1	0/12	7.3	0/12
BOD75%値(mg/ℓ)		2 以下	<0.5	○	0.9	○	0.5	○
SS(mg/ℓ)		25 以下	2	0/12	1	0/12	1	0/12
DO(mg/ℓ)		7.5 以上	10	0/12	10	0/12	9.6	0/12
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)		1,000 以下	1,800	4/8	4,600	5/8	4,800	4/8
全垂鉛(mg/ℓ)	生物 B	0.03 以下	0.001	○	0.001	○	0.001	○
ノニルフェノール(mg/ℓ)		0.002 以下	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
LAS(mg/ℓ)		0.05 以下	0.0006	○	0.0012	○	0.0007	○

(注 1) BOD75%値を除く項目の各年度は平均値を示す。

(注 2) pH, SS, DO 及び大腸菌群数の適否は基準に適合しない割合(日数)を示す。

市内河川BOD75%値 一覧表

番号	水域名・地点名 (水域類型)	BOD 75%値 (mg/ℓ)	番号	水域名・地点名 (水域類型)	BOD 75%値 (mg/ℓ)	番号	水域名・地点名 (水域類型)	BOD 75%値 (mg/ℓ)
1	巴川・細川頭首工 (A類型)	0.8	2	乙川上流・岡崎市上水道取入口(A類型)	0.9	3	乙川下流・占部用水取入口(B類型)	1.2
4	男川・学校橋(A類型)	0.6	5	男川・南部簡易水道浄水場取入口(A類型)	0.6	6	雨山川及び乙女川下流・ツノジ橋(A類型)	0.5
7	雨山川及び乙女川下流・万足上橋(A類型)	0.5	8	乙川上流・乙川天神橋(A類型)	0.5	9	矢作川下流・葵大橋(B類型)	0.8
10	矢作川下流・美矢井橋(B類型)	0.6	11	郡界川・長沢橋	0.5	12	郡界川・郡界橋	0.8
13	霞川・坂下橋	0.6	14	北斗川・北斗橋	2.3	15	於御所川・西蔵前町矢作川合流点	1.2
16	乙川上流・梁野橋(A類型)	1.0	17	乙川下流・吹矢橋(B類型)	1.1	18	早川・八帖町乙川合流点	2.0
19	伊賀川・竹千代橋	1.1	20	伊賀川・稻熊橋	1.3	21	真福寺川・御蔵橋	0.8
22	青木川・新青木橋	1.0	23	六斗目川・大平町乙川合流点	1.2	24	広田川・中島橋	1.6
25	山綱川・美合町乙川合流点	1.1	26	竜泉寺川・河原橋	1.5	27	竜泉寺川・黒橋	0.8
28	大高味川・水戸野橋	0.7	29	鉢地川・落合橋	1.1	30	夏山川・北岡橋	0.8
31	鳥川・山下橋	0.8	32	安藤川・次郎兵衛橋	1.7	33	占部川・定国橋	0.7
34	砂川・下西野橋	1.6	35	鹿乗川・御用田橋(C類型)	1.6	36	鹿乗川・東鹿乗川橋(C類型)	3.3
37	更沙川・栄町乙川合流点	1.0	38	前川・柴原橋	1.0	39	青木川・川向橋	0.9
40	神田支川・木橋	1.7	41	前田川・青木川合流点手前	2.1			

(注1)地点名の後に(類型)の記載がない地点は、水域類型の指定がない地点

(注2)番号1～8の8地点は県測定計画調査地点

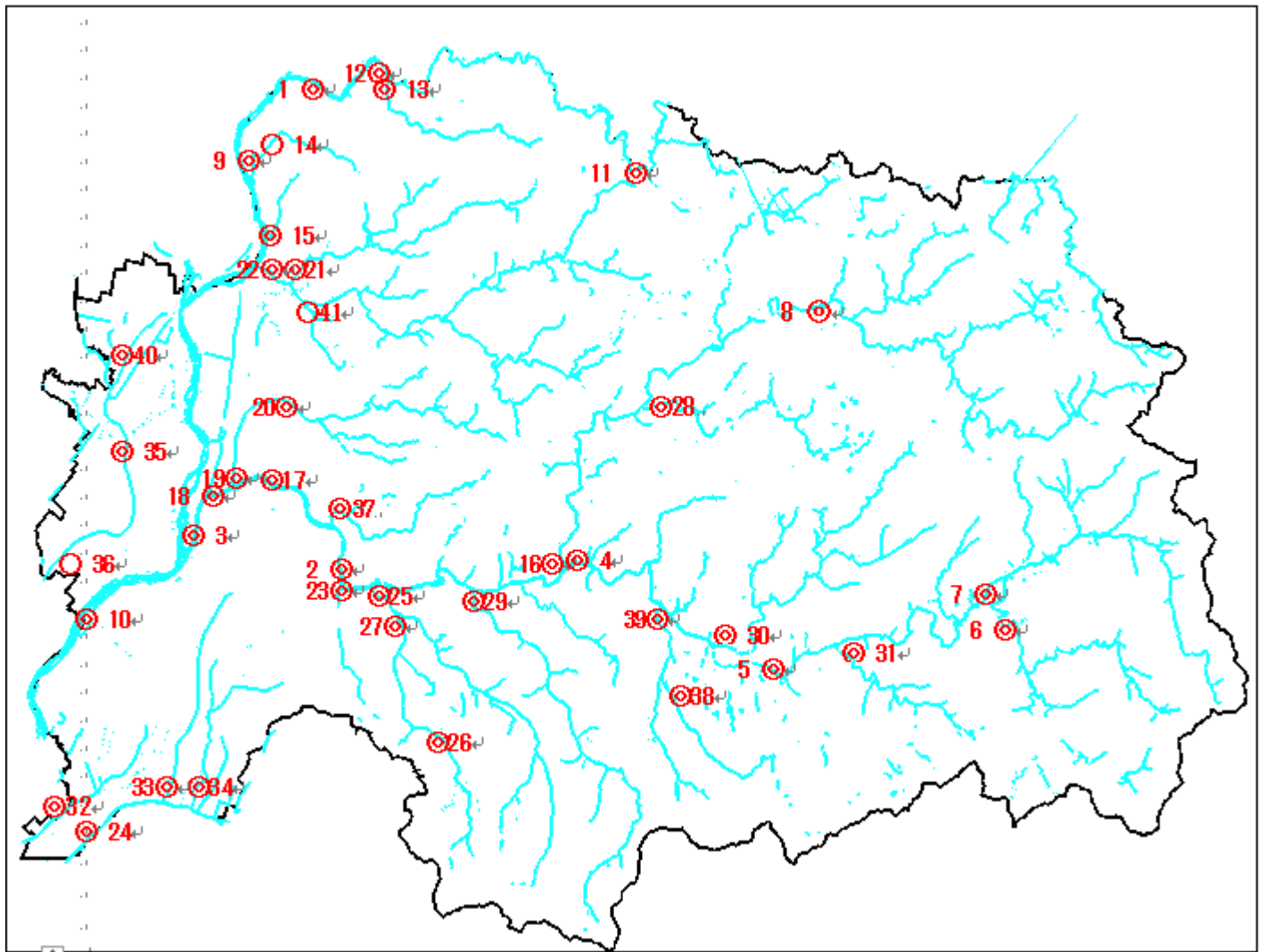
(注3)番号9、10、16、17、35及び36の6地点は市独自調査で水域類型の指定がある地点

(注4)上記番号以外の27地点は市独自調査で水域類型の指定がない地点

(注5)類型区分は下記のとおり。市内河川では、AA類型、D類型及びE類型の河川はありません。

類型区分	AA 類型	A 類型	B 類型	C 類型	D 類型	E 類型	類型なし
環境基準値 (BOD75%値)	1 mg/ℓ	2 mg/ℓ	3 mg/ℓ	5 mg/ℓ	8 mg/ℓ	10mg/ℓ	基準なし

市内河川のBOD75%水質値 調査地点図



区分	BOD75%値(mg/ℓ)	地点数	標準的な川の様子
	～2.0	38	藻が少なく、澄んでいる。
	2.1～5.0	3	藻が多くなるが、比較的澄んでいる。

過去5年の経年変化

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
調査地点数	41 地点	39 地点	37 地点	41 地点	41 地点
BOD75%値が 2.1 mg/ℓ以上の地点数	6 地点	4 地点	6 地点	12 地点	3 地点

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号		1				2				3				4			
水域名・地点名(類型)		巴川・細川頭首工[A-生物B]		乙川上流・岡崎市上水道取入口[A-生物B]		乙川下流・占部用水取入口[B-生物B]		男川・学校橋[A-生物B]		最大値		最小値		平均値		M / N	
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温		29.0	2.0	16.5	- / 12	32.5	6.5	19.4	- / 12	28.5	0.0	14.5	- / 12	29.5	2.0	17.6	- / 12
水温		27.5	3.0	15.3	- / 12	28.6	4.5	16.8	- / 12	28.5	3.0	16.4	- / 12	26.5	2.5	15.6	- / 12
基準項目（生活環境）																	
PH		7.4	7.1	7.3	0 / 12	7.6	7.0	7.3	0 / 12	9.1	7.1	7.6	2 / 12	7.8	7.0	7.5	0 / 12
BOD	mg / l	0.9	<0.5	0.7(0.8)	0 / 12	1.2	<0.5	0.7(0.9)	0 / 12	3.9	<0.5	1.3(1.2)	1 / 12	0.9	<0.5	0.6(0.6)	0 / 12
SS	mg / l	6	<1	3	0 / 12	5	<1	2	0 / 12	6	<1	3	0 / 12	1	<1	1	0 / 12
DO	mg / l	11	7.1	9.0	1 / 12	12	8.5	9.8	0 / 12	10	7.5	9.0	0 / 12	12	8.8	9.9	0 / 12
大腸菌群数	MPN / 100 ml	11000	300	4000	6 / 8	13000	130	5600	7 / 8	11000	2200	5400	2 / 8	30000	70	9300	5 / 8
基準項目（水生生物）																	
魚類アルギルゼンスホルム酸及びその塩(AS)	mg / l	0.0045	<0.0006	0.0015	0 / 12	0.0079	0.0008	0.0025	0 / 12	0.0070	0.0007	0.0024	0 / 12	0.0025	<0.0006	0.0011	0 / 12
ノニルフエノール	mg / l	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0 / 12	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0 / 12	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0 / 12	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0 / 12
全亜鉛	mg / l	0.002	<0.001	0.001	0 / 12	0.004	0.001	0.003	0 / 12	0.006	0.002	0.004	0 / 12	0.006	<0.001	0.002	0 / 12
基準項目（健康）																	
カドミウム	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4
全シアン	mg / l	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 4	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 4	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 4	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 4
鉛	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4
六価クロム	mg / l	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 4	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 4	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 4	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 4
砒素	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4
総水銀	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4
アルギル水銀	mg / l	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1
PCB	mg / l	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1
ジクロロメタン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4
四塩化炭素	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 4
1, 2-ジクロロエタン	mg / l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 4
1, 1-ジクロロエチレン	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 4	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 4	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 4	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 4
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg / l	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 4
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4
トリクロロエチレン	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 4
テトラクロロエチレン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4
1, 3-ジクロロプロペン	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 4
チウラム	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4
シマジン	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 4
チオベンカルブ	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4
ベンゼン	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 4
ゼレン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg / l	0.41	0.21	0.31	0 / 12	0.91	0.39	0.68	0 / 12	0.95	0.13	0.72	0 / 12	0.76	0.38	0.60	0 / 12
ばつ素	mg / l	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 12	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 12	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 12	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 12
ほう素	mg / l	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 4	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 4	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 4	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 4
1, 4-ジオキサン	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4
要監視項目（健康）1																	
クロホルム	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4
1, 2-ジクロロプロパン	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 4	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 4	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 4	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 4
p-ジクロロベンゼン	mg / l	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 4	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 4	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 4	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 4
イソキサチオン	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 4
ダイアジノン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4
フェニトロチオン(MEP)	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 4
イソプロチオラン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4
オキシシン銅(有機銅)	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4
クロロタロニル(TPN)	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4
プロピザミド	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 4
EPN	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4
ジクロロボス(DDVP)	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 4
フェノカルブ(BPMC)	mg / l	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 4	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 4	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 4	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 4

地点名の後の[]は水質類型を示す
 ()の前半はBOD等に関する類型を、後半は水生生物の保全に係る類型を示す
 *は総水銀、総クロムが検出されなかったことを示す
 M/Nは基準に適合しない割合(日数)を示す
 ()内は7.5%値を示す

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号		1				2				3				4			
水域名・地点名〔類型〕		巴川・細川頭首工〔A-生物B〕		乙川上流・岡崎市上水道取入口〔A-生物B〕		乙川下流・占部用水取入口〔B-生物B〕		男川・学校橋〔A-生物B〕		最大値		最小値		平均値		M / N	
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温		29.0	2.0	16.5	- / 12	32.5	6.5	19.4	- / 12	28.5	0.0	14.5	- / 12	29.5	2.0	17.6	- / 12
水温		27.5	3.0	15.3	- / 12	28.6	4.5	16.8	- / 12	28.5	3.0	16.4	- / 12	26.5	2.5	15.6	- / 12
要監視項目（健康）2																	
イプロベンホス（I B P）	m g / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 4
クロルニトロフェン（C N P）	m g / l	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 4	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 4
トルエン	m g / l	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 4	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 4	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 4	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 4
キシレン	m g / l	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 4	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 4	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 4	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 4
フタル酸ジエチルヘキシル	m g / l	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1
ニツゲル	m g / l	<0.001	<0.001	<0.001	- / 4	<0.001	<0.001	<0.001	- / 4	<0.001	<0.001	<0.001	- / 4	<0.001	<0.001	<0.001	- / 4
モリブデン	m g / l	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 4	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 4	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 4	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 4
アンチモン	m g / l	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4
クロエチレン（塩化ビニルモノマー）	m g / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
エピクロロヒドリン	m g / l	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1
全マンガン	m g / l	0.04	<0.02	0.03	0 / 4	0.07	0.03	0.05	0 / 4	<0.00004	0.05	0.03	0 / 4	<0.00004	0.03	0.03	0 / 4
ウラン	m g / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
要監視項目（水生生物）																	
フェノーール	m g / l	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1
ホルムアルデヒド	m g / l	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1
4-ト-オクチルフェノーール	m g / l	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	-	-	-	-	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	-	-	-	-
アズリン	m g / l	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
2,4-ジクロロフェノーール	m g / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1
その他の項目（排水）																	
C O D	m g / l	3.6	1.5	2.6	- / 12	3.5	1.5	2.3	- / 12	5.2	1.6	3.1	- / 12	2.5	1.1	1.8	- / 12
n-ヘキサン抽出物質	m g / l	<0.5	<0.5	<0.5	- / 4	<0.5	<0.5	<0.5	- / 4	<0.5	<0.5	<0.5	- / 4	<0.5	<0.5	<0.5	- / 4
全窒素	m g / l	0.50	0.40	0.44	- / 11	1.0	0.49	0.83	- / 11	1.1	0.53	0.91	- / 11	1.0	0.44	0.70	- / 11
全磷	m g / l	0.031	0.011	0.024	- / 11	0.055	0.018	0.038	- / 11	0.10	0.023	0.059	- / 11	0.035	0.009	0.023	- / 11
フェノーール類	m g / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4
銅	m g / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4
溶解性鉄	m g / l	0.09	0.05	0.07	- / 4	0.10	0.05	0.07	- / 4	0.13	0.07	0.09	- / 4	0.07	0.02	0.05	- / 4
溶解性マンガン	m g / l	0.02	<0.01	0.01	- / 4	0.04	0.02	0.03	- / 4	0.03	0.01	0.02	- / 4	0.02	0.01	0.01	- / 4
総クロム	m g / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4
電気伝導率	m s / m	6.0	4.8	5.6	- / 12	10	6.7	8.4	- / 12	12	7.0	9.7	- / 12	8.1	5.4	6.8	- / 12
陰イオン界面活性剤	m g / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 12	<0.01	<0.01	<0.01	- / 12	<0.01	<0.01	<0.01	- / 12	<0.01	<0.01	<0.01	- / 12
その他の項目（イオン）																	
アンモニニア性窒素	m g / l	<0.01	<0.01	0.01	- / 12	0.05	0.01	0.03	- / 12	0.11	<0.01	0.03	- / 12	0.04	<0.01	0.01	- / 12
亜硝酸性窒素	m g / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 12	<0.01	<0.01	<0.01	- / 12	0.01	<0.01	0.01	- / 12	<0.01	<0.01	<0.01	- / 12
硝酸性窒素	m g / l	0.40	0.20	0.30	- / 12	0.90	0.38	0.67	- / 12	0.93	0.12	0.70	- / 12	0.75	0.37	0.59	- / 12
硫酸イオン	m g / l	3.4	3.0	3.2	- / 4	11	8.4	9.5	- / 4	12	8.5	10	- / 4	10	7.0	8.3	- / 4
塩化物イオン	m g / l	4.3	2.9	3.4	- / 12	8.6	5.3	7.0	- / 12	11	6.0	8.3	- / 12	6.1	4.5	5.3	- / 12
臭化物イオン	m g / l	<0.1	<0.1	<0.1	- / 4	<0.1	<0.1	<0.1	- / 4	<0.1	<0.1	<0.1	- / 4	<0.1	<0.1	<0.1	- / 4
臭化物イオン	m g / l	0.04	0.02	0.03	- / 4	0.08	0.05	0.07	- / 4	0.17	0.05	0.10	- / 4	0.05	0.03	0.04	- / 4
硫酸イオン	m g / l	4.4	3.8	4.2	- / 4	7.7	4.8	6.3	- / 4	11	5.6	8.2	- / 4	5.8	4.1	5.1	- / 4
ナトリウムイオン	m g / l	0.8	0.6	0.7	- / 4	1.6	1.2	1.4	- / 4	1.6	1.1	1.4	- / 4	1.4	1.0	1.2	- / 4
マグネシウムイオン	m g / l	1.4	1.0	1.2	- / 4	2.1	1.3	1.7	- / 4	2.6	1.5	2.0	- / 4	1.6	1.0	1.3	- / 4
カリウムイオン	m g / l	5.6	4.9	5.3	- / 4	9.0	6.0	7.4	- / 4	10	7.4	8.3	- / 4	7.2	4.4	5.7	- / 4
その他の項目（トリハロメタン生成能）																	
プロモクロロメタン生成能	m g / l	0.005	<0.001	0.004	- / 4	0.010	0.001	0.005	- / 4	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	m g / l	0.056	0.030	0.044	- / 4	0.041	0.019	0.031	- / 4	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	m g / l	0.006	<0.001	0.002	- / 4	0.009	0.001	0.003	- / 4	-	-	-	-	-	-	-	-
プロモホルム生成能	m g / l	<0.001	<0.001	<0.001	- / 4	<0.001	<0.001	<0.001	- / 4	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	m g / l	0.065	0.036	0.051	- / 4	0.054	0.028	0.041	- / 4	-	-	-	-	-	-	-	-

M/Nは基準に適合しない割合(日数)を示す

*は総水銀、総クロムが検出されなかったことを示す

地点名の後の〔 〕は水質類型を示す
〔 〕の前半はBOD等に関する類型を、後半は水生生物の保全に係る類型を示す

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号		5				6				7				8			
水域名・地点名(類型)		男川・南部簡易水道浄水場取水口[A-生物B]				雨山川及び乙女川下流・ツノジ橋[A-生物B]				雨山川及び乙女川下流・万足上橋[A-生物B]				乙川上流・乙川天神橋[A-生物A]			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温		33.0	2.0	18.0	-/12	32.0	1.0	17.4	-/12	31.5	4.5	19.0	-/12	32.0	1.0	18.3	-/12
水温		27.0	3.0	16.0	-/12	27.2	2.0	15.2	-/12	25.5	2.5	15.2	-/12	24.4	3.0	14.6	-/12
基準項目（生活環境）																	
PH		7.9	7.0	7.4	0/12	7.5	7.1	7.3	0/12	7.7	7.1	7.5	0/12	7.7	7.2	7.4	0/12
BOD	mg / l	0.8	<0.5	0.6(0.6)	0/12	0.9	<0.5	0.6(0.5)	0/12	0.8	<0.5	0.5(0.5)	0/12	0.8	<0.5	0.5(0.5)	0/12
SS	mg / l	1	<1	1	0/12	3	<1	1	0/12	2	<1	1	0/12	3	<1	1	3/12
DO	mg / l	12	8.6	10	0/12	11	8.1	9.6	0/12	12	8.5	10	0/12	11	7.9	9.5	0/12
大腸菌群数	MPN/100ml	70000	170	12000	5/8	14000	110	4800	4/8	5000	170	1300	3/8	-	-	-	-
基準項目（水生生物）																	
魚鱗アルギルゼンスホルム酸及びその塩(LAS)	mg / l	-	-	-	-	0.0014	<0.0006	0.0007	0/12	-	-	-	-	0.0062	<0.0006	0.0014	0/12
ノニルフエノール	mg / l	-	-	-	-	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/12	-	-	-	-	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/12
全亜鉛	mg / l	0.003	<0.001	0.001	0/12	0.002	<0.001	0.001	0/12	0.003	<0.001	0.002	0/12	0.004	<0.001	0.002	0/12
基準項目（健康）																	
カドミウム	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
全シアン	mg / l	N . D .	N . D .	N . D .	0/4	N . D .	N . D .	N . D .	0/4	N . D .	N . D .	N . D .	0/4	N . D .	N . D .	N . D .	0/1
鉛	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg / l	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/4	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/4	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/4	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1
砒素	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
アルギル水銀	mg / l	*N . D .	*N . D .	*N . D .	0/1	*N . D .	*N . D .	*N . D .	0/1	*N . D .	*N . D .	*N . D .	0/1	*N . D .	*N . D .	*N . D .	0/1
PCB	mg / l	N . D .	N . D .	N . D .	0/1	N . D .	N . D .	N . D .	0/1	N . D .	N . D .	N . D .	0/1	N . D .	N . D .	N . D .	0/1
ジクロロメタン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン	mg / l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	0/4	<0.01	<0.01	<0.01	0/4	<0.01	<0.01	<0.01	0/4	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg / l	<0.1	<0.1	<0.1	0/4	<0.1	<0.1	<0.1	0/4	<0.006	<0.006	<0.006	0/4	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
テトラクロロエチレン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
ゼレン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg / l	0.66	0.38	0.53	0/12	0.57	0.26	0.43	0/12	0.53	0.31	0.43	0/12	0.27	0.27	0.27	0/1
ぶつ素	mg / l	<0.08	<0.08	<0.08	0/12	<0.08	<0.08	<0.08	0/12	<0.08	<0.08	<0.08	0/12	<0.08	<0.08	<0.08	0/1
ほう素	mg / l	<0.02	<0.02	<0.02	0/4	0.03	<0.02	0.01	0/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
1, 4-ジオキサン	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
要監視項目（健康）1																	
クロロホルム	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 2-ジクロロプロパン	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0/4	<0.006	<0.006	<0.006	0/4	<0.006	<0.006	<0.006	0/4	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
p-ジクロロベンゼン	mg / l	<0.02	<0.02	<0.02	0/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
イソキサチオン	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
ダイアジノン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
フェニトロチオン(MEP)	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
イソプロチオン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
オキシシン銅(有機銅)	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
クロロタロニル(TPN)	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
プロピザミド	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
EPN	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
ジクロロボス(DDVP)	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
フェノフカルブ(BPMC)	mg / l	<0.003	<0.003	<0.003	0/4	<0.003	<0.003	<0.003	0/4	<0.003	<0.003	<0.003	0/4	<0.003	<0.003	<0.003	0/1

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号		5			6			7			8		
水域名・地点名〔類型〕		男川・南部簡易水道浄水場取入口〔A-生物〕			雨山川及び乙女川下流・ツノジ橋〔A-生物〕			雨山川及び乙女川下流・万足上橋〔A-生物〕			乙川上流・乙川天神橋〔A-生物〕		
項目	単位	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値
気温		33.0	2.0	18.0	32.0	1.0	17.4	31.5	4.5	19.0	32.0	1.0	18.3
水温		27.0	3.0	16.0	27.2	2.0	15.2	25.5	2.5	15.2	24.4	3.0	14.6
要監視項目（健康）2													
イソペンブス（IBP）	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
クロルニトロフェン（CNP）	mg/l	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
トルエン	mg/l	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
キシレン	mg/l	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
ニツゲル	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
モリブデン	mg/l	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
アンチモン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
エピクロロヒドリン	mg/l	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
全マンガン	mg/l	0.03	<0.02	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ウラン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
要監視項目（水生生物）													
フェノール	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ホルムアルデヒド	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
4-tert-オクチルフェノール	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,4-ジクロロフェノール	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の項目（排水）													
COD	mg/l	2.9	0.7	1.7	2.5	1.1	1.9	2.0	0.7	1.4	2.3	0.8	1.7
n-ヘキサン抽出物質	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
全窒素	mg/l	0.81	0.39	0.61	0.60	0.29	0.48	0.62	0.37	0.47	0.41	0.41	0.41
全磷	mg/l	0.045	0.004	0.017	0.027	0.003	0.013	0.028	<0.003	0.010	0.01	0.01	0.01
フェノール類	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
銅	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
溶解性鉄	mg/l	0.03	0.02	0.02	0.11	0.04	0.06	0.06	0.01	0.02	0.03	0.03	0.03
溶解性マンガン	mg/l	0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
総クロロム	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
電気伝導率	ms/m	6.8	4.7	5.7	12	5.3	6.8	8.3	5.0	6.2	5.1	3.8	4.5
陰イオン界面活性剤	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
その他の項目（イオン）													
アンモニア性窒素	mg/l	0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
亜硝酸性窒素	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
硝酸性窒素	mg/l	0.65	0.37	0.52	0.56	0.25	0.42	0.52	0.30	0.42	0.26	0.26	0.26
硫酸イオン	mg/l	10	5.8	7.4	35	7.3	17	17	6.5	10	2.7	2.7	2.7
塩化物イオン	mg/l	4.9	4.1	4.5	4.7	4.0	4.5	4.6	4.0	4.3	3.8	3.8	3.8
臭化物イオン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
燐酸イオン	mg/l	0.03	0.02	0.03	0.03	0.01	0.02	0.03	0.01	0.02	0.03	0.03	0.03
ナトリウムイオン	mg/l	5.0	3.8	4.5	6.7	4.4	5.5	5.6	4.2	4.9	4.6	4.6	4.6
マグネシウムイオン	mg/l	1.2	0.9	1.0	1.4	0.8	1.0	1.2	0.8	1.0	0.5	0.5	0.5
カリウムイオン	mg/l	1.3	0.7	1.0	1.8	0.6	1.1	1.1	0.6	0.8	0.8	0.8	0.8
カルシウムイオン	mg/l	5.9	3.7	4.6	14	4.5	8.0	8.2	4.1	5.7	3.9	3.9	3.9
その他の項目（トリハロメタン生成能）													
プロモクロロメタン生成能	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロモホルム生成能	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号			9			10			11			12		
水域名・地点名〔類型〕			矢作川下流・養大橋〔B-生物B〕			矢作川下流・美矢井橋〔B-生物B〕			郡界川・長沢橋			郡界川・郡界橋		
項目	単位		最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温			37.5	5.0	21.4	- / 4	35.0	1.0	12.9	- / 5	25.0	1.0	14.6	- / 4
水温			27.5	5.1	14.9	- / 4	28.3	3.5	12.4	- / 5	20.8	5.2	13.0	- / 4
基準項目（生活環境）														
PH			7.7	7.5	7.6	0 / 4	7.6	7.4	7.5	0 / 4	7.7	7.6	7.7	- / 4
BOD	mg / l		1.5	0.5	0.9(0.8)	0 / 4	0.7	<0.5	0.6(0.6)	0 / 4	0.5	<0.5	0.5(0.5)	- / 4
SS	mg / l		7	2	4	0 / 4	9	3	5	0 / 4	6	1	3	- / 4
DO	mg / l		11	7.7	9.6	0 / 4	10	7.5	9.0	0 / 4	11	8.4	9.7	- / 4
大腸菌群数	MPN / 100 ml		8000	1100	3600	1 / 3	17000	3000	8300	1 / 3	50000	1300	18000	- / 3
基準項目（水生生物）														
魚類アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノニルフラエノール	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全亜鉛	mg / l		0.009	0.009	0.009	0 / 1	0.005	0.001	0.003	0 / 4	0.002	0.002	0.002	- / 1
基準項目（健康）														
カドミウム	mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
全シアン	mg / l		N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1
鉛	mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
六価クロム	mg / l		* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 1	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 1	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 1
砒素	mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
総水銀	mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
アルキル水銀	mg / l		* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1
PCB	mg / l		N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1
ジクロロメタン	mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
四塩化炭素	mg / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
1, 2-ジクロロエタン	mg / l		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 1
1, 1-ジクロロエチレン	mg / l		<0.01	<0.01	<0.01	0 / 1	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 1	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l		<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg / l		<0.1	<0.1	<0.1	0 / 1	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 1	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
トリクロロエチレン	mg / l		<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1
テトラクロロエチレン	mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
1, 3-ジクロロプロペン	mg / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
チウラム	mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
シマジン	mg / l		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1
チオベンカルブ	mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
ベンゼン	mg / l		<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1
セレン	mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg / l		0.91	0.44	0.59	0 / 4	0.59	0.38	0.46	0 / 4	0.63	0.48	0.57	0 / 4
ぶつ素	mg / l		<0.08	<0.08	<0.08	0 / 4	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 4	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 4
ほう素	mg / l		<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1
1, 4-ジオキサン	mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
要監視項目（健康）1														
クロロホルム	mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l		<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1
1, 2-ジクロロプロパン	mg / l		<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1
p-ジクロロベンゼン	mg / l		<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1
イソキサチオン	mg / l		<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
ダイアジノン	mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
フェニトロチオン (MEP)	mg / l		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1
イソプロチオン	mg / l		<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1
オキシシン銅 (有機銅)	mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
クロロタロニル (TPN)	mg / l		<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
プロピザミド	mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
EPN	mg / l		<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
ジクロロボス (DDVP)	mg / l		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1
フェノフカルブ (BPMC)	mg / l		<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号		9				10				11				12			
水域名・地点名[類型]		矢作川下流・菱大橋[B-生物B]				矢作川下流・美矢井橋[B-生物B]				郡界川・長沢橋				郡界川・郡界橋			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温		37.5	5.0	21.4	- / 4	35.0	1.0	12.9	- / 5	25.0	1.0	14.6	- / 4	30.0	4.0	17.6	- / 4
水温		27.5	5.1	14.9	- / 4	28.3	3.5	12.4	- / 5	20.8	5.2	13.0	- / 4	22.7	5.4	13.8	- / 4
要監視項目（健康）2																	
イソペンホス（IBP）	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
クロロニトロフェン（CNP）	mg / l	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1
トルエン	mg / l	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1
キシレン	mg / l	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1
フタル酸ジエチルヘキシル	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1
ニツケル	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1
モリブデン	mg / l	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1
アンチモン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
エピクロロヒドリン	mg / l	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1
全マンガン	mg / l	0.02	0.02	0.02	0 / 1	0.02	0.02	0.02	0 / 1	0.03	0.03	0.03	0 / 1	0.10	0.10	0.10	0 / 1
ウラン	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
要監視項目（水生生物）																	
フェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-ヒオクチルフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,4-ジクロロフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の項目（排水）																	
COD	mg / l	4.1	1.7	2.4	- / 4	3.4	1.6	2.2	- / 4	3.7	1.8	2.7	- / 4	5.9	1.8	4.1	- / 4
n-ヘキサン抽出物質	mg / l	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1
全窒素	mg / l	1.0	0.60	0.80	- / 4	0.71	0.49	0.61	- / 4	0.80	0.64	0.71	- / 4	0.87	0.60	0.73	- / 4
全磷	mg / l	0.13	0.018	0.060	- / 4	0.14	0.017	0.060	- / 4	0.089	0.027	0.060	- / 4	0.068	0.031	0.050	- / 4
フェノール類	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
銅	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
溶解性鉄	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総クロム	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
電気伝導率	mg / m	7.7	5.9	6.7	- / 4	8.4	5.6	6.7	- / 4	9.1	7.2	8.1	- / 4	8.7	7.9	8.4	- / 4
陰イオン界面活性剤	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4
その他の項目（イオン）																	
アンモニア性窒素	mg / l	0.04	0.01	0.02	- / 4	0.01	<0.01	0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	0.06	<0.01	0.02	- / 4
亜硝酸性窒素	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4
硝酸性窒素	mg / l	0.90	0.43	0.58	- / 4	0.58	0.37	0.45	- / 4	0.62	0.47	0.56	- / 4	0.69	0.33	0.52	- / 4
硫酸イオン	mg / l	3.7	3.7	3.7	- / 1	4.1	4.1	4.1	- / 1	9.1	9.1	9.1	- / 1	6.5	6.5	6.5	- / 1
塩化物イオン	mg / l	5.4	3.3	4.2	- / 4	6.0	3.0	4.2	- / 4	5.2	4.4	4.9	- / 4	6.6	5.2	5.6	- / 4
臭化物イオン	mg / l	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1
硫酸イオン	mg / l	0.02	0.02	0.02	- / 1	0.03	0.03	0.03	- / 1	0.10	0.10	0.10	- / 1	0.07	0.07	0.07	- / 1
ナトリウムイオン	mg / l	4.8	4.8	4.8	- / 1	5.0	5.0	5.0	- / 1	5.9	5.9	5.9	- / 1	6.1	6.1	6.1	- / 1
マグネシウムイオン	mg / l	0.7	0.7	0.7	- / 1	0.7	0.7	0.7	- / 1	1.2	1.2	1.2	- / 1	1.1	1.1	1.1	- / 1
カリウムイオン	mg / l	1.1	1.1	1.1	- / 1	1.2	1.2	1.2	- / 1	1.7	1.7	1.7	- / 1	1.8	1.8	1.8	- / 1
カルシウムイオン	mg / l	6.1	6.1	6.1	- / 1	6.2	6.2	6.2	- / 1	9.3	9.3	9.3	- / 1	9.0	9.0	9.0	- / 1
その他の項目（トリハロメタン生成能）																	
プロモジクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロモホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号		13			14			15			16		
水域名・地点名〔類型〕		霞川・坂下橋			北斗川・北斗橋			於御所川・西蔵前町矢作川合流点			乙川上流・梁野橋〔A・生物B〕		
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温		33.0	3.0	18.3	- / 4	33.1	4.0	18.8	- / 4	37.0	4.0	20.5	- / 4
水温		23.7	4.8	13.9	- / 4	23.9	7.0	15.1	- / 4	25.0	12.9	18.8	- / 4
基準項目（生活環境）													
PH		7.7	7.5	7.6	- / 4	7.2	7.1	7.2	- / 4	8.1	7.6	7.9	- / 4
BOD	mg / l	0.7	0.5	0.6(0.6)	- / 4	2.4	1.4	2.0(2.3)	- / 4	1.8	1.0	1.3(1.2)	- / 4
SS	mg / l	6	<1	3	- / 4	2	1	2	- / 4	6	4	5	- / 4
DO	mg / l	12	8.3	9.9	- / 4	9.1	5.6	7.3	- / 4	9.7	7.9	8.6	- / 4
大腸菌群数	MPN / 100 ml	50000	500	17000	- / 3	300000	1400	110000	- / 3	80000	<20	40000	- / 3
基準項目（水生生物）													
魚類アルキルベンゼンホルム酸及びその塩(LAS)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノニルフエノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全亜鉛	mg / l	0.002	0.002	0.002	- / 1	0.062	0.034	0.044	- / 1	0.048	0.007	0.022	- / 4
基準項目（健康）													
カドミウム	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
全シアン	mg / l	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1
鉛	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
六価クロム	mg / l	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 1	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 1	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 1
砒素	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
総水銀	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
アルキル水銀	mg / l	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1
PCB	mg / l	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1
ジクロロメタン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
四塩化炭素	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
1, 2-ジクロロエタン	mg / l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 1
1, 1-ジクロロエチレン	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 1	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 1	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg / l	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 1	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 1	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
トリクロロエチレン	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1
テトラクロロエチレン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
1, 3-ジクロロプロペン	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
チウラム	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
シマジン	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1
チオベンカルブ	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
ベンゼン	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1
セレン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg / l	0.79	0.30	0.54	0 / 4	3.2	2.3	2.8	0 / 4	2.5	0.74	1.8	0 / 4
ふっ素	mg / l	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 4	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 4	0.08	<0.08	<0.08	0 / 4
ほう素	mg / l	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	0.02	0.02	0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1
1, 4-ジオキサン	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
要監視項目（健康）1													
クロロホルム	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1
1, 2-ジクロロプロパン	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1
p-ジクロロベンゼン	mg / l	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1
イソキサチオン	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
ダイアジノン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
フェニトロチオン (MEP)	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1
イソプロチオラン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1
オキシシン銅 (有機銅)	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
クロロタロニル (TPN)	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
プロピザミド	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
EPN	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
ジクロロボス (DDVP)	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1
フェノフカルブ (BPMC)	mg / l	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号		13			14			15			16		
流域名・地点名[類型]		霞川・坂下橋			北斗川・北斗橋			於御所川・西蔵前町矢作川合流点			乙川上流・梁野橋[A-生物B]		
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温		33.0	3.0	18.3	- / 4	33.1	4.0	18.8	- / 4	37.0	4.0	20.5	- / 4
水温		23.7	4.8	13.9	- / 4	23.9	7.0	15.1	- / 4	25.0	12.9	18.8	- / 4
要監視項目（健康）2													
イソペンホス（I B P）	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
クロルニトロフェン（C N P）	mg / l	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1
トルエン	mg / l	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1
キシレン	mg / l	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1
フタル酸ジエチルヘキシル	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1
ニツゲル	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1
モリブデン	mg / l	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1
アンチモン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
エピクロロヒドリン	mg / l	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1
全マンガン	mg / l	0.07	0.07	0.07	0 / 1	0.29	0.14	0.20	2 / 4	0.03	0.03	<0.02	0 / 1
ウラン	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
要監視項目（水生生物）													
フェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-tert-オクチルフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,4-ジクロロフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の項目（排水）													
COD	mg / l	5.7	2.8	4.2	- / 4	6.0	4.0	4.7	- / 4	8.1	4.4	6.3	- / 4
n-ヘキサン抽出物質	mg / l	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1
全窒素	mg / l	0.94	0.55	0.73	- / 4	4.2	3.2	3.8	- / 4	4.0	0.97	2.6	- / 4
全磷	mg / l	0.084	0.027	0.054	- / 4	0.25	0.17	0.19	- / 4	0.31	0.13	0.22	- / 4
フェノール類	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
銅	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
溶解性鉄	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総クロロム	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
電気伝導率	mg / m	11	9.9	10	- / 4	22	16	18	- / 4	43	11	26	- / 4
陰イオン界面活性剤	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	0.08	0.01	0.05	- / 4	0.02	<0.01	0.01	- / 4
その他の項目（イオン）													
アンモニア性窒素	mg / l	0.03	0.01	0.02	- / 4	1.3	0.32	0.72	- / 4	0.44	0.02	0.19	- / 4
亜硝酸性窒素	mg / l	0.02	<0.01	0.01	- / 4	0.19	0.06	0.11	- / 4	0.15	0.01	0.06	- / 4
硝酸性窒素	mg / l	0.76	0.30	0.53	- / 4	3.0	2.2	2.7	- / 4	2.5	0.72	1.8	- / 4
硫酸イオン	mg / l	6.8	6.8	6.8	- / 1	24	24	24	- / 1	10	10	10	- / 1
塩化物イオン	mg / l	8.1	5.7	6.5	- / 4	20	14	16	- / 4	46	8.7	26	- / 4
臭化物イオン	mg / l	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1
遊離イオン	mg / l	0.13	0.13	0.13	- / 1	0.52	0.52	0.52	- / 1	0.90	0.90	0.90	- / 1
チロウムイオン	mg / l	9.6	9.6	9.6	- / 1	24	24	24	- / 1	36	36	36	- / 1
マグネシウムイオン	mg / l	1.2	1.2	1.2	- / 1	2.4	2.4	2.4	- / 1	2.1	2.1	2.1	- / 1
カリウムイオン	mg / l	2.4	2.4	2.4	- / 1	3.8	3.8	3.8	- / 1	15	15	15	- / 1
カルシウムイオン	mg / l	12	12	12	- / 1	16	16	16	- / 1	10	10	10	- / 1
その他の項目（トリハロメタン生成能）													
プロモジクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロモホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号			17			18			19			20		
水域名・地点名〔類型〕			乙川下流・吹矢橋〔B-生物B〕			早川・八咫町乙川合流点			伊賀川・竹千代橋			伊賀川・稲能橋		
項目	単位		最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温			32.0	12.0	21.6	- / 4	28.0	11.0	18.3	- / 6	31.0	0.0	14.8	- / 12
水温			27.7	6.7	18.3	- / 4	29.2	12.9	19.3	- / 6	28.3	3.1	15.5	- / 12
基準項目（生活環境）														
PH			7.4	7.2	7.3	0 / 4	7.9	7.4	7.6	- / 4	8.3	7.4	7.7	- / 12
BOD	mg / l		1.4	0.5	0.9(1.1)	0 / 4	4.6	1.7	2.6(2.0)	- / 4	2.7	0.8	1.1(1.1)	- / 12
SS	mg / l		6	1	3	0 / 4	6	2	4	- / 4	4	1	2	- / 12
DO	mg / l		11	7.2	9.3	0 / 4	9.4	7.7	8.2	- / 4	12	7.2	9.1	- / 12
大腸菌群数	MPN / 100 ml		17000	1300	8800	2 / 3	300000	7000	110000	- / 3	33000	2200	19000	- / 6
基準項目（水生生物）														
魚類アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノニルフラエノール	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全亜鉛	mg / l		0.003	0.003	0.003	0 / 1	0.039	0.006	0.023	- / 4	0.008	0.002	0.005	- / 4
基準項目（健康）														
カドミウム	mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
全シアン	mg / l		N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1
鉛	mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
六価クロム	mg / l		* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 1	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 1	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 1
砒素	mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
総水銀	mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
アルキル水銀	mg / l		* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1
PCB	mg / l		N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1
ジクロロメタン	mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
四塩化炭素	mg / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
1, 2-ジクロロエタン	mg / l		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 1
1, 1-ジクロロエチレン	mg / l		<0.01	<0.01	<0.01	0 / 1	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 1	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l		<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg / l		<0.1	<0.1	<0.1	0 / 1	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 1	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
トリクロロエチレン	mg / l		<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1
テトラクロロエチレン	mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
1, 3-ジクロロプロペン	mg / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
チウラム	mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
シマジン	mg / l		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1
チオベンカルブ	mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
ベンゼン	mg / l		<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1
セレン	mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg / l		0.96	0.55	0.79	0 / 4	1.7	0.94	1.3	0 / 4	1.5	0.59	1.1	0 / 12
ぶつ素	mg / l		<0.08	<0.08	<0.08	0 / 4	0.08	<0.08	0.08	0 / 4	0.12	<0.08	0.09	0 / 12
ほう素	mg / l		<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	0.05	0.04	0.05	0 / 4
1, 4-ジオキサン	mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	0.10	0.010	0.034	1 / 6	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
要監視項目（健康）1														
クロロホルム	mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l		<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1
1, 2-ジクロロプロパン	mg / l		<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1
p-ジクロロベンゼン	mg / l		<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1
イソキサチオン	mg / l		<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
ダイアジノン	mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
フェニトロチオン (MEP)	mg / l		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1
イソプロチオラン	mg / l		<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1
オキシシン銅 (有機銅)	mg / l		<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1
クロロタロニル (TPN)	mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
プロピザミド	mg / l		<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
EPN	mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
ジクロロボス (DDVP)	mg / l		<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
フェノフカルブ (BPMC)	mg / l		<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号			17				18				19				20			
水域名・地点名〔類型〕			乙川下流・吹矢橋〔B-生物B〕				早川・八咫町乙川合流点				伊賀川・竹千代橋				伊賀川・稲能橋			
項目	単位		最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温			32.0	12.0	21.6	- / 4	28.0	11.0	18.3	- / 6	31.0	0.0	14.8	- / 12	35.0	1.0	16.8	- / 4
水温			27.7	6.7	18.3	- / 4	29.2	12.9	19.3	- / 6	28.3	3.1	15.5	- / 12	27.1	4.2	15.4	- / 4
要監視項目（健康）2																		
イソペンホス（I B P）	mg / l		<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
クロロニトロフェン（C N P）	mg / l		<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1
トルエン	mg / l		<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1
キシレン	mg / l		<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1
フタル酸ジエチルヘキシル	mg / l		<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1
ニツゲル	mg / l		<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1
モリブデン	mg / l		<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1
アンチモン	mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	0.008	0.003	0.005	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	mg / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
エビクロロヒドリリン	mg / l		<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1
全マンガン	mg / l		0.04	0.04	0.04	0 / 1	0.05	0.05	0.05	0 / 1	0.10	0.09	0.10	0 / 2	0.19	0.18	0.19	0 / 2
ウラン	mg / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
要監視項目（水生生物）																		
フェノール	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-ヒオキシルフェノール	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,4-ジクロロフェノール	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の項目（排水）																		
C O D	mg / l		2.9	1.8	2.4	- / 4	4.9	3.6	4.3	- / 4	5.4	2.8	3.9	- / 12	4.9	3.8	4.6	- / 4
n-hキサン抽出物質	mg / l		<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	<0.5	<0.5	<0.5	- / 4	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1
全窒素	mg / l		1.1	0.79	0.95	- / 3	2.4	1.5	2.0	- / 3	2.2	1.0	1.5	- / 12	1.7	1.5	1.6	- / 4
全磷	mg / l		0.093	0.027	0.049	- / 3	0.34	0.32	0.33	- / 3	0.11	0.051	0.071	- / 12	0.11	0.071	0.089	- / 4
フェノール類	mg / l		<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
銅	mg / l		<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
溶解性鉄	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総クロロム	mg / l		<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
電気伝導率	ms / m		10	7.8	9.2	- / 4	16	5.7	12	- / 4	21	14	17	- / 9	21	14	17	- / 4
陰イオン界面活性剤	mg / l		<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	0.01	<0.01	0.01	- / 4	0.02	<0.01	0.01	- / 9	0.03	0.02	0.03	- / 4
その他の項目（イオン）																		
アンモニア性窒素	mg / l		0.07	<0.01	0.03	- / 4	0.67	0.06	0.22	- / 4	0.32	0.02	0.11	- / 9	0.53	0.20	0.31	- / 4
亜硝酸性窒素	mg / l		0.01	<0.01	0.01	- / 4	0.05	0.01	0.03	- / 4	0.05	0.01	0.02	- / 9	0.08	0.02	0.04	- / 4
硝酸性窒素	mg / l		0.95	0.54	0.78	- / 4	1.6	0.91	1.2	- / 4	1.4	0.58	1.1	- / 9	1.1	0.89	0.99	- / 4
硫酸イオン	mg / l		11	11	11	- / 1	10	10	10	- / 1	22	22	22	- / 1	18	18	18	- / 1
塩化物イオン	mg / l		8.3	6.5	7.7	- / 4	21	8.9	14	- / 4	16	9.4	12	- / 9	16	10	13	- / 4
臭化物イオン	mg / l		<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1
炭酸イオン	mg / l		0.07	0.07	0.07	- / 1	0.73	0.73	0.73	- / 1	0.09	0.09	0.09	- / 1	0.11	0.11	0.11	- / 1
ナトリウムイオン	mg / l		8.2	8.2	8.2	- / 1	18	18	18	- / 1	12	12	12	- / 1	12	12	12	- / 1
マグネシウムイオン	mg / l		1.7	1.7	1.7	- / 1	1.5	1.5	1.5	- / 1	2.0	2.0	2.0	- / 1	1.9	1.9	1.9	- / 1
カリウムイオン	mg / l		2.3	2.3	2.3	- / 1	2.9	2.9	2.9	- / 1	4.0	4.0	4.0	- / 1	3.6	3.6	3.6	- / 1
カルシウムイオン	mg / l		9.7	9.7	9.7	- / 1	13	13	13	- / 1	24	24	24	- / 1	21	21	21	- / 1
その他の項目（トリハロメタン生成能）																		
プロモジクロロメタン生成能	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロモホルム生成能	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号		21				22				23				24			
流域名・地点名〔類型〕		真福寺川・御蔵橋				青木川・新青木橋				六斗目川・大平町乙川谷流点				広田川・中島橋			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温		30.0	3.0	18.3	-/4	32.0	1.0	16.3	-/12	28.0	3.0	20.4	-/4	31.0	3.0	22.8	-/4
水温		25.8	4.3	16.0	-/4	27.4	3.3	14.6	-/12	28.0	8.1	20.5	-/4	28.8	4.7	20.3	-/4
基準項目（生活環境）																	
PH		7.4	7.3	7.4	-/4	7.5	7.3	7.4	-/12	7.9	7.3	7.6	-/4	7.2	7.1	7.1	-/4
BOD	mg / l	0.8	0.7	0.8(0.8)	-/4	2.3	0.5	1.0(1.0)	-/4	1.6	1.2	1.3(1.2)	-/4	2.3	1.0	1.5(1.6)	-/4
SS	mg / l	6	1	4	-/4	5	1	3	-/12	16	1	7	-/4	10	2	6	-/4
DO	mg / l	11	7.3	8.9	-/4	11	7.4	9.2	-/12	11	6.8	8.6	-/4	10	6.2	7.7	-/4
大腸菌群数	MPN / 100 ml	50000	2300	20000	-/3	50000	1700	15000	-/6	30000	5000	20000	-/3	30000	9000	19000	-/3
基準項目（水生生物）																	
魚類アルキルベンゼンホルム酸及びその塩(LAS)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノニルフラエノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全亜鉛	mg / l	0.010	0.010	0.010	-/1	0.017	0.007	0.012	-/4	0.012	0.012	0.012	-/1	0.007	0.007	0.007	-/1
基準項目（健康）																	
カドミウム	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
全シアン	mg / l	N . D .	N . D .	N . D .	0/1	N . D .	N . D .	N . D .	0/1	N . D .	N . D .	N . D .	0/1	N . D .	N . D .	N . D .	0/1
鉛	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg / l	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/4	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1
砒素	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
アルキル水銀	mg / l	*N . D .	*N . D .	*N . D .	0/1	*N . D .	*N . D .	*N . D .	0/1	*N . D .	*N . D .	*N . D .	0/1	*N . D .	*N . D .	*N . D .	0/1
PCB	mg / l	N . D .	N . D .	N . D .	0/1	N . D .	N . D .	N . D .	0/1	N . D .	N . D .	N . D .	0/1	N . D .	N . D .	N . D .	0/1
ジクロロメタン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン	mg / l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/4	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg / l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/4	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
テトラクロロエチレン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
ゼレン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg / l	0.91	0.61	0.75	0/4	1.2	0.63	0.84	0/12	4.3	2.6	3.3	0/4	1.7	0.63	1.1	0/4
ぶつ素	mg / l	0.11	<0.08	0.09	0/4	0.11	<0.08	0.08	0/12	0.10	<0.08	0.09	0/4	0.14	<0.08	0.12	0/4
ほう素	mg / l	0.02	0.02	0.02	0/1	0.02	<0.02	0.02	0/4	0.06	0.06	0.06	0/1	0.02	0.02	0.02	0/1
1, 4-ジオキサン	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
要監視項目（健康）1																	
クロロホルム	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 2-ジクロロプロパン	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
p-ジクロロベンゼン	mg / l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
イソキサチオン	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
ダイアジノン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
フェニトロチオン (MEP)	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
イソプロチオン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
オキシシン銅 (有機銅)	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
クロロタロニル (TPN)	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
プロピザミド	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
EPN	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
ジクロロボス (DDVP)	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
フェノフカルブ (BPMC)	mg / l	<0.003	<0.003	<0.003	0/1	<0.003	<0.003	<0.003	0/1	<0.003	<0.003	<0.003	0/1	<0.003	<0.003	<0.003	0/1

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号			21			22			23			24						
水域名・地点名[類型]		単位	真福寺川・御蔵橋			青木川・新青木橋			六斗目川・大平町乙川合流点			広田川・中島橋						
項目			最大値	最小値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	
気温			30.0	3.0	18.3	- / 4	32.0	1.0	16.3	- / 12	28.0	3.0	20.4	- / 4	31.0	3.0	22.8	- / 4
水温			25.8	4.3	16.0	- / 4	27.4	3.3	14.6	- / 12	28.0	8.1	20.5	- / 4	28.8	4.7	20.3	- / 4
要監視項目（健康）2																		
イソペンブス（IBP）	mg / l		<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
クロロニトロフェン（CNP）	mg g / l		<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1
トルエン	mg g / l		<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1
キシレン	mg g / l		<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1
フタル酸ジエチルヘキシル	mg g / l		<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1
ニツケル	mg g / l		<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1
モリブデン	mg g / l		<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1
アンチモン	mg g / l		<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	mg g / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
エピクロロヒドリン	mg g / l		<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1
全マンガン	mg g / l		0.11	0.11	0.11	0 / 2	0.09	0.09	0.09	0 / 1	0.13	0.13	0.13	0 / 1	0.44	0.21	0.30	4 / 4
ウラン	mg g / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	0.0003	0.0003	0.0003	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
要監視項目（水生生物）																		
フェノール	mg g / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	mg g / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-tert-オクチルフェノール	mg g / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	mg g / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,4-ジクロロフェノール	mg g / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の項目（排水）																		
COD	mg g / l		4.9	2.9	4.1	- / 4	4.8	2.8	3.8	- / 12	7.1	2.9	4.6	- / 4	5.8	3.8	4.7	- / 4
n-ヘキサン抽出物質	mg g / l		<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	<0.5	<0.5	<0.5	- / 4	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1
全窒素	mg g / l		1.2	0.91	1.1	- / 4	1.5	0.80	1.1	- / 12	4.7	3.1	3.9	- / 4	2.5	1.1	1.7	- / 4
全磷	mg g / l		0.10	0.041	0.075	- / 4	0.10	0.037	0.064	- / 12	0.36	0.074	0.15	- / 4	0.20	0.092	0.15	- / 4
フェノール類	mg g / l		<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
銅	mg g / l		<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
溶解性鉄	mg g / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	mg g / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総クロム	mg g / l		<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
電気伝導率	mg s / m		15	10	12	- / 4	13	9.6	11	- / 9	36	18	28	- / 4	22	16	19	- / 4
陰イオン界面活性剤	mg g / l		0.01	<0.01	0.01	- / 4	0.01	<0.01	0.01	- / 9	0.01	0.01	0.01	- / 4	0.01	<0.01	0.01	- / 4
その他の項目（イオン）																		
アンモニア性窒素	mg g / l		0.07	0.02	0.04	- / 4	0.14	0.03	0.07	- / 9	0.44	0.12	0.32	- / 4	0.58	0.25	0.39	- / 4
亜硝酸性窒素	mg g / l		0.01	<0.01	0.01	- / 4	0.01	<0.01	0.01	- / 9	0.08	0.02	0.06	- / 4	0.03	0.02	0.02	- / 4
硝酸性窒素	mg g / l		0.90	0.60	0.74	- / 4	1.2	0.62	0.85	- / 9	4.2	2.6	3.3	- / 4	1.6	0.60	1.1	- / 4
硫酸イオン	mg g / l		15	15	15	- / 1	13	13	13	- / 1	130	130	130	- / 1	25	25	25	- / 1
塩化物イオン	mg g / l		12	6.9	9.0	- / 4	10	6.3	8.6	- / 9	46	16	29	- / 4	23	14	18	- / 4
臭化物イオン	mg g / l		<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1
炭酸イオン	mg g / l		0.12	0.12	0.12	- / 1	0.10	0.10	0.10	- / 1	0.28	0.28	0.28	- / 1	0.17	0.17	0.17	- / 1
ナトリウムイオン	mg g / l		8.3	8.3	8.3	- / 1	8.3	8.3	8.3	- / 1	82	82	82	- / 1	16	16	16	- / 1
マグネシウムイオン	mg g / l		1.6	1.6	1.6	- / 1	1.5	1.5	1.5	- / 1	3.6	3.6	3.6	- / 1	2.2	2.2	2.2	- / 1
カリウムイオン	mg g / l		3.0	3.0	3.0	- / 1	2.7	2.7	2.7	- / 1	7.2	7.2	7.2	- / 1	2.9	2.9	2.9	- / 1
カルシウムイオン	mg g / l		16	16	16	- / 1	14	14	14	- / 1	24	24	24	- / 1	15	15	15	- / 1
その他の項目（トリハロメタン生成能）																		
プロモジクロロメタン生成能	mg g / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	mg g / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	mg g / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロモホルム生成能	mg g / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	mg g / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号			25			26			27			28		
水域名・地点名〔類型〕			山綱川・美合町乙川合流点			竜泉寺川・河原橋			竜泉寺川・里橋			大高味川・水戸野橋		
項目	単位		最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温			36.0	0.0	18.7	- / 13	32.0	2.5	16.4	- / 4	30.0	2.0	16.8	- / 4
水温			29.1	4.8	15.2	- / 13	26.1	4.9	15.6	- / 4	25.1	5.3	15.1	- / 4
基準項目（生活環境）														
PH			7.8	7.1	7.4	- / 12	6.9	6.7	6.8	- / 4	7.0	6.7	6.9	- / 4
BOD	mg / l		2.5	0.7	1.1(1.1)	- / 12	1.9	0.6	1.3(1.5)	- / 4	1.2	0.6	0.8(0.8)	- / 4
SS	mg / l		4	<1	2	- / 12	7	1	3	- / 4	9	<1	4	- / 4
DO	mg / l		13	6.8	9.6	- / 12	11	8.1	9.3	- / 4	11	7.1	9.2	- / 4
大腸菌群数	MPN / 100 ml		50000	5000	24000	- / 6	70000	13000	37000	- / 3	50000	7000	27000	- / 3
基準項目（水生生物）														
魚類アルキルベンゼンホルム酸及びその塩(LAS)	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノニルフエノール	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全亜鉛	mg / l		0.010	0.005	0.007	- / 4	0.018	0.003	0.011	- / 4	0.015	0.002	0.009	- / 4
基準項目（健康）														
カドミウム	mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
全シアン	mg / l		N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1
鉛	mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1
六価クロム	mg / l		* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 4	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 1	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 1
砒素	mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
総水銀	mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
アルキル水銀	mg / l		* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1
PCB	mg / l		N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1
ジクロロメタン	mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
四塩化炭素	mg / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
1, 2-ジクロロエタン	mg / l		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 1
1, 1-ジクロロエチレン	mg / l		<0.01	<0.01	<0.01	0 / 4	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 1	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l		<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg / l		<0.1	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 1	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
トリクロロエチレン	mg / l		<0.001	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1
テトラクロロエチレン	mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
1, 3-ジクロロプロペン	mg / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
チウラム	mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
シマジン	mg / l		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1
チオベンカルブ	mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
ベンゼン	mg / l		<0.001	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1
ゼレン	mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg / l		2.1	1.1	1.7	0 / 12	1.1	0.87	1.0	0 / 4	1.9	1.7	1.8	0 / 4
ぶつ素	mg / l		0.08	<0.08	0.08	0 / 12	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 4	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 4
ほう素	mg / l		<0.02	<0.02	0.01	0 / 4	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1
1, 4-ジオキサン	mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
要監視項目（健康）1														
クロロホルム	mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l		<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1
1, 2-ジクロロプロパン	mg / l		<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1
p-ジクロロベンゼン	mg / l		<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1
イソキサチオン	mg / l		<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
ダイアジノン	mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
フェニトロチオン (MEP)	mg / l		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1
イソプロチオン	mg / l		<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1
オキシシン銅 (有機銅)	mg / l		<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1
クロロタロニル (TPN)	mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
プロピザミド	mg / l		<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
EPN	mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
ジクロロボス (DDVP)	mg / l		<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
フェノフカルブ (BPMC)	mg / l		<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号		25				26				27				28			
水域名・地点名〔類型〕		山綱川・美合町乙川合流点				竜泉寺川・河原橋				竜泉寺川・里橋				大高味川・水戸野橋			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温		36.0	0.0	18.7	- / 13	32.0	2.5	16.4	- / 4	30.0	2.0	16.8	- / 4	31.0	2.0	18.5	- / 4
水温		29.1	4.8	15.2	- / 13	26.1	4.9	15.6	- / 4	25.1	5.3	15.1	- / 4	24.5	4.5	15.8	- / 4
要監視項目（健康）2																	
イソペンホス（IBP）	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
クロルニトロフェン（CNP）	mg / l	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1
トルエン	mg / l	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1
キシレン	mg / l	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1
フタル酸ジエチルヘキシル	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1
ニツゲル	mg / l	0.003	0.003	0.003	- / 1	0.014	0.007	0.009	- / 4	0.006	0.003	0.004	- / 4	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1
モリブデン	mg / l	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1
アンチモン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
エピクロロヒドリン	mg / l	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1
全マンガン	mg / l	0.12	0.12	0.12	1 / 1	0.62	0.08	0.43	3 / 4	0.25	0.04	0.16	2 / 4	0.02	0.02	0.02	0 / 1
ウラン	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
要監視項目（水生生物）																	
フェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-tert-オクチルフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,4-ジクロロフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の項目（排水）																	
CO D	mg / l	5.3	1.8	3.0	- / 12	3.2	2.1	2.6	- / 4	3.2	1.8	2.4	- / 4	3.0	1.8	2.6	- / 4
n-ヘキサン抽出物質	mg / l	<0.5	<0.5	<0.5	- / 4	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1
全窒素	mg / l	2.8	1.3	2.0	- / 12	1.4	1.1	1.3	- / 4	2.2	1.9	2.0	- / 4	0.50	0.32	0.39	- / 3
全磷	mg / l	0.12	0.053	0.075	- / 12	0.085	0.035	0.050	- / 4	0.075	0.050	0.061	- / 4	0.061	0.019	0.035	- / 3
フェノール類	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
銅	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
溶解性鉄	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総クロロム	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
電気伝導率	ms / m	15	10	12	- / 9	14	9.5	12	- / 4	17	11	14	- / 4	18	5.7	9.4	- / 4
陰イオン界面活性剤	mg / l	0.02	<0.01	0.01	- / 9	0.05	<0.01	0.03	- / 4	0.02	<0.01	0.02	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4
その他の項目（イオン）																	
アンモニア性窒素	mg / l	0.18	0.01	0.05	- / 9	0.15	0.03	0.08	- / 4	0.17	0.02	0.07	- / 4	0.02	<0.01	0.01	- / 4
亜硝酸性窒素	mg / l	0.03	<0.01	0.01	- / 9	0.01	<0.01	0.01	- / 4	0.02	<0.01	0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4
硝酸性窒素	mg / l	2.1	1.1	1.6	- / 9	1.1	0.86	1.0	- / 4	1.9	1.6	1.7	- / 4	0.33	0.24	0.28	- / 4
硫酸イオン	mg / l	15	15	15	- / 1	21	21	21	- / 1	21	21	21	- / 1	5.3	5.3	5.3	- / 1
塩化物イオン	mg / l	12	8.8	9.6	- / 9	9.5	6.7	7.9	- / 4	11	7.8	9.1	- / 4	5.3	4.8	5.0	- / 4
臭化物イオン	mg / l	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1
燐酸イオン	mg / l	0.07	0.07	0.07	- / 1	0.02	0.02	0.02	- / 1	0.08	0.08	0.08	- / 1	0.08	0.08	0.08	- / 1
ナトリウムイオン	mg / l	6.1	6.1	6.1	- / 1	4.7	4.7	4.7	- / 1	5.8	5.8	5.8	- / 1	6.8	6.8	6.8	- / 1
マグネシウムイオン	mg / l	2.3	2.3	2.3	- / 1	2.5	2.5	2.5	- / 1	2.7	2.7	2.7	- / 1	0.8	0.8	0.8	- / 1
カリウムイオン	mg / l	2.3	2.3	2.3	- / 1	1.5	1.5	1.5	- / 1	2.1	2.1	2.1	- / 1	1.5	1.5	1.5	- / 1
カルシウムイオン	mg / l	11	11	11	- / 1	8.9	8.9	8.9	- / 1	12	12	12	- / 1	6.1	6.1	6.1	- / 1
その他の項目（トリハロメタン生成能）																	
プロモクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロモホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号			29				30				31				32			
水域名・地点名〔類型〕			鉢川・落合橋				箕山川・北岡橋				鳥川・山下橋				安藤川・次郎兵衛橋			
項目	単位		最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温			31.0	1.5	17.5	- / 12	28.5	8.0	19.5	- / 4	31.0	8.0	20.5	- / 4	29.0	5.5	19.2	- / 4
水温			28.3	4.8	16.7	- / 12	24.8	5.3	16.4	- / 4	23.9	5.5	15.9	- / 4	23.2	6.1	15.8	- / 4
基準項目（生活環境）																		
PH			8.1	7.4	7.8	- / 12	7.3	6.8	7.0	- / 4	7.3	7.0	7.2	- / 4	7.6	7.1	7.3	- / 4
BOD	mg / l		2.2	0.6	1.1(1.1)	- / 12	0.9	<0.5	0.7(0.8)	- / 4	0.9	<0.5	0.7(0.8)	- / 4	2.7	1.3	1.8(1.7)	- / 4
SS	mg / l		2	<1	1	- / 12	2	1	1	- / 4	2	<1	2	- / 4	14	2	8	- / 4
DO	mg / l		11	8.4	9.8	- / 12	11	6.4	8.8	- / 4	11	6.9	9.0	- / 4	10	7.2	8.0	- / 4
大腸菌群数	MPN / 100 ml		17000	1100	6400	- / 6	30000	1300	13000	- / 3	13000	500	7200	- / 3	80000	2200	29000	- / 3
基準項目（水生生物）																		
魚鱗アルギルゼンホルン酸及びその塩(LAS)	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノニルフエノール	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全亜鉛	mg / l		0.012	0.005	0.007	- / 4	0.003	0.003	0.003	- / 1	0.002	0.002	0.002	- / 1	0.014	0.009	0.013	- / 4
基準項目（健康）																		
カドミウム	mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
全シアン	mg / l		N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1
鉛	mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
六価クロム	mg / l		* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 4	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 1	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 1	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 1
砒素	mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
総水銀	mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
アルギル水銀	mg / l		* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1
PCB	mg / l		N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1
ジクロロメタン	mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
四塩化炭素	mg / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
1, 2-ジクロロエタン	mg / l		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 1
1, 1-ジクロロエチレン	mg / l		<0.01	<0.01	<0.01	0 / 4	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 1	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 1	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l		<0.004	<0.004	<0.004	0 / 4	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg / l		<0.1	<0.1	<0.1	0 / 4	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 1	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 1	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
トリクロロエチレン	mg / l		<0.001	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1
テトラクロロエチレン	mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
1, 3-ジクロロプロペン	mg / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
チウラム	mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
シマジン	mg / l		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1
チオベンカルブ	mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
ベンゼン	mg / l		<0.001	<0.001	<0.001	0 / 4	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1
セレン	mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0 / 4	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg / l		1.4	0.52	0.95	0 / 12	0.83	0.41	0.55	0 / 4	1.4	0.79	1.1	0 / 4	3.1	0.68	1.6	0 / 4
ばつ素	mg / l		0.08	<0.08	0.08	0 / 12	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 4	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 4	0.17	0.08	0.13	0 / 4
ほう素	mg / l		<0.02	<0.02	<0.02	0 / 4	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1
1, 4-ジオキサン	mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0 / 4	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
要監視項目（健康）1																		
クロホルム	mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l		<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1
1, 2-ジクロロプロパン	mg / l		<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1
p-ジクロロベンゼン	mg / l		<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1
イソキサチオン	mg / l		<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
ダイアジノン	mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1
フェニトロチオン (MEP)	mg / l		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1
イソプロチオラン	mg / l		<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1
オキシシン銅 (有機銅)	mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1
クロロタロニル (TPN)	mg / l		<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
プロピザミド	mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1
EPN	mg / l		<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
ジクロロボス (DDVP)	mg / l		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1
フェノフカルブ (BPMC)	mg / l		<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号			29				30				31				32			
水域名・地点名[類型]			鉢地川・落合橋				箕山川・北岡橋				鳥川・山下橋				安藤川・次郎兵衛橋			
項目	単位		最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温			31.0	1.5	17.5	- / 12	28.5	8.0	19.5	- / 4	31.0	8.0	20.5	- / 4	29.0	5.5	19.2	- / 4
水温			28.3	4.8	16.7	- / 12	24.8	5.3	16.4	- / 4	23.9	5.5	15.9	- / 4	23.2	6.1	15.8	- / 4
要監視項目（健康）2																		
イプロボス（I B P）	mg / l		<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
クロルニトロフェン（C N P）	mg / l		<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1
トルエン	mg / l		<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1
キシレン	mg / l		<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1
フタル酸ジエチルヘキシル	mg / l		<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1
ニツゲル	mg / l		<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1
モリブデン	mg / l		<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1
アンチモン	mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	mg / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
エピクロロヒドリン	mg / l		<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1
全マンガン	mg / l		<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	0.48	0.16	0.26	2 / 4
ウラン	mg / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
要監視項目（水生生物）																		
フェノール	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-トオクアルフェノール	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,4-ジクロロフェノール	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の項目（排水）																		
C O D	mg / l		4.2	1.8	2.8	- / 12	2.5	1.6	2.0	- / 4	2.4	1.2	1.8	- / 4	8.2	6.1	6.8	- / 4
n-ヘキサン抽出物質	mg / l		<0.5	<0.5	<0.5	- / 4	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1
全窒素	mg / l		1.7	0.76	1.3	- / 11	0.96	0.55	0.66	- / 4	1.4	0.84	1.2	- / 4	4.0	1.2	2.4	- / 4
全磷	mg / l		0.090	0.048	0.069	- / 11	0.034	0.018	0.026	- / 4	0.035	0.011	0.022	- / 4	0.25	0.18	0.21	- / 4
フェノール類	mg / l		<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
銅	mg / l		<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
溶解性鉄	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総クロロム	mg / l		<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
電気伝導率	mg / l		14	10	12	- / 9	7.4	4.3	5.7	- / 4	10	7.1	8.9	- / 4	30	15	23	- / 4
陰イオン界面活性剤	mg / l		0.02	<0.01	0.01	- / 9	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	0.03	<0.01	0.02	- / 4
その他の項目（イオン）																		
アンモニア性窒素	mg / l		0.25	0.03	0.11	- / 9	0.02	<0.01	0.02	- / 4	0.01	<0.01	0.01	- / 4	1.1	0.16	0.45	- / 4
亜硝酸性窒素	mg / l		0.04	<0.01	0.01	- / 9	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	0.11	0.04	0.08	- / 4
硝酸性窒素	mg / l		1.4	0.51	0.94	- / 9	0.82	0.40	0.54	- / 4	1.4	0.78	1.1	- / 4	3.0	0.64	1.5	- / 4
硫酸イオン	mg / l		16	16	16	- / 1	4.4	4.4	4.4	- / 4	9.7	9.7	9.7	- / 1	8.0	8.0	8.0	- / 1
塩化物イオン	mg / l		14	9.5	11	- / 9	6.0	4.3	5.0	- / 4	6.0	5.2	5.6	- / 4	45	15	30	- / 4
臭化物イオン	mg / l		<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1
臭化物イオン	mg / l		0.12	0.12	0.12	- / 1	0.03	0.03	0.03	- / 1	0.03	0.03	0.03	- / 1	0.32	0.32	0.32	- / 1
硫酸イオン	mg / l		8.6	8.6	8.6	- / 1	3.7	3.7	3.7	- / 1	5.8	5.8	5.8	- / 1	14	14	14	- / 1
ナトリウムイオン	mg / l		2.3	2.3	2.3	- / 1	0.8	0.8	0.8	- / 1	1.1	1.1	1.1	- / 1	2.2	2.2	2.2	- / 1
マグネシウムイオン	mg / l		2.8	2.8	2.8	- / 1	0.8	0.8	0.8	- / 1	1.0	1.0	1.0	- / 1	3.4	3.4	3.4	- / 1
カリウムイオン	mg / l		15	15	15	- / 1	2.9	2.9	2.9	- / 1	5.9	5.9	5.9	- / 1	13	13	13	- / 1
カルシウムイオン	mg / l																	
その他の項目（トリハロメタン生成能）																		
プロモシクロメタン生成能	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロメタン生成能	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロモホルム生成能	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号			33 占部川・定国橋						34 砂川・下西野橋						35 鹿葉川・御用田橋[C-生物B]						36 鹿葉川・東鹿葉川橋[C-生物B]					
水域名・地点名[類型]			項目			単位			最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N		
気温						mg / l	25.5	5.0	17.1	-/4	25.5	4.0	16.6	-/4	33.0	3.0	18.6	-/12	33.0	2.0	19.5	-/12	33.0	2.0	19.5	-/12
							水温			22.5	7.7	15.8	-/4	21.2	7.0	14.6	-/4	28.3	7.6	18.0	-/12	29.1	7.6	19.1	-/12	
基準項目（生活環境）																										
PH						mg / l	7.3	7.1	7.3	-/4	7.2	6.9	7.1	-/4	7.2	6.8	7.0	0/12	7.5	7.1	7.3	0/12	7.5	7.1	7.3	0/12
BOD						mg / l	2.9	0.6	1.2(0.7)	-/4	2.2	1.0	1.6(1.6)	-/4	1.9	0.6	1.2(1.6)	0/12	4.7	1.0	2.5(3.3)	0/12	4.7	1.0	2.5(3.3)	0/12
SS						mg / l	7	<1	3	-/4	14	4	9	-/4	23	<1	9	0/12	24	5	11	0/12	24	5	11	0/12
DO						mg / l	10	6.5	8.2	-/4	9.9	5.5	7.5	-/4	10	6.7	8.4	1/12	8.9	4.3	7.3	1/12	8.9	4.3	7.3	1/12
大腸菌群数						MPN/100ml	8000	1300	3700	-/3	13000	5000	8700	-/3	50000	5000	25000	-/6	1600000	3000	310000	-/6	1600000	3000	310000	-/6
基準項目（水生生物）																										
直轄アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)						mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ノニルフェノール						mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
全亜鉛						mg / l	0.006	0.006	0.006	-/1	0.009	0.009	0.009	-/1	0.053	0.016	0.028	2/6	0.024	0.014	0.020	0/6	0.024	0.014	0.020	0/6
基準項目（健康）																										
カドミウム						mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4
全シアン						mg / l	N . D .	N . D .	N . D .	0/1	N . D .	N . D .	N . D .	0/1	N . D .	N . D .	N . D .	0/1	N . D .	N . D .	N . D .	0/1	N . D .	N . D .	N . D .	0/1
鉛						mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4
六価クロム						mg / l	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/4	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/4	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/4
砒素						mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4
総水銀						mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4
アルキル水銀						mg / l	*N . D .	*N . D .	*N . D .	0/1	*N . D .	*N . D .	*N . D .	0/1	*N . D .	*N . D .	*N . D .	0/1	*N . D .	*N . D .	*N . D .	0/1	*N . D .	*N . D .	*N . D .	0/1
PCB						mg / l	N . D .	N . D .	N . D .	0/1	N . D .	N . D .	N . D .	0/1	N . D .	N . D .	N . D .	0/1	N . D .	N . D .	N . D .	0/1	N . D .	N . D .	N . D .	0/1
ジクロロメタン						mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
四塩化炭素						mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1, 2-ジクロロエタン						mg / l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
1, 1-ジクロロエチレン						mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/4	<0.01	<0.01	<0.01	0/4	<0.01	<0.01	<0.01	0/4
シス-1, 2-ジクロロエチレン						mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/4
1, 1, 1-トリクロロエタン						mg / l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/4	<0.1	<0.1	<0.1	0/4	<0.1	<0.1	<0.1	0/4
1, 1, 2-トリクロロエタン						mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4
トリクロロエチレン						mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/4
テトラクロロエチレン						mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4
1, 3-ジクロロプロペン						mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
チウラム						mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
シマジン						mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ						mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン						mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/4
セレン						mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素						mg / l	0.84	0.46	0.62	0/4	1.1	0.64	0.78	0/4	4.2	1.0	2.7	0/12	2.5	0.84	1.5	0/12	2.5	0.84	1.5	0/12
ぶっ素						mg / l	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	0.26	<0.08	0.18	0/12	0.14	<0.08	0.11	0/12	0.14	<0.08	0.11	0/12
ばっ素						mg / l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	0.02	<0.02	0.02	0/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/4
1, 4-ジオキサン						mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/6
要監視項目（健康）1																										
クロロホルム						mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン						mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 2-ジクロロプロパン						mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
p-ジクロロベンゼン						mg / l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
イソキサチオン						mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
ダイアジン						mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
フェニトロチオン(MEP)						mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
イソプロチオラン						mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004													

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号		33				34				35				36			
水域名・地点名〔類型〕		占部川・定国橋				砂川・下西野橋				鹿葉川・御用田橋〔C-生物B〕				鹿葉川・東鹿葉川橋〔C-生物B〕			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温		25.5	5.0	17.1	- / 4	25.5	4.0	16.6	- / 4	33.0	3.0	18.6	- / 12	33.0	2.0	19.5	- / 12
水温		22.5	7.7	15.8	- / 4	21.2	7.0	14.6	- / 4	28.3	7.6	18.0	- / 12	29.1	7.6	19.1	- / 12
要監視項目（健康）2																	
イソペンホス（I B P）	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1
クロルニトロフェン（C N P）	mg / l	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1
トルエン	mg / l	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1
キシレン	mg / l	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1
フタル酸ジエチルヘキシル	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1
ニツゲル	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	0.10	0.011	0.039	- / 6	0.023	0.004	0.010	- / 6
モリブデン	mg / l	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1
アンチモン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	mg / l	0.0002	0.0002	0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	0.0009	<0.0002	0.0007	0 / 6
エピクロロヒドリン	mg / l	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1
全マンガン	mg / l	1.3	0.05	0.40	1 / 4	0.65	0.14	0.34	3 / 4	0.06	0.06	0.06	0 / 1	0.07	0.07	0.07	0 / 1
ウラン	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1
要監視項目（水生生物）																	
フェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-tert-オクチルフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,4-ジクロロフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の項目（排水）																	
C O D	mg / l	5.6	1.8	3.5	- / 4	6.6	2.7	5.6	- / 4	6.4	2.9	4.7	- / 12	8.0	4.1	6.0	- / 12
n-h-キサン抽出物質	mg / l	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	<0.5	<0.5	<0.5	- / 4	<0.5	<0.5	<0.5	- / 4
全窒素	mg / l	1.1	0.67	0.92	- / 4	2.0	0.99	1.4	- / 4	4.9	1.5	3.3	- / 12	3.9	1.3	2.3	- / 12
全磷	mg / l	0.15	0.041	0.075	- / 4	0.19	0.054	0.15	- / 4	0.41	0.073	0.16	- / 12	0.60	0.16	0.25	- / 12
フェノール類	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
銅	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
溶解性鉄	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総クロロム	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1
電気伝導率	mg / l	17	8.4	12	- / 4	17	8.4	13	- / 4	29	12	21	- / 9	23	12	18	- / 9
陰イオン界面活性剤	mg / l	0.01	<0.01	0.01	- / 4	0.01	<0.01	0.01	- / 4	0.02	<0.01	0.01	- / 9	0.05	0.01	0.02	- / 9
その他の項目（イオン）																	
アンモニア性窒素	mg / l	0.40	0.06	0.17	- / 4	0.41	0.18	0.35	- / 4	0.33	0.10	0.15	- / 9	1.0	<0.01	0.41	- / 9
亜硝酸性窒素	mg / l	0.03	<0.01	0.02	- / 4	0.07	0.01	0.05	- / 4	0.07	0.01	0.03	- / 9	0.09	0.01	0.04	- / 9
硝酸性窒素	mg / l	0.82	0.42	0.60	- / 4	1.0	0.60	0.71	- / 4	4.1	1.0	2.6	- / 9	2.5	0.82	1.5	- / 9
硫酸イオン	mg / l	6.4	6.4	6.4	- / 1	11	11	11	- / 1	19	19	19	- / 1	12	12	12	- / 1
塩化物イオン	mg / l	10	5.3	8.0	- / 4	13	5.9	9.9	- / 4	34	9.3	20	- / 9	24	9.3	18	- / 9
臭化物イオン	mg / l	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1
真化物イオン	mg / l	0.10	0.10	0.10	- / 1	0.20	0.20	0.20	- / 1	0.16	0.16	0.16	- / 1	0.20	0.20	0.20	- / 1
硫酸イオン	mg / l	6.0	6.0	6.0	- / 1	11	11	11	- / 1	10	10	10	- / 1	11	11	11	- / 1
ナトリウムイオン	mg / l	1.1	1.1	1.1	- / 1	2.0	2.0	2.0	- / 1	1.3	1.3	1.3	- / 1	1.3	1.3	1.3	- / 1
マグネシウムイオン	mg / l	1.9	1.9	1.9	- / 1	3.6	3.6	3.6	- / 1	2.1	2.1	2.1	- / 1	2.0	2.0	2.0	- / 1
カリウムイオン	mg / l	9.1	9.1	9.1	- / 1	15	15	15	- / 1	11	11	11	- / 1	10	10	10	- / 1
カルシウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の項目（トリハロメタン生成能）																	
プロモクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロモホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号		37				38				39				40			
流域名・地点名〔類型〕		更紗川・栄町乙川合流点				前川・柴原橋				青木川・川向橋				神田支川・本橋			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温		32.0	3.0	17.0	- / 4	29.0	6.0	18.4	- / 4	30.0	5.0	18.8	- / 4	28.0	0.0	18.3	- / 4
水温		27.0	4.5	15.6	- / 4	25.9	5.0	16.9	- / 4	25.5	5.7	16.5	- / 4	26.4	11.1	19.9	- / 4
基準項目（生活環境）																	
PH		7.9	7.4	7.7	- / 4	7.3	7.0	7.2	- / 4	7.6	7.1	7.3	- / 4	7.1	7.0	7.0	- / 4
BOD	mg / l	1.1	0.8	1.0(1.0)	- / 4	1.0	<0.5	0.8(1.0)	- / 4	1.0	0.5	0.8(0.9)	- / 4	2.4	0.9	1.6(1.7)	- / 4
SS	mg / l	5	<1	3	- / 4	11	<1	4	- / 4	8	<1	3	- / 4	21	<1	8	- / 4
DO	mg / l	14	7.9	10	- / 4	11	6.7	8.6	- / 4	11	6.9	9.0	- / 4	9.7	6.6	8.5	- / 4
大腸菌群数	MPN / 100 ml	26000	5000	15000	- / 3	50000	1700	23000	- / 3	13000	800	8300	- / 3	22000	3000	13000	- / 4
基準項目（水生生物）																	
魚類アルキルベンゼンホルン酸及びその塩(LAS)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノニルフエノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全亜鉛	mg / l	0.008	0.008	0.008	- / 1	0.003	0.003	0.003	- / 1	0.005	0.005	0.005	- / 1	0.047	0.010	0.032	- / 4
基準項目（健康）																	
カドミウム	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	-	-	-	-
全シアン	mg / l	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	-	-	-	-
鉛	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	-	-	-	-
六価クロム	mg / l	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 1	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 1	* <0.01	* <0.01	* <0.01	0 / 1	-	-	-	-
砒素	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	-	-	-	-
総水銀	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	-	-	-	-
アルキル水銀	mg / l	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1	* N . D .	* N . D .	* N . D .	0 / 1	-	-	-	-
PCB	mg / l	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	N . D .	N . D .	N . D .	0 / 1	-	-	-	-
ジクロロメタン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	-	-	-	-
四塩化炭素	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	-	-	-	-
1, 2-ジクロロエタン	mg / l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0 / 1	-	-	-	-
1, 1-ジクロロエチレン	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 1	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 1	<0.01	<0.01	<0.01	0 / 1	-	-	-	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	-	-	-	-
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg / l	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 1	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 1	<0.1	<0.1	<0.1	0 / 1	-	-	-	-
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	-	-	-	-
トリクロロエチレン	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	-	-	-	-
1, 3-ジクロロプロペン	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	-	-	-	-
チウラム	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	-	-	-	-
シマジン	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	-	-	-	-
チオベンカルブ	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	-	-	-	-
ベンゼン	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	<0.001	<0.001	<0.001	0 / 1	-	-	-	-
ゼレン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg / l	1.8	1.2	1.5	0 / 4	0.81	0.18	0.49	0 / 4	0.85	0.50	0.69	0 / 4	4.8	1.8	3.2	0 / 4
ぶつ素	mg / l	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 4	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 4	<0.08	<0.08	<0.08	0 / 4	0.23	0.19	0.22	0 / 4
ほう素	mg / l	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	-	-	-	-
1, 4-ジオキサン	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	-	-	-	-
要監視項目（健康）1																	
クロロホルム	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	-	-	-	-
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	-	-	-	-
1, 2-ジクロロプロパン	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	-	-	-	-
p-ジクロロベンゼン	mg / l	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	<0.02	<0.02	<0.02	0 / 1	-	-	-	-
イソキサチオン	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	-	-	-	-
ダイアジノン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0 / 1	-	-	-	-
フェニトロチオン (MEP)	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0 / 1	-	-	-	-
イソプロチオン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	-	-	-	-
オキシシン銅 (有機銅)	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	<0.004	<0.004	<0.004	0 / 1	-	-	-	-
クロロタロニル (TPN)	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	<0.005	<0.005	<0.005	0 / 1	-	-	-	-
プロピザミド	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	-	-	-	-
EPN	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0 / 1	-	-	-	-
ジクロロボス (DDVP)	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	-	-	-	-
フェノフカルブ (BPMC)	mg / l	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1	<0.003	<0.003	<0.003	0 / 1	-	-	-	-

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号		37				38				39				40			
水域名・地点名[類型]		更紗川・栄町乙川合流点		前川・柴原橋		青木川・川向橋		神田支川・本橋									
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温		32.0	3.0	17.0	- / 4	29.0	6.0	18.4	- / 4	30.0	5.0	18.8	- / 4	28.0	0.0	18.3	- / 4
水温		27.0	4.5	15.6	- / 4	25.9	5.0	16.9	- / 4	25.5	5.7	16.5	- / 4	26.4	11.1	19.9	- / 4
要監視項目（健康）2																	
イソペンブス（IBP）	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0 / 1	-	-	-	-
クロロニトロフェン（CNP）	mg / l	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	- / 1	-	-	-	-
トルエン	mg / l	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	<0.06	<0.06	<0.06	0 / 1	-	-	-	-
キシレン	mg / l	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	<0.04	<0.04	<0.04	0 / 1	-	-	-	-
フタル酸ジエチルヘキシル	mg / l	0.012	<0.006	0.009	0 / 2	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	<0.006	<0.006	<0.006	0 / 1	-	-	-	-
ニッケル	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	<0.001	<0.001	<0.001	- / 1	0.14	0.014	0.074	0 / 4
モリブデン	mg / l	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	<0.007	<0.007	<0.007	0 / 1	-	-	-	-
アンチモン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	<0.002	<0.002	<0.002	0 / 1	-	-	-	-
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	-	-	-	-
エピクロロヒドリン	mg / l	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0 / 1	-	-	-	-
全マンガン	mg / l	0.09	0.09	0.09	0 / 1	0.04	0.04	0.04	0 / 1	0.16	0.14	0.15	0 / 2	-	-	-	-
ウラン	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0 / 1	-	-	-	-
要監視項目（水生生物）																	
フェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-tert-オクチルフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,4-ジクロロフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の項目（排水）																	
COD	mg / l	4.7	3.3	4.0	- / 4	5.7	1.4	2.9	- / 4	5.0	1.8	2.8	- / 4	8.1	2.7	4.8	- / 4
n-ヘキサン抽出物質	mg / l	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	<0.5	<0.5	<0.5	- / 1	-	-	-	-
全窒素	mg / l	2.1	1.5	1.8	- / 4	0.82	0.23	0.58	- / 4	1.1	0.53	0.85	- / 4	5.5	2.1	3.9	- / 4
全磷	mg / l	0.12	0.036	0.074	- / 4	0.026	0.008	0.018	- / 4	0.14	0.020	0.066	- / 4	0.17	0.098	0.13	- / 4
フェノール類	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	-	-	-	-
銅	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	-	-	-	-
溶解性鉄	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総クロロム	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	<0.01	<0.01	<0.01	- / 1	-	-	-	-
電気伝導率	ms / m	23	14	17	- / 4	10	7.7	8.7	- / 4	13	7.9	11	- / 4	31	17	25	- / 4
陰イオン界面活性剤	mg / l	0.02	<0.01	0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	0.02	0.01	0.01	- / 4
その他の項目（イオン）																	
アンモニア性窒素	mg / l	0.08	<0.01	0.04	- / 4	0.05	<0.01	0.02	- / 4	0.02	<0.01	0.01	- / 4	0.56	0.14	0.31	- / 4
亜硝酸性窒素	mg / l	0.04	0.01	0.02	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	<0.01	<0.01	<0.01	- / 4	0.15	0.03	0.07	- / 4
硝酸性窒素	mg / l	1.7	1.2	1.4	- / 4	0.80	0.17	0.48	- / 4	0.84	0.49	0.68	- / 4	4.7	1.8	3.2	- / 4
硫酸イオン	mg / l	17	17	17	- / 1	14	14	14	- / 1	13	13	13	- / 1	-	-	-	-
塩化物イオン	mg / l	29	13	18	- / 4	6.4	4.9	5.5	- / 4	10	5.5	8.6	- / 4	40	13	26	- / 4
臭化物イオン	mg / l	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	<0.1	<0.1	<0.1	- / 1	-	-	-	-
遊離イオン	mg / l	0.09	0.09	0.09	- / 1	0.04	0.04	0.04	- / 1	0.04	0.04	0.04	- / 1	-	-	-	-
ナトリウムイオン	mg / l	12	12	12	- / 1	4.7	4.7	4.7	- / 1	5.1	5.1	5.1	- / 1	-	-	-	-
マグネシウムイオン	mg / l	2.0	2.0	2.0	- / 1	2.0	2.0	2.0	- / 1	1.9	1.9	1.9	- / 1	-	-	-	-
カリウムイオン	mg / l	3.0	3.0	3.0	- / 1	1.5	1.5	1.5	- / 1	1.5	1.5	1.5	- / 1	-	-	-	-
カルシウムイオン	mg / l	16	16	16	- / 1	6.4	6.4	6.4	- / 1	6.7	6.7	6.7	- / 1	-	-	-	-
その他の項目（トリハロメタン生成能）																	
プロモジクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロモホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号			41			前田川・青木川合流点手前			M / N			M / N			M / N																	
水域名・地点名[類型]			項目			単位			最大値			最小値			平均値			最大値			最小値			平均値			M / N					
気温			水温						30.0			3.0			18.5			- / 4														
									28.0			5.2			17.4			- / 4														
基準項目（生活環境）									7.6			7.2			7.4			- / 4														
PH						mg / l			3.0			2.0			2.3(2.1)			- / 4														
BOD						mg / l			6			1			3			- / 4														
SS						mg / l			9.5			7.2			8.4			- / 4														
DO						mg / l			50000			14000			27000			- / 3														
大腸菌群数						MPN / 100 ml																										
基準項目（水生生物）									-			-			-			-														
魚類アルキルベンゼンホルホン酸及びその塩(LAS)						mg / l			-			-			-			-														
ノニルフェノール						mg / l			0.015			0.015			0.015			- / 1														
全亜鉛						mg / l																										
基準項目（健康）									<0.0005			<0.0005			<0.0005			0 / 1														
カドミウム						mg / l			N . D .			N . D .			N . D .			0 / 1														
全シアン						mg / l			<0.005			<0.005			<0.005			0 / 1														
鉛						mg / l			* <0.01			* <0.01			* <0.01			0 / 1														
六価クロム						mg / l			<0.005			<0.005			<0.005			0 / 1														
砒素						mg / l			<0.0005			<0.0005			<0.0005			0 / 1														
総水銀						mg / l			* N . D .			* N . D .			* N . D .			0 / 1														
アルキル水銀						mg / l			N . D .			N . D .			N . D .			0 / 1														
PCB						mg / l			<0.002			<0.002			<0.002			0 / 1														
ジクロロメタン						mg / l			<0.0002			<0.0002			<0.0002			0 / 1														
四塩化炭素						mg / l			<0.0004			<0.0004			<0.0004			0 / 1														
1, 2-ジクロロエタン						mg / l			<0.01			<0.01			<0.01			0 / 1														
1, 1-ジクロロエチレン						mg / l			<0.004			<0.004			<0.004			0 / 1														
シス-1, 2-ジクロロエチレン						mg / l			<0.1			<0.1			<0.1			0 / 1														
1, 1, 1-トリクロロエタン						mg / l			<0.006			<0.006			<0.006			0 / 1														
1, 1, 2-トリクロロエタン						mg / l			<0.001			<0.001			<0.001			0 / 1														
トリクロロエチレン						mg / l			<0.0005			<0.0005			<0.0005			0 / 1														
テトラクロロエチレン						mg / l			<0.0002			<0.0002			<0.0002			0 / 1														
1, 3-ジクロロプロペン						mg / l			<0.006			<0.006			<0.006			0 / 1														
チウラム						mg / l			<0.0003			<0.0003			<0.0003			0 / 1														
シマジン						mg / l			<0.002			<0.002			<0.002			0 / 1														
チオベンカルブ						mg / l			<0.001			<0.001			<0.001			0 / 1														
ベンゼン						mg / l			<0.002			<0.002			<0.002			0 / 1														
セレン						mg / l			3.2			2.4			2.8			0 / 4														
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素						mg / l			0.12			<0.08			0.09			0 / 4														
ふっ素						mg / l			0.03			0.03			0.03			0 / 1														
ほう素						mg / l			<0.005			<0.005			<0.005			0 / 1														
1, 4-ジオキサン						mg / l																										
要監視項目（健康）1									<0.0006			<0.006			<0.006			0 / 1														
クロホルム						mg / l			<0.004			<0.004			<0.004			0 / 1														
トランス-1, 2-ジクロロエチレン						mg / l			<0.02			<0.02			<0.02			0 / 1														
1, 2-ジクロロプロパン						mg / l			<0.02			<0.02			<0.02			0 / 1														
p-ジクロロベンゼン						mg / l			<0.0008			<0.0008			<0.0008			0 / 1														
イソキサチオン						mg / l			<0.0005			<0.0005			<0.0005			0 / 1														
ダイアジン						mg / l			<0.0003			<0.0003			<0.0003			0 / 1														
フェニトロチオン(MEP)						mg / l			<0.004			<0.004			<0.004			0 / 1														
イソプロチオラン						mg / l			<0.005			<0.005			<0.005			0 / 1														
オキシシン銅(有機銅)						mg / l			<0.008			<0.008			<0.008			0 / 1														
クロタロニル(TPN)						mg / l			<0.006			<0.006			<0.006			0 / 1														
プロピザミド						mg / l			<0.008			<0.008			<0.008			0 / 1														
EPN						mg / l			<0.0006			<0.0006			<0.0006			0 / 1														
ジクロルボス(DDVP)						mg / l			<0.003			<0.003			<0.003			0 / 1														
フェノプロカルブ(BPMC)						mg / l			<0.003			<0.003			<0.003			0 / 1														

市内主要河川水質調査結果（平成29年度）

河川番号 水域名・地点名[類型]				41 前田川・青木川合流点手前											
項目		単位		最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温				30.0	3.0	18.5	-/4								
水温				28.0	5.2	17.4	-/4								
要監視項目(健康) 2															
イプロボトス(I B P)		m g / l		<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1								
クロロニトロフェン(C N P)		m g / l		<0.0001	<0.0001	<0.0001	-/1								
トルエン		m g / l		<0.06	<0.06	<0.06	0/1								
キシレン		m g / l		<0.04	<0.04	<0.04	0/1								
フタル酸エチルヘキシル		m g / l		<0.006	<0.006	<0.006	0/1								
ニッケル		m g / l		<0.001	<0.001	<0.001	-/1								
モリブデン		m g / l		<0.007	<0.007	<0.007	0/1								
アンチモン		m g / l		<0.002	<0.002	<0.002	0/1								
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)		m g / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1								
エピクロロヒドリン		m g / l		<0.00004	<0.00004	<0.00004	0/1								
全マンガン		m g / l		0.34	0.18	0.26	1/2								
ウラン		m g / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1								
要監視項目(水生生物)															
フェノール		m g / l		-	-	-	-								
ホルムアルデヒド		m g / l		-	-	-	-								
4-t-オクチルフェノール		m g / l		-	-	-	-								
アニリン		m g / l		-	-	-	-								
2,4-ジクロロフェノール		m g / l		-	-	-	-								
その他の項目(排水)															
C O D		m g / l		6.1	4.4	5.3	-/4								
N-ヘキサノ抽出物質		m g / l		<0.5	<0.5	<0.5	-/1								
全窒素		m g / l		4.2	4.1	4.2	-/4								
全磷		m g / l		0.18	0.078	0.13	-/4								
フェノール類		m g / l		<0.01	<0.01	<0.01	-/1								
銅		m g / l		<0.01	<0.01	<0.01	-/1								
溶解性鉄		m g / l		-	-	-	-								
溶解性マンガン		m g / l		-	-	-	-								
総クロム		m g / l		<0.01	<0.01	<0.01	-/1								
電気伝導率		m s / m		24	22	23	-/4								
陰イオン界面活性剤		m g / l		0.12	0.07	0.10	-/4								
その他の項目(イオン)															
アンモニア性窒素		m g / l		1.0	0.43	0.75	-/4								
亜硝酸性窒素		m g / l		0.13	0.08	0.11	-/4								
硝酸性窒素		m g / l		3.1	2.3	2.7	-/4								
硫酸イオン		m g / l		23	23	23	-/1								
塩化物イオン		m g / l		23	18	20	-/4								
臭化物イオン		m g / l		<0.1	<0.1	<0.1	-/1								
磷酸イオン		m g / l		0.27	0.27	0.27	-/1								
ナトリウムイオン		m g / l		17	17	17	-/1								
マグネシウムイオン		m g / l		2.9	2.9	2.9	-/1								
カリウムイオン		m g / l		5.2	5.2	5.2	-/1								
カルシウムイオン		m g / l		26	26	26	-/1								
その他の項目(トリハロメタン生成能)															
プロモジクロロメタン生成能		m g / l		-	-	-	-								
クロホルム生成能		m g / l		-	-	-	-								
ジブロモクロメタン生成能		m g / l		-	-	-	-								
プロモホルム生成能		m g / l		-	-	-	-								
トリハロメタン生成能		m g / l		-	-	-	-								

主要河川調査地点の変遷

【H28 年度：H27 年度からの変更点】 調査地点数の変更（37 地点→41 地点） 調査地点の追加（5 地点） 神田支川：木橋 前田川：青木川合流点手前 更沙川：栄町乙川合流点 青木川₂：川向橋 前川：柴原橋 調査地点の廃止（1 地点） 井野木川：小美町乙川合流点 【H27 年度：H26 年度からの変更点】 調査地点数の変更（39 地点→37 地点） 調査地点の廃止（2 地点） 富尾川：桜形町乙川合流点 丸山川：丸山町乙川合流点 【H26 年度：H25・24 年度からの変更点】 調査地点数の変更（41 地点→39 地点） 調査地点の廃止（2 地点） 青木川₂：川向橋 前川：柴原橋 【H24 年度：H23 年度からの変更点】 調査地点数の変更（57 地点→41 地点） 調査地点の廃止（20 地点） 乙川：神明橋 乙川：須淵橋 乙川：大平橋 乙川：御用橋 大法川：大滝橋 古部川：出会橋 男川：榎山大橋 立川：立川橋 鉢地川：棚田橋 山綱川：舞木橋 山綱川：蛸橋 六斗目川：六合橋 更沙川：栄町乙川合流点 矢作川：天神橋 矢作川：日名橋 小丸川：見返橋 大井野川：米河内町青木川合流点 青木川₁：日影橋 青木川₁：記念橋 青木川：舘播橋 調査地点の追加（4 地点） 広田川：中島橋 富尾川：桜形町乙川合流点 丸山川：丸山町乙川合流点 井野木川：小美町乙川合流点 【H23 年度：H22・21 年度からの変更点】 調査地点数の変更（55 地点→57 地点） 調査地点の追加 夏山川：北岡橋 鳥川：山下橋 【H21 年度：H20 年度からの変更点】 調査地点数の変更（54 地点→55 地点） 調査地点の追加（1 地点） 乙川：乙川天神橋 （H21.3 の生物類型指定対応のため） 【H20 年度：H19・18 年度からの変更点】 調査地点数の変更（55 地点→54 地点） 調査地点の変更（2 地点） 乙川：丸嶋橋→神明橋 鉢地川：三本松橋→棚田橋 調査地点の廃止（1 地点） 六斗目川：中間点	【H17 年度：H16・15 年度からの変更点】 調査地点数の変更（47 地点→49 地点） 調査地点の追加（3 地点） 雨山川及び乙女川下流：ツノジ橋 雨山川及び乙女川下流：万足上橋 男川：南部簡易水道浄水場取入口 調査地点の廃止（1 地点） 男川：桜井寺橋 【H15 年度：H14・13・12・11 年度からの変更点】 調査地点の変更（25 地点） 乙川：須淵町地内→須打淵橋 乙川：男川浄水場前→岡崎市上水道取入口 乙川：乙川頭首工→占部用水取入口 前川：前川ダム下→柴原橋 青木川₂：男川合流点→川向橋 古部川：男川合流点→出会橋 男川：切越町地内→桜井寺橋 竜泉寺川：東消防署本署南→黒橋 山綱川：東消防署本署北→蛸橋 山綱川：乙川合流点→美合町乙川合流点 六斗目川：名鉄ガード下→大平町乙川合流点 更沙川：乙川合流点→栄町乙川合流点 早川：乙川合流点→八帖町乙川合流点 霞川：郡界川合流点→坂下橋 巴川：矢作川合流点→細川頭首工 郡界川：下山村境→長沢橋 郡界川：桑原町郡界橋→郡界橋 北斗川：矢作川合流点→北斗橋 於御所川：矢作川合流点→西蔵前町矢作川合流点 小丸川：青木川合流点→見返橋 大井野川：青木川合流点→米河内町青木川合流点 青木川₁：安戸町地内→日影橋 青木川₁：記念橋下流→記念橋 青木川₁：矢作川合流点→新青木橋 占部川：広田川合流点→定国橋 調査地点の廃止（3 地点） 前川：大幡町地内 大井野川：岩中町地内 青木川₁：米河内町地内 調査地点の追加（3 地点） 鉢地川：三本松橋 竜泉寺川：河原橋 山綱川：舞木橋 【H11 年度：H10・9 年度からの変更点】 調査地点数の変更（35 地点→47 地点） 調査地点の追加（12 地点） 乙川：須淵町地内 乙川：大平橋 古部川：男川合流点 男川：切越町地内 矢作川：天神橋 霞川：郡界川合流点 巴川：矢作川合流点 郡界川：下山村境 於御所川：矢作川合流点 大井野川：青木川合流点 青木川₁：米河内町地内 青木川₁：舘播橋 1 矢作川に合流する青木川 2 男川に合流する青木川
--	--

ダイオキシン類調査結果

河川水質

(pg-TEQ / ℓ)

調査地点		調査結果		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
巴川	細川頭首工	0.14	0.083	0.10
乙川上流	岡崎市上水道取入口	0.19	0.24	0.14
乙川下流	占部用水取入口	0.15	0.13	0.10
男川	学校橋	0.11	0.17	0.084

環境基準 年間平均値 1 pg-TEQ / ℓ 以下

河川底質

(pg-TEQ / g)

調査地点		調査結果		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
巴川	細川頭首工	0.077	0.095	0.11
乙川上流	岡崎市上水道取入口	0.52	0.75	0.22
乙川下流	占部用水取入口	0.43	0.27	0.37
男川	学校橋	0.42	0.43	0.41

環境基準 150 pg-TEQ / g 以下

(2) 地下水

地下水質測定計画に係る概況調査結果（平成 29 年度）

調査地点	大代町	田口町	真福寺町	六名本町	東阿知和町	秦梨町	合歓木町	環境基準
	メッシュ	メッシュ	メッシュ	メッシュ	メッシュ	メッシュ	定点	
測定項目	カドミウム	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.003
	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと。
	鉛	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01
	六価クロム	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.05
	砒素	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01
	総水銀	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005
	PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと。
	ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
	四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	< 0.0002	0.0003	0.0003	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006
	トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
	テトラクロロエチレン	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.01
	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
	チウラム	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006
	シマジン	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003
チオベンカルブ	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02	
ベンゼン	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01	
セレン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	< 0.1	8.1	2.0	4.7	3.0	1.0	< 0.1	10
ふっ素	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08	< 0.08	0.15	0.8
ほう素	< 0.02	0.03	< 0.02	0.03	< 0.02	< 0.02	0.04	1
1,4-ジオキサン	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.017	0.05
pH	5.9	6.1	5.0	5.9	6.3	5.9	6.7	—
電気伝導率 (mS/m)	3.3	22	5.8	20	29	11	25	—

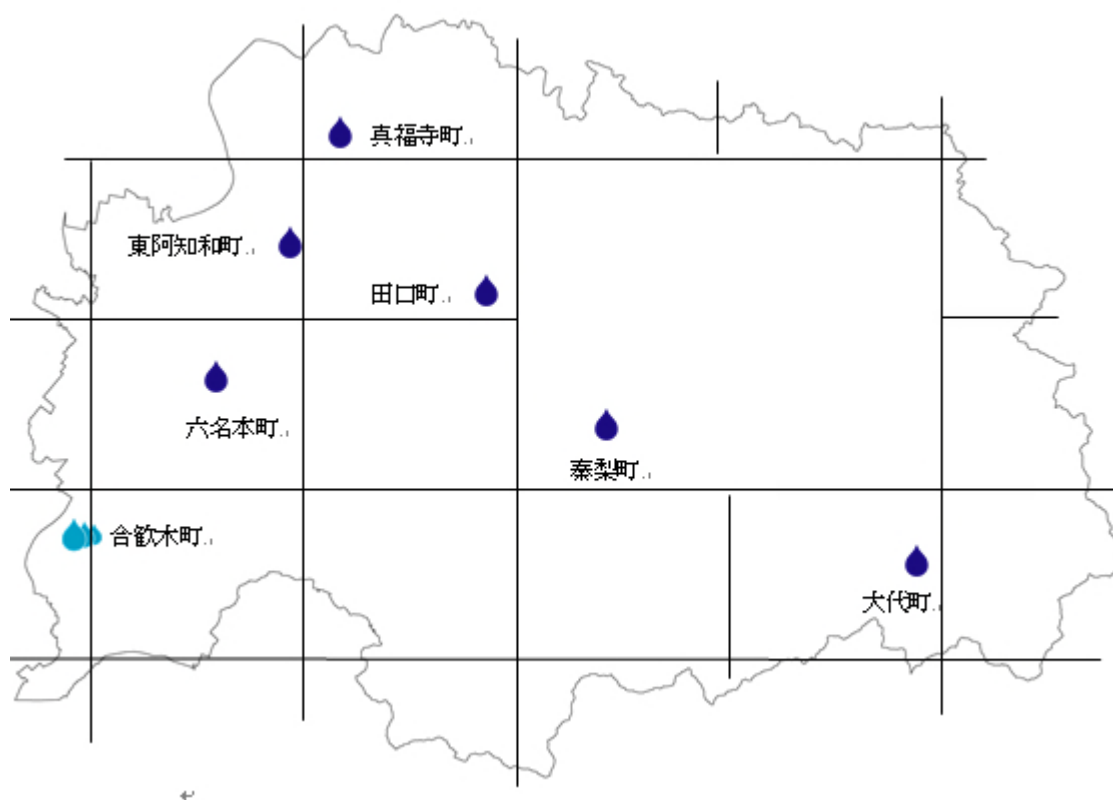
注1 pH及び電気伝導率以外の単位は、mg/ℓ

注2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が該当方法の定量下限を下回ることをいう。

注3 NDは、定量下限値未満を示す。

< 概況調査地点図 >

メッシュ調査 定点調査



ダイオキシン類調査結果

(pg-TEQ / l)

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
調査地点	調査結果	調査地点	調査結果	調査地点	調査結果
蔵次町	0.030	宮地町	0.030	東阿知和町	0.025

環境基準 年間平均値 1 pg-TEQ / l 以下

定期モニタリング（継続監視）調査結果

調査地点	項目	調査 井戸数	超過 井戸数	検出濃度範囲	環境基準
鴨田本町 (平成 14 年度)	鉛	4	0	<0.005	0.01
大平町 (昭和 60 年度)	テトラクロロエチレン	3	0	<0.0005 ~ 0.0071	0.01
井田町 (平成 12 年度)	トリクロロエチレン	3	0	<0.001	0.01
島坂町 (平成 13 年度)	1,2 - ジクロロエチレン	4	0	<0.004	0.04
	1,1 - ジクロロエチレン	4	0	<0.01	0.1
	クロロエチレン(別名塩化 ビニル又は塩化ビニルモ ノマー)	4	1	<0.0002 ~ 0.0064	0.002
市場町 (平成 10 年度)	トリクロロエチレン	1	0	<0.001	0.01
細川町 (平成 11 年度)		1	0	<0.001	
鴨田本町 (平成 15 年度)	テトラクロロエチレン	3	2	0.0031 ~ 0.044	0.01
		1	0	0.0061	0.01
西中町 (平成 20 年度)	六価クロム	5	0	<0.01 ~ 0.03	0.05
	トリクロロエチレン	5	0	<0.001 ~ 0.003	0.01
	テトラクロロエチレン	5	0	<0.0005 ~ 0.0083	0.01
細川町 (平成 11 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性 窒素	2	2	13 , 21	10
井田町 (平成 13 年度)		1	1	13	
上地町 (平成 13 年度) (平成 14 年度)		2 1	0 0	7.2 , 7.7 9.1	
竜泉寺町 (平成 14 年度)		2	0	7.2 , 8.3	
板田町 (平成 15 年度)		1	1	33	
坂左右町 (平成 16 年度)		2	0	0.1 , 1.0	
大西町 (平成 20 年度)		1	0	9.9	
合歓木町 (平成 26 年度)	ほう素	3	0	0.03 ~ 0.08	1
	鉛	3	0	<0.005	0.01
宮地町 (平成 28 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性 窒素	1	0	3.4	10
久後崎町 (平成 11 年)	ジクロロメタン	3	0	<0.005	0.02
	砒素	3	0	<0.002	0.01
	水銀	3	0	<0.0005	0.0005
檉山町 (平成 27 年度)		3	0	<0.0005	
牧平町 (平成 27 年度)		1	0	<0.0005	

() 内は、調査年度を示す。

汚染井戸周辺地区調査結果

汚染判明 地点	汚染内容	項目	調査 井戸数	環境基準 超過井戸数
東牧内町	土壌	ふっ素	2	0
大和町	土壌	ふっ素	1	0

(3) ゴルフ場農薬調査

市内 5 つのゴルフ場について、年 1 回農薬の排出状況調査を実施している。

市内ゴルフ場

ゴルフ場名称	事業者名	所在地
ザ・トラディションゴルフクラブ	岡崎クラシック株式会社	岩中町字飯ヶ谷 6 番地 3 他、蔵次町字岩打 7 番地 1 他
額田ゴルフ倶楽部	株式会社 Nikkan	南大須町字桃之沢 41 番地
岡崎カントリー倶楽部	株式会社岡崎ゴルフ倶楽部	池金町字下北山 2 番地 39
岡崎高原カントリークラブ	岡崎高原開発株式会社	駒立町字ノボリ 10 番地
サン・ベルグラビアカントリー倶楽部	サン・ベルグラビアカントリー倶楽部株式会社	鹿勝川町字玉沢 2 番地 9

市内ゴルフ場所在地



ゴルフ場農薬調査結果（平成 29 年度） 指針値及び協定値の超過なし

単位：mg/l (pH、EC を除く。)

検査項目	岡崎カントリー 倶楽部	額田ゴルフ 倶楽部	ザ・トラディ ション ゴルフクラブ	岡崎高原 カントリークラブ	サン・ベルグラビア カントリー倶楽部	指針値	協定値
	H29.6.13	H29.6.13	H29.6.7	H29.6.7	H29.6.13		
ゴルフ場農薬(殺虫剤)・農薬							
フェニトロチオン(MEP)	-	<0.0005	-	<0.0005	-	0.03	0.015
イミダクロプリド	<0.001	-	-	-	-	1.5	0.75
ミルベメクチン	<0.0001	<0.0001	-	-	-	0.7	0.35
フルベンジアミド	0.0001	-	-	-	-	0.45	0.225
メトキシフェノジド	<0.01	<0.01	-	-	-	2.6	1.3
クロラントラニプロール	-	<0.0001	<0.0001	-	<0.0001	6.9	3.45
エトフェンプロックス	-	-	<0.0005	-	<0.0005	0.82	0.41
チオジカルブ	<0.001	-	-	-	-	0.8	0.4
クロチアニジン	-	0.0002	-	<0.0001	<0.0001	2.5	1.25
フェノピカアルブ(BPMC)	<0.0005	-	<0.0005	-	-	0.019	0.0095
アセフェート	-	-	<0.0001	-	-	0.063	0.0315
ペンシルタップ	-	-	<0.001	-	-	0.9	0.45
チアメトキサム	<0.0001	0.0001	<0.0001	-	-	0.47	0.235
ゴルフ場農薬(殺菌剤)・農薬							
チウラム	<0.01	<0.01	-	-	-	0.2	0.1
オキシ銅(有機銅)	<0.001	<0.001	-	-	-	0.2	0.1
クロタロニル(TPN)	<0.0005	<0.0005	-	-	-	0.4	0.2
アゾキシストロビン	0.007	-	<0.001	<0.001	-	4.7	2.35
イプロジオン	-	<0.01	-	-	<0.01	3	1.5
トルクロホスメチル	-	-	-	-	<0.01	2	1
ホセチル	<0.1	<0.1	-	-	<0.1	23	11.5
ベンチオピラド	-	-	-	-	<0.001	2	1
シアゾファミド	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	4.5	2.25
プロパモカルブ塩酸塩	-	-	<0.01	-	<0.01	7.7	3.85
トリフロキシストロビン	<0.0001	-	-	-	<0.0001	1	0.5
イミベンコナゾール	-	-	-	<0.0001	-	0.26	0.13
アミスルプロム	-	<0.0001	-	-	-	2	1
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	-	<0.0001	<0.0001	-	-	0.06(イミノクタジンとして)	0.03(イミノクタジンとして)
キャブタン	-	-	-	-	<0.01	3	1.5
ベンフルフェン	0.0056	-	-	-	0.0003	0.53	0.265
チオファネートメチル	-	<0.001	-	-	<0.001	3	1.5
プロピコナゾール	-	<0.001	-	<0.001	-	0.5	0.25
ベンシクロン	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1.4	0.7
メタラキシル及びメタラキシルM	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.58	0.29
デトラコナゾール	-	-	-	-	<0.0001	0.1	0.05
ボスカリド	<0.001	-	-	-	-	1.1	0.55
チフルサミド	-	<0.001	<0.001	-	-	0.37	0.185
デブコナゾール	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.77	0.385
オキシテトラサイクリン	-	<0.005	-	-	-	0.7	0.35
フルキサピロキサド	-	<0.001	-	-	-	0.29	0.145
メブロニル	-	<0.001	-	-	-	1	0.5
メトコナゾール	-	<0.001	-	-	-	0.5	0.25
ヘキサコナゾール	0.0035	-	0.0003	-	-	0.12	0.06
シフルフェナミド	-	-	<0.001	-	-	1	0.5
バリタマイシン	-	-	<0.01	-	-	12	6
マンゼブ	-	-	<0.0001	-	-	0.12	0.06
ミクロプロタニル	-	-	<0.001	-	-	0.63	0.315
プロピネブ	<0.001	-	-	-	-	0.21	0.105
ゴルフ場農薬(除草剤)・農薬							
プロピザミド	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001	0.5	0.25
ベンチイメタリン	-	-	-	-	<0.0005	3.1	1.55
フルボキサム	-	<0.001	<0.001	-	-	0.21	0.105
メソトリオン	-	<0.0001	-	<0.0001	-	0.07	0.035
プロジアミン	-	-	<0.0001	-	-	1.7	0.85

MCPA イソプロピルアミン塩及びMCPA ナトリウム塩	-	-	-	<0.0001	-	0.051(MCPA として)	0.0255(MCPA として)
エトベンザニド	<0.001	-	-	-	-	2-メトキシ-3,6-ジクロロ安息香酸(別名ジカンバ又はMDBA)として93 mg/L	1.1 0.55
ジカンバ又はMDBA、ジカンバジメチルアミン塩又はMDBAジメチルアミン塩及びジカンバカリウム塩又はMDBAカリウム塩	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	2-メトキシ-3,6-ジクロロ安息香酸(別名ジカンバ又はMDBA)として4.65 mg/L
インキサベン	0.005	-	-	-	-	-	1.3 0.65
アシュラム	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	2(～H27.9.13)10(H27.9.14～)	1(～H27.9.13)5(H27.9.14～)
オキサジクロメホン	<0.001	-	-	-	-	-	0.24 0.12
ジチオピリ	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	0.095 0.0475
ビスピリバクナトリウム塩	<0.01	<0.01	-	-	-	-	12 6
ヨードスルフロンメチルナトリウム塩	<0.001	-	-	-	-	-	0.61 0.305
アトラジン	-	<0.001	-	<0.001	-	-	1.5 0.75
エトキシスルフロ	-	<0.001	-	<0.001	-	-	1.4 0.7
リムススルフロ	-	<0.01	-	-	-	-	9.8 4.9
トリフロキシフルフロンナトリウム塩	<0.001	<0.001	-	<0.001	-	-	0.28 0.14
トリアジラム	-	-	<0.001	<0.001	-	-	0.23 0.115
ハロスルフロンメチル	-	-	<0.001	<0.001	-	-	0.05 0.025
キノクラミン又はCAN	-	<0.0005	<0.0005	-	-	-	0.0055 0.00275
メコプロップカリウム塩又はMCPPカリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩又はMCPPジメチルアミン塩、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩	-	<0.001	-	-	-	(RS)-2-(4-クロロ-0-トリルオキシ)プロピオン酸(別名メコプロップ又はMCPP)として0.47mg/L	(RS)-2-(4-クロロ-0-トリルオキシ)プロピオン酸(別名メコプロップ又はMCPP)として0.235mg/L
ゴルフ場農薬(その他)・農薬							
トリネキサバクエチル	<0.0001	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	0.15 0.075
フルルアリミドール	<0.001	-	-	-	-	-	0.039 0.0195
ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン	-	-	-	-	<0.001	-	1.6 0.8
エチホン	-	-	-	-	<0.1	71	35.5
ゴルフ場・一般							
PH	6.4	7.1	7.4	6.6	7.1	-	-
COD	18	4.1	6.4	6.1	2.9	-	-
電気伝導率	8.0	6.9	9.6	12	11	-	-

5 - 3 土壌

ダイオキシン類調査結果

(pg-TEQ / g)

平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
調査地点	調査結果	調査地点	調査結果	調査地点	調査結果
鴨田本町（鴨田公園）	0.084	竜美台 1 丁目（棚田公園）	0.024	堂前町 1 丁目（春日公園）	0.60

環境基準 1,000 pg-TEQ / g 以下

5 - 4 騒音・振動

(1) 一般環境騒音（道路に面する地域以外の地域）調査結果

(dB)

調査地点	用途地域	類型	環境基準		平成 28 年度				平成 29 年度			
					調査結果		環境基準適合状況		調査結果		環境基準適合状況	
			昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
細川町扇田	第 1 種低層住居専用地域	A	55	45	46	41	○	○	47	39	○	○
滝町丸根	第 1 種低層住居専用地域	A	55	45	43	40	○	○	-	-		
滝町外浦	第 1 種低層住居専用地域	A	55	45	-	-			44	38	○	○
中町 9 丁目	第 1 種中高層住居専用地域	A	55	45	45	42	○	○	46	42	○	○
竜美台 2 丁目	第 1 種中高層住居専用地域	A	55	45	57	47	×	×	56	47	×	×
上地 4 丁目	第 1 種中高層住居専用地域	A	55	45	45	42	○	○	44	40	○	○
中島町町後	第 1 種中高層住居専用地域	A	55	45	52	44	○	○	56	48	×	×
本宿町梨子木	第 1 種低層住居専用地域	A	55	45	48	41	○	○	47	43	○	○
鴨田町池内	第 1 種住居地域	B	55	45	42	36	○	○	42	37	○	○
西大友町桃々木	第 1 種住居地域	B	55	45	52	40	○	○	54	44	○	○
六名本町	第 1 種住居地域	B	55	45	45	37	○	○	44	38	○	○
下和田町高畑	第 1 種住居地域	B	55	45	47	40	○	○	47	37	○	○
橋目町屋敷	工業地域	C	60	50	46	36	○	○	48	42	○	○
日名本町	準工業地域	C	60	50	53	43	○	○	54	45	○	○
井田町 1 丁目	準工業地域	C	60	50	56	49	○	○	52	45	○	○
東明大寺町	準工業地域	C	60	50	49	42	○	○	48	43	○	○
江口 3 丁目	準工業地域	C	60	50	50	42	○	○	51	43	○	○
牧平町荒井野	市街化調整区域	B	55	45	44	41	○	○	45	44	○	○

(2) 自動車騒音調査結果

環境基準（平成 29 年度）

路線名	評価区間			道路に面する地域における面的評価						
	評価区間の 始点住所	評価区間の 終点住所	区間 延長 (km)	区間 内全 戸数 (戸)	環境基準達成戸数（戸）			環境基準達成率（％）		
					昼夜	昼間	夜間	昼夜	昼間	夜間
市内全体			122.6	22,423	21,329	21,734	21,423	95.1	96.9	95.5
東名高速道路	本宿町	仁木町	18.5	1,542	1,366	1,419	1,366	88.6	92.0	88.6
国道 1 号	本宿町	宇頭町	17.7	2,575	2,347	2,453	2,354	91.1	95.3	91.4
国道 248 号	上地 4	細川町	14.5	2,408	2,198	2,241	2,199	91.3	93.1	91.3
県道岡崎環状線	宇頭町	上地 4	13.7	3,075	2,822	2,918	2,823	91.8	94.9	91.8
県道岡崎足助線	康生通南 2	桑原町	10.5	2,085	2,014	2,076	2,017	96.6	99.6	96.7
県道岡崎碧南線	羽根西 3	福岡町	3.8	1,068	1,068	1,068	1,068	100.0	100.0	100.0
県道岡崎西尾線	矢作町	島坂町	4.3	853	852	853	852	99.9	100.0	99.9
県道岡崎刈谷線	美合町	昭和町	8.6	1,000	913	967	913	91.3	96.7	91.3
県道桜井岡崎線	下青野町	明大寺本町	5.6	1,115	1,103	1,106	1,103	98.9	99.2	98.9
県道桑谷柱線	美合町	柱町	3.4	1,060	1,060	1,060	1,060	100.0	100.0	100.0
県道市場福岡線	上地 4	福岡町	2.1	603	603	603	603	100.0	100.0	100.0
県道南大須鴨田線	真伝町	鴨田町	1.5	400	400	400	400	100.0	100.0	100.0

県道東大見岡崎線	真伝町	明大寺本町	4.3	1,023	1,018	1,020	1,019	99.5	99.7	99.6
県道熊味岡崎線	土井町	井内町	1.2	298	298	298	298	100.0	100.0	100.0
県道岡崎幸田線	康生通南 2	上地町	6.1	1,869	1,864	1,864	1,866	99.7	99.7	99.8
市道伝馬町線	康生通西 3	丸山町	4.6	1,510	1,416	1,416	1,507	93.8	93.8	99.8
市道日名橋線	葵町	稲熊町	2.2	610	606	606	606	99.3	99.3	99.3

注 1 幹線道路を担う道路に近接する空間における特例環境基準値（昼間 70dB・夜間 65dB）

注 2 「環境基準達成戸数」及び「環境基準達成率」における「昼夜」の欄は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等に係る戸数及び達成率を示す。

注 3 市内全体調査結果については、重複区間補正を行っているため、各路線の結果の合計と一致しない。

要請限度

番号	路線名	測定地点の住所	実施年度	騒音レベル LAeq (dB)		
				昼間	夜間	
1	東名高速道路	保母町	H27	61	60	
			H29	60	59	
2		岩津町	H27	65	65	
			H29	63	61	
3	国道 1 号	本宿町	H27	65	62	
			H28	64	62	
4		岡町	H27	68	65	
			H28	69	66	
5		大平町	H27	70	67	
			H28	70	67	
6		菅生町	H27	66	64	
			H28	65	63	
7		康生町	H27	61	59	
			H28	62	59	
8		矢作町	H27	66	63	
			H28	65	63	
9		宇頭北町	H28	74	72	
			H29	74	72	
10		国道 248 号	上地 4 丁目	H25	68	62
				H27	69	64
11	柱曙 3 丁目		H25	67	61	
			H27	68	62	
12	戸崎町		H25	67	61	
			H27	68	63	
13	上六名 1 丁目		H25	72	67	
			H27	74	70	
14	八帖北町		H25	67	62	
			H27	67	64	
15	井田南町		H25	70	66	
			H27	71	67	
16	岩津町		H25	72	70	
			H27	73	70	
17	仁木町		H25	70	67	
			H27	69	66	
18	国道 473 号	上衣文町	H27	64	57	
			H28	63	56	

19	県道岡崎環状線	北野町	H26	67	65
			H28	68	65
20		大樹寺 2 丁目	H26	68	64
			H28	68	64
21		小呂町	H26	70	67
			H28	71	68
22		上地 4 丁目	H26	68	62
			H28	70	64
23	県道岡崎足助線	伊賀町	H26	66	60
			H29	67	62
24		東蔵前町	H26	68	64
			H29	69	65
25		細川町	H26	69	63
			H29	66	61
26	県道岡崎碧南線	若松町	H26	68	60
			H29	68	61
27	県道岡崎西尾線	筒針町	H26	65	58
			H29	63	57
28	県道岡崎刈谷線	美合町	H26	69	67
			H28	69	66
29		明大寺町	H24	68	68
			H26	68	66
30		上和田町	H26	71	66
			H28	72	67
31		東牧内町	H26	68	65
			H28	69	66
32	県道桜井岡崎線	土井町	H25	67	64
			H28	68	64
33		天白町	H25	66	63
			H28	68	64
34	県道桑谷柱線	緑丘 1 丁目	H25	65	58
			H28	64	59
35	県道市場福岡線	上地 1 丁目	H25	67	61
			H28	65	59
36		福岡町	H25	61	55
			H28	64	58
37	県道南大須鴨田線	真伝町	H26	66	59
			H29	64	59
38	県道東大見岡崎線	真伝町	H26	69	62
			H29	66	59
39		久右卫門町	H26	67	62
			H29	66	61
40	県道熊味岡崎線	井内町	H25	63	56
			H28	61	53
41	県道岡崎幸田線	明大寺町	H27	68	61
			H29	69	63
42		針崎町	H27	67	61
			H29	67	62
43	市道伝馬町線	中町	H24	67	60
			H27	68	60

44	市道日名橋線	伊賀町	H24	73	67
			H27	65	59

注1 幹線道路を担う道路に近接する空間における要請限度（昼間 75dB・夜間 70dB）

注2 騒音レベルの網掛け部分は、要請限度を超過していることを示す。

(3) 道路交通振動調査結果

番号	路線名	測定地点 の住所	用途地域	区域 区分	実施年度	振動レベル L10 (dB)	
						昼間	夜間
1	東名高速道路	保母町	工業地域	2	H27	31	33
					H29	30	32
2		岩津町	第1種住居地域	1	H27	53	53
					H29	42	42
3	国道1号	本宿町	準工業地域	2	H27	38	36
					H28	37	35
4		岡町	準工業地域	2	H27	35	33
					H28	33	33
5		大平町	近隣商業地域	2	H27	45	40
					H28	44	40
6		菅生町	商業地域	2	H27	29	28
					H28	30	27
7		康生町	商業地域	2	H27	42	39
					H28	41	38
8		矢作町	商業地域	2	H27	44	41
					H28	43	41
9		宇頭北町	準住居地域	1	H28	46	42
					H29	47	43
10	国道248号	上地4丁目	近隣商業地域	2	H25	37	30
					H27	38	32
11		柱曙3丁目	近隣商業地域	2	H25	<25	<25
					H27	<25	<25
12		戸崎町	近隣商業地域	2	H25	36	29
					H27	37	31
13		上六名1丁目	近隣商業地域	2	H25	34	28
					H27	30	25
14		八帖北町	近隣商業地域	2	H25	44	38
					H27	44	40
15		井田南町	近隣商業地域	2	H25	47	41
					H27	47	40
16		岩津町	準工業地域	2	H25	41	38
					H27	42	40
17		仁木町	市街化調整区域	2	H25	42	36
					H27	44	40
18	国道473号	上衣文町	市街化調整区域	2	H27	28	<25
					H28	<25	<25
19	県道岡崎環状線	北野町	準工業地域	2	H26	38	35
					H28	38	35
20		大樹寺2丁目	準工業地域	2	H26	48	39
					H28	45	40
21		小呂町	準住居地域	1	H26	36	33
					H28	36	33

22	県道岡崎環状線	上地 4 丁目	準住居地域	1	H26	39	30
					H28	40	32
23	県道岡崎足助線	伊賀町	近隣商業地域	2	H26	39	28
					H29	40	29
24		東蔵前町	近隣商業地域	2	H26	42	33
					H29	40	33
25		細川町	市街化調整区域	2	H26	43	33
					H29	39	30
26	県道岡崎碧南線	若松町	第 1 種住居地域	1	H26	34	<25
					H29	29	<25
27	県道岡崎西尾線	筒針町	第 1 種住居地域	1	H26	39	29
					H29	37	28
28	県道岡崎刈谷線	美合町	工業地域	2	H26	42	39
					H28	43	36
29		明大寺町	第 2 種住居地域	1	H24	39	39
					H26	39	36
30		上和田町	準工業地域	2	H26	43	37
					H28	42	37
31		東牧内町	近隣商業地域	2	H26	43	36
					H28	44	38
32	県道桜井岡崎線	土井町	準住居地域	1	H25	42	36
					H28	41	35
33		天白町	準工業地域	2	H25	29	25
					H28	31	<25
34	県道桑谷柱線	緑丘 1 丁目	第 1 種住居地域	1	H25	33	<25
					H28	32	<25
35	県道市場福岡線	上地 1 丁目	準住居地域	1	H25	41	34
					H28	35	29
36		福岡町	第 1 種住居地域	1	H25	39	30
					H28	40	33
37	県道南大須鴨田線	真伝町	第 1 種住居地域	1	H26	39	26
					H29	39	26
38	県道東大見岡崎線	真伝町	第 1 種中高層住居専用地域	1	H26	<25	<25
					H29	<25	<25
39		久右エ門町	商業地域	2	H26	25	<25
					H29	30	26
40	県道熊味岡崎線	井内町	第 1 種中高層住居専用地域	1	H25	32	<25
					H28	30	<25
41	県道岡崎幸田線	明大寺町	近隣商業地域	2	H27	42	32
					H29	44	34
42		針崎町	近隣商業地域	2	H27	33	29
					H29	34	28
43	市道伝馬町線	中町	近隣商業地域	2	H24	25	<25
					H27	25	<25
44	市道日名橋線	伊賀町	準工業地域	2	H24	36	26
					H27	31	<25

注 1 振動規制法に基づく要請限度

第 1 種 昼間 65dB・夜間 60dB 第 2 種 昼間 70dB・夜間 65dB

注 2 「区域区分」

1：第 1 種及び第 2 種低層住居専用地域・第 1 種及び第 2 種中高層住居専用地域・第 1 種及び第 2 種住居地域・準住居地域

2：市街化調整地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

(4) 新幹線騒音・振動調査結果

測定地点	正名町					上三ツ木町				
東京からの距離 (km)	302.31					303.14				
上り・下り	下り					上り				
防音壁の種類	直立 吸音有					直立 吸音有				
防音壁の高さ (m)	2.90					2.90				
軌道の構造	高架					高架				
軌道中央からの距離 (m)	25	50	25	50	-	25	50	25	50	-
項目	騒音 (dB)		振動 (dB)		速度 (km/h)	騒音 (dB)		振動 (dB)		速度 (km/h)
環境基準及び指針値	70		70		-	70		70		-
平成 28 年度	68	67	64	60	245	70	67	65	60	244
平成 29 年度	68	67	63	59	253	69	66	66	60	259
測定地点	福桶町					合歓木町				
東京からの距離 (km)	303.90					305.07				
上り・下り	下り					下り				
防音壁の種類	直立 吸音無					直立 吸音有				
防音壁の高さ (m)	2.00					2.90				
軌道の構造	盛土					高架				
軌道中央からの距離 (m)	25	50	25	50	-	25	50	25	50	-
項目	騒音 (dB)		振動 (dB)		速度 (km/h)	騒音 (dB)		振動 (dB)		速度 (km/h)
環境基準及び指針値	70		70		-	70		70		-
平成 28 年度	74	73	59	57	248	71	71	65	65	236
平成 29 年度	73	72	57	57	254	71	70	66	65	249

網掛け部分は、騒音環境基準値及び振動指針値を超過していることを示す。

5 - 5 地盤沈下

(1) 既存井戸水位調査結果 (平成 29 年度)

単位:m

観測地点	三菱自動車工業株式会社		ユニチカ株式会社	
	静水位	動水位	静水位	動水位
平成29年4月	16.50	23.10	4.90	
" 5月	17.30	23.50	5.89	
" 6月	18.00	24.00	6.05	13.32
" 7月	17.20	24.20	6.00	15.30
" 8月	16.50	22.90	5.40	14.40
" 9月	17.50	23.60	5.90	15.05
" 10月	16.80	22.70	5.65	16.05
" 11月	17.00	23.00	5.00	
" 12月	17.50	23.10	5.60	
平成30年1月	16.90	22.70	5.72	
" 2月	18.00	23.50	5.70	15.30
" 3月	17.70	23.30	5.40	15.20

GLからの観測水位です。

(2) 地下水位調査結果 (平成 29 年度)

単位:m

観測地点	岡崎市第一地盤沈下観測所(上青野町)		岡崎市第二地盤沈下観測所(矢作町)	
	47m井	65m井	38m井	60m井
平成29年4月	6.50	4.61	6.82	4.85
	6.52	4.65	7.07	4.97
" 5月	6.56	4.69	6.98	5.04
	6.57	4.71	7.09	5.09
" 6月	6.65	4.71	7.27	5.32
	6.67	4.74	7.57	5.41
" 7月	6.69	4.69	7.36	5.30
	6.72	4.73	7.58	5.38
" 8月	6.80	4.61	6.77	4.83
	6.83	4.66	7.04	4.96
" 9月	6.77	4.68	6.87	4.98
	6.78	4.71	7.09	5.09
" 10月	6.48	4.39	6.27	4.41
	6.55	4.46	6.60	4.59
" 11月	6.35	4.33	5.78	4.39
	6.36	4.36	5.90	4.45
" 12月	6.48	4.64	6.64	4.99
	6.48	4.66	7.07	5.14
平成30年1月	6.42	4.69	7.07	5.22
	6.44	4.71	7.38	5.31
" 2月	6.54	4.83	7.89	5.75
	6.55	4.85	8.01	5.82
" 3月	6.44	4.65	6.99	5.03
	6.47	4.69	7.19	5.15

上段が最高水位 下段が最低水位になります。

GLからの観測水位です。

5 - 6 公害苦情

(1) 苦情の用途地域及び種類別受理件数（平成 29 年度）

用 途 地 域	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
第 1 種低層住居専用地域	1	2	0	6	0	0	0	0	8
第 1 種中高層住居専用地域	1	3	0	12	1	0	0	0	16
第 2 種中高層住居専用地域	1	0	0	2	0	0	4	0	7
第 1 種住居地域	25	6	0	17	2	0	6	1	39
第 2 種住居地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準住居地域	1	0	0	0	0	0	0	0	0
近隣商業地域	5	1	1	7	0	0	1	0	14
商業地域	1	2	0	5	0	0	2	0	10
準工業地域	8	2	0	18	0	0	4	1	27
工業地域	11	6	0	11	4	0	1	0	27
工業専用地域	0	0	0	1	0	0	0	0	1
市街化調整区域	85	19	0	9	1	0	3	1	39
都市計画区域外	4	0	0	1	0	0	0	0	1
その他	3	0	0	0	0	0	0	0	3
計	146	41	1	89	8	0	21	3	309

(2) 月別苦情受理件数（平成 29 年度）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
件 数	24	29	34	21	32	30	26	35	22	20	16	20	309

(3) 年度別苦情処理件数

年 度	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	土壌汚染	地盤沈下	悪 臭	その他	合 計
平成 24 年度	120	27	79	8	1	0	34	3	272
平成 25 年度	124	38	80	7	0	0	29	7	285
平成 26 年度	81	30	72	7	1	0	45	11	247
平成 27 年度	131	36	98	9	0	1	30	6	311
平成 28 年度	152	36	115	6	0	0	37	4	350
平成 29 年度	146	41	89	8	1	0	21	3	309

5 - 7 水環境創造プラン

(1) 乙川サミット

年度	開催日	開催場所	内容（主なテーマ）
平成 25 年度	平成 25 年 10 月～11 月	伊賀川、乙川、鳥川	河川清掃
平成 26 年度	平成 26 年 9 月 7 日（日）	乙川	竹林伐採
平成 27 年度	平成 28 年 3 月 5 日（土）	岡崎市竜美丘会館	みんなで守ろう、明日の乙川流域圏
平成 28 年度	平成 28 年 10 月 23 日（日） 平成 28 年 11 月 2 日（水）	人間環境大学 岡崎市ぬかた会館	岡崎市の森林及び今後の水源涵養施策について
平成 29 年度	平成 30 年 3 月 16 日（金）	男川浄水場 岡崎市額田センター	施設見学、今後の乙川サミットについて

(2) 市民一斉水環境調査

年度	開催日	参加者数	調査地点数
平成 25 年度	平成 25 年 8 月 4 日（日）	39 人	42 地点
平成 26 年度	平成 26 年 8 月 3 日（日）	54 人	58 地点
平成 27 年度	平成 27 年 8 月 9 日（日）	64 人	45 地点
平成 28 年度	平成 28 年 8 月 7 日（日）	57 人	40 地点
平成 29 年度	平成 29 年 8 月 6 日（日）	52 人	45 地点

< 平成 29 年度調査結果 >

調査項目	全調査平均値 （5 点満点）
水 質	3.8
水 量	3.2
生態系	3.7
水 辺	3.4
平均	3.5

5 - 8 環境美化

(1) 不法投棄処理件数

年 度	件 数	処理量 (t)
平成 27 年度	322	23,400
平成 28 年度	229	22,400
平成 29 年度	302	19,900

不適正排出された、家電 4 品目及びパソコンの回収台数

年度	テレビ	エアコン	洗濯機	冷蔵庫	パソコン	計
平成 27 年度	67	0	11	30	4	112
平成 28 年度	44	1	7	18	4	74
平成 29 年度	41	0	5	26	1	73

(2) 土地等適正管理指導件数

年度	指導 件数	処理区分 (件)			未処理 (件)	処理率 (%)
		自己処理	業者紹介	計		
平成 27 年度	191	159	6	165	26	86.3
平成 28 年度	197	181	3	184	13	93.4
平成 29 年度	137	121	8	129	8	94.2

(3) 放置自動車処理件数

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	廃物認定	自主撤去	廃物認定	自主撤去	廃物認定	自主撤去	廃物認定	自主撤去	処理件数
市管理地	4	5	9	5	6	11	4	8	12
他機関管理地	0	0	0	3	0	3	0	0	0
民有地	5	2	7	4	1	5	1	5	6
合 計	9	7	16	12	7	19	5	13	18

(4) 環境美化推進事業実績 (平成 29 年度)

月	啓発活動・行事	場所及び活動内容
4 月	「NO!ポイ捨て」のぼり旗の設置	岡崎公園 (10 か所)
5 月 清掃月間	啓発横断幕及び懸垂幕設置	各支所等 (7 か所)
	職員キャンペーン胸章啓発	岡崎市職員胸章啓発キャンペーン
7 月	職員キャンペーン胸章啓発	岡崎市職員胸章啓発キャンペーン
8 月	岡崎市道路ボランティア清掃 (8 月 6 日)	参加者 5,125 人
	「NO!ポイ捨て」のぼり旗の設置	岡崎公園 (10 か所)
10 月 清掃月間	啓発横断幕及び懸垂幕設置	各支所等 (7 か所)
	職員キャンペーン胸章啓発	岡崎市職員胸章啓発キャンペーン
	川と海のクリーン大作戦 (10 月 22 日他)	雨天のため中止
	「NO!ポイ捨て」のぼり旗の設置	岡崎公園 (10 か所)

(5) 空き缶等のごみの散乱状況実態調査

平成 27 年度（平成 28 年 3 月 7 日（月）～ 3 月 14 日（月）の間）7 日間 単位（個）						
実施場所	空き缶	空き瓶	ペットボトル	その他	合計	日平均
鴨田町地内（184m区間） 県道岡崎環状線（6車線）	1	2	0	94	97	13
岩津町地内（205m区間） 東名高速道路側道（2車線）	0	1	1	89	91	13
大西 1・2 丁目地内（196m区間） 県道岡崎環状線（4車線）	0	2	2	46	50	7
渡町・東牧内町地内（192m区間） 県道岡崎刈谷線（2車線）	0	3	2	51	56	8
平成 28 年度（平成 29 年 3 月 7 日（火）～ 3 月 14 日（火）の間）7 日間 単位（個）						
実施場所	空き缶	空き瓶	ペットボトル	その他	合計	日平均
鴨田町地内（184m区間） 県道岡崎環状線（6車線）	0	2	1	150	153	22
岩津町地内（205m区間） 東名高速道路側道（2車線）	0	2	1	185	188	38
大西 1・2 丁目地内（196m区間） 県道岡崎環状線（4車線）	1	1	0	71	73	10
渡町・東牧内町地内（192m区間） 県道岡崎刈谷線（2車線）	0	1	0	147	148	21
平成 29 年度（平成 30 年 3 月 13 日（火）～ 3 月 20 日（火）の間）7 日間 単位（個）						
実施場所	空き缶	空き瓶	ペットボトル	その他	合計	日平均
鴨田町地内（184m区間） 県道岡崎環状線（6車線）	0	0	0	95	95	14
岩津町地内（205m区間） 東名高速道路側道（2車線）	0	1	1	36	38	5
大西 1・2 丁目地内（196m区間） 県道岡崎環状線（4車線）	0	0	0	55	55	8
渡町・東牧内町地内（192m区間） 県道岡崎刈谷線（2車線）	0	1	0	52	53	8

調査方法：調査対象場所を一旦すべて清掃し、1 週間後に同一場所での散乱個数を調査

(6) ボランティア清掃

統一実施日	清掃箇所	
	参加人数（人）	回収ごみ量（kg）
8 月 6 日	市内主要道路周辺	
	5,125	2,550
10 月 22 日	矢作川	
	雨天のため中止	

5 - 9 環境保全協定

現在までに締結している協定事業場は以下のとおり。

協定締結事業場一覧		
001	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 岡崎工場 (岡町)	061 富士ファイン株式会社 (日名西町)
002	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 岡崎東工場 (大幅町)	062 フタバ産業株式会社 岡崎工場 (橋目町)
003	愛知時計電機株式会社 岡崎工場 (岡町)	063 フタバ産業株式会社 高橋工場 (高橋町)
004	株式会社菱商店 岡崎工場 (大幅町)	064 フタバ産業株式会社 六ツ美工場 (在家町)
005	株式会社菱商店 額田工場 (牧平町)	065 豊和繊維工業株式会社 岡崎工場 (桑谷町)
006	株式会社イズミ機械 (岡町)	066 株式会社マキタ 岡崎工場 (合歓木町)
007	株式会社一心工業会 (細川町)	067 松岡コンクリート工業株式会社 愛知工場 (鍛冶町)
008	伊藤レーシングサービス株式会社 (富尾町)	068 マルサンアイ株式会社 本社工場 (仁木町)
009	宇部生コンクリート株式会社 岡崎工場 (欠町)	069 マルヤス工業株式会社 岡崎工場 (橋目町)
010	エイ・エス機工株式会社 岡崎工場 (羽栗町)	070 三河珪石株式会社 額田工場 (桜井寺町)
011	エラストック株式会社 (岡町)	071 水野産業株式会社 岡崎支店 (大樹寺1丁目)
012	株式会社エンチョー ジャンボエンチョー岡崎店 (大平町)	072 三井ミーハナイト・メタル株式会社 岡崎工場 (岡町)
013	大谷化成 (宮崎町)	073 三菱自動車工業株式会社 岡崎製作所 (橋目町)
014	太田油脂株式会社 (福岡町)	074 ユニチカ株式会社 岡崎事業所 (日名北町)
015	岡崎技研株式会社 (大樹寺1丁目)	075 リコーエレメックス株式会社 岡崎事業所 (井田町)
016	株式会社オチアイネクス (真福寺町)	076 株式会社レッドバロン (中金町)
017	有限会社河口商店 (井田西町)	077 イオンモール株式会社 イオンモール岡崎 (戸崎町)
018	株式会社川本製作所 岡崎工場 (橋目町)	078 株式会社セキソー 岡崎工場 (日名北町)
019	有限会社近藤開発 額田リサイクルセンター (富尾町)	079 株式会社セキソー 菱工場 (岡町)
020	近藤工業株式会社 額田工場 (桜井寺町)	080 アンデン株式会社 岡崎工場 (真福寺町)
021	株式会社サニックス 岡崎工場 (下青野町)	081 協同組合 岡崎石製品工場公園団地 (稲熊町)
022	三共コンクリート株式会社 岡崎工場 (岡町)	082 理化精機株式会社 榎山工場 (榎山町)
023	サン・ベルグラビアカントリー倶楽部株式会社 (鹿勝川町)	083 豊田バンモップス株式会社 (舞木町)
024	株式会社サンポー リサイクルセンター三河工場 (合歓木町)	084 株式会社岡崎ゴルフ倶楽部 岡崎カントリー倶楽部 (池金町)
025	株式会社三龍社 本社工場 (上六名町)	085 岡崎クラシック株式会社 ザ・トラディションゴルフ (岩中町)
026	株式会社ジェイテクト 岡崎工場 (市場町)	086 株式会社Nikkan 額田ゴルフ倶楽部 (南大須町)
027	株式会社ジェイテクト 花園工場 (真福寺町)	087 柴田興業株式会社 岡崎工場 (鉢地町)
028	柴田興業株式会社 額田工場 (雨山町)	088 株式会社高木化学研究所 本社工場、本社東工場 (大幅町)
029	スタンレー電気株式会社 岡崎製作所 (牧平町)	089 日清紡メカトロニクス株式会社 美合工機事業所 (美合町)
030	セントラルコンベヤー株式会社 額田工場 (桜形町)	090 株式会社井土商店 (大樹寺1丁目)
031	第一アスコン協同組合 岡崎工場 (下佐々木町)	091 株式会社大久保東海 滝事業所 (滝町)
032	株式会社高木運輸 岡崎営業所 (牧平町)	092 ニチモウ商事株式会社 本社事業場 (橋目町)
033	株式会社高木工業所 額田工場 (中伊西町)	093 加藤産業株式会社 (田口町)
034	株式会社高木製作所 岡崎工場 (牧平町)	094 岡崎通運株式会社 本社 (東大友町)
035	武田機工株式会社 額田工場 (桜井寺町)	095 岡崎通運株式会社 矢作営業主管営業所 (東大友町)
036	有限会社竹田鍍金工業所 (葵町)	096 岡崎通運株式会社 配送センター (橋目町)
037	株式会社中部資源 上佐々木工場 (上佐々木町)	097 岡崎通運株式会社 ムツミ・ロジネットセンター (上三ツ木町)
038	株式会社デンソー 額田テストセンター (切山町)	098 岡崎通運株式会社 額田倉庫 (榎山町)
039	株式会社トーアミ 愛知第一・第二工場 (牧平町)	099 コメジ・ソシオ株式会社 (桑原町)
040	株式会社トーアミ 愛知第三工場 (上衣文町)	100 株式会社東海機械製作所 (藤川町)
041	岡崎アスコン 東亜道路工業株式会社・大林道路株式会社共同企業体 (真福寺町)	101 合同会社ビークルフィールド (赤浜町)
042	東海光学株式会社 鴨田工場 (鴨田本町)	102 株式会社三栄シリカ (鉢地町)
043	東海光学株式会社 真福寺事業所 (真福寺町)	103 柴田興業株式会社 岡町リサイクルプラザ (岡町)
044	東海光学株式会社 本社工場 (恵田町)	104 合資会社三河公益社 (下青野町)
045	株式会社東陽 I D D センター (岡町)	105 藤田螺子工業株式会社 岡崎工場 (舞木町)
046	東レ株式会社 岡崎工場 (矢作町)	106 株式会社キャプテックス 岡崎工場 (舞木町)
047	東レ・モノフィラメント株式会社 本社工場 (昭和町)	107 オーキス・ジャパン株式会社 (大幅町)
048	豊興工業株式会社 (鉢地町)	108 株式会社ホンダカーズ愛知 岡崎PDIセンター (池金町)
049	豊田鉄工株式会社 額田工場 (中伊西町)	109 ホンダ部品販売株式会社 愛知南営業所 (池金町)
050	トヨタ部品愛知共販株式会社 額田センター (中伊西町)	110 紺野反毛 (丸山町)
051	株式会社トヨミ 額田工場 (榎山町)	111 ニプロ株式会社 岡崎工場 (日名北町)
052	豊臣機工株式会社 額田工場 (榎山町)	112 株式会社環境総合リサーチ (日名北町)
053	中川ヒューム管工業株式会社 岡崎工場 (美合町)	113 N T T ファシリティーズ株式会社 (大代町・雨山町)
054	名古屋鉄道株式会社 舞木検査場 (舞木町)	114 株式会社山鈴興業 山鈴リサイクルプラザ (丹坂町)
055	株式会社日環サービス 合歓木リサイクルセンター (合歓木町)	115 有限会社エリアサービス (下青野町)
056	日本エステル株式会社 岡崎工場 (日名北町)	116 株式会社エイ・ダブリュ・サービス 岡崎物流センター (池金町)
057	日本オート企画株式会社 (中金町)	117 株式会社企業処理サービス 中間処理場 (在家町)
058	日本タッパーウェア株式会社 岡崎製作所 (牧平町)	118 スリーボンドファインケミカル株式会社 岡崎工場 (上衣文町)
059	株式会社丹羽鉄工所 額田工場 (中伊町)	119 岡崎舗材株式会社 (岡町)
060	株式会社F U I 岡崎工場 (恵田町)	120 アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 岡崎池金工場 (池金町)
		121 アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 岡崎牧平工場 (牧平町)



H30.3.31現在
121事業場

6 岡崎市の温室効果ガス排出状況

6 - 1 市域からの温室効果ガスの排出状況

岡崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)により、市域から排出される温室効果ガスを2013年度比で2030年度までに28%削減することを目標としています。

単位:千t-CO₂

部門		2013年 (基準)	2014年	2030年 (目標)
CO ₂	産業	937	926	788
	民生(家庭)	600	598	586
	民生(業務)	570	551	577
	運輸	596	602	526
	廃棄物	62	73	59
CO ₂ 以外	その他ガス	32	32	32
	新エネルギー	-	-	-564
	森林吸収	-	-	-26
合計		2,797	2,782	1,978

6 - 2 市役所事務事業からの温室効果ガスの排出状況

岡崎市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)により、今期計画最終年度(2020年)に基準年度比で6%削減することを目標としています。

(焼却施設を除く施設)

単位: t-CO₂

	2014年 (基準)	2016年	2017年	2020年 (目標)
燃料の使用	11,558	11,103	11,140	10,865
電気の使用	38,272	35,309	33,874	35,976
その他のガス	724	683	705	681
合計	50,555	47,095	45,719	47,522
基準年比	—	▲7.3%	▲10.6%	▲6.0%

(焼却施設)

単位: t-CO₂

	2014年 (基準)	2016年	2017年	2020年 (目標)
燃料の使用	19,363	18,749	18,046	18,201
電気の使用	1,559	1,785	1,973	1,465
廃棄物の焼却	68,409	67,483	93,107	64,304
合計	89,332	88,017	113,125	83,972
基準年比	—	▲1.5%	21%	▲6.0%

電力の排出係数は、各年度の中部電力の実排出係数です。

その他、エネルギー別の排出係数は最新の排出係数です。

7 環境基準など

7 - 1 大気関係

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)
(最終改正 平成8環告74)

物 質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法、ベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法又は電量法、紫外線吸収法、エチレンを用いる化学発光法
評価方法	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価すること。

(2) 有害大気汚染に係る環境基準

(平成9年2月4日 環境庁告示第4号)
(最終改正 平成13年4月20日 環境省告示第30号)

物 質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			
評価方法	年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。			

(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

(平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号)

物 質	微小粒子状物質
環境上の条件	1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
測定方法	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り出される粒子をいう。

7 - 2 水質関係

(1) 河川等（公共用水域）に関する基準

（昭和46年12月28日 環境庁告示 第59号）

（最終改正 平28環告37）

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質（SS）	溶存酸素（DO）	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 A類型以下	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN/100ml以下
A	水道2級 水産1級・水浴 B類型以下	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml以下
B	水道3級 水産2級 C類型以下	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN/100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 D類型以下	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 E類型以下	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/ℓ 以上	-
備考 1 基準値は、日間平均値とする。（湖沼・海域もこれに準ずる） 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素5mg/ℓ以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）						

（注）1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.0006mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値 (mg/l)
カドミウム	0.003
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01
六価クロム	0.05
砒素	0.01
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
ふっ素	0.8
ぼう素	1
1,4 - ジオキサン	0.05

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

市内の環境基準の類型指定状況（河川）

水域	該当 類型	備考
矢作川下流（明治用水頭首工から下流）	B	昭和45年9月1日閣議決定
乙川上流（岡崎市取水口より上流）	A	
乙川下流（岡崎市取水口より下流）	B (C)	平成12年3月31日愛知県告示 (昭和45年9月1日閣議決定)
巴川（全域）	A	昭和45年9月1日閣議決定
鹿乗川（全域）	C	昭和50年3月31日愛知県告示
男川（全域）	A	平成8年3月29日愛知県告示
雨山川及び乙女川下流（雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川）	A	

水域	該当類型	備考
矢作川（ア）（矢作ダムより上流）	生物A	平成21年3月27日愛知県告示
矢作川（イ）（矢作ダムより下流）	生物B	
巴川（全域）	生物B	
乙川（ア）（乙川天神橋より上流）	生物A	
乙川（イ）（乙川天神橋より下流）	生物B	
鹿乗川（全域）	生物B	
男川（全域）	生物B	
雨山川及び乙女川下流（雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川）	生物B	

(2) 水質汚濁に係る要監視項目及び指針値

人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値（公共用水域）

（平成5年4月28日環水規第121号 環境庁水質保全局長通知）
 （最終改正 平成21年11月30日付け環水大発第091130004号
 ・環水大土発第091130005号環境省水・大気環境局長通知）

項 目	指針値 (mg/l)
クロロホルム	0.06
トランス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04
1,2 - ジクロロプロパン	0.06
p - ジクロロベンゼン	0.2
イソキサチオン	0.008
ダイアジノン	0.005
フェントロチオン (MEP)	0.003
イソプロチオラン	0.04
オキシ銅 (有機銅)	0.04
クロロタロニル (TPN)	0.05
プロピザミド	0.008
EPN	0.006
ジクロルボス (DDVP)	0.008
フェノブカルブ (BPMC)	0.03
イプロベンホス (IBP)	0.008
クロルニトロフェン	-
トルエン	0.6
キシレン	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06
ニッケル	-
モリブデン	0.07
アンチモン	0.02
塩化ビニルモノマー	0.002
エピクロロヒドリン	0.0004
全マンガン	0.2
ウラン	0.002

水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値（河川）

（平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号・環水管
 発第 031105001 号環境省環境管理局水環境部長通知）
 （最終改正 平成 25 年 3 月 27 日付け環水大発第 1303272 号
 環境省水・大気環境局通知）

項 目	類 型	指針値 (mg/ℓ)
クロロホルム	生物 A	0.7
	生物特 A	0.006
	生物 B	3
	生物特 B	3
フェノール	生物 A	0.05
	生物特 A	0.01
	生物 B	0.08
	生物特 B	0.01
ホルムアルデヒド	生物 A	1
	生物特 A	1
	生物 B	1
	生物特 B	1
4 - t - オクチルフ エノール	生物 A	0.001
	生物特 A	0.0007
	生物 B	0.004
	生物特 B	0.003
アニリン	生物 A	0.02
	生物特 A	0.02
	生物 B	0.02
	生物特 B	0.02
2,4 - ジクロロフ エノール	生物 A	0.03
	生物特 A	0.003
	生物 B	0.03
	生物特 B	0.02

(3) 特定事業場の排水基準（排水基準を定める総理府令による）

（昭和46年6月21日 総理府令 第35号）
（最改正 平27環令33）

有害物質

項 目		基準値 (mg/l)	備 考
カドミウム及びその化合物		0.03	1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
シアン化合物		1	
有機燐化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）		1	
鉛及びその化合物		0.1	
六価クロム化合物		0.5	
砒素及びその化合物		0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005	
アルキル水銀化合物		検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル		0.003	
トリクロロエチレン		0.1	
テトラクロロエチレン		0.1	
ジクロロメタン		0.2	
四塩化炭素		0.02	
1,2 - ジクロロエタン		0.04	
1,1 - ジクロロエチレン		1	
シス- 1,2, - ジクロロエチレン		0.4	
1,1,1 - トリクロロエタン		3	
1,1,2 - トリクロロエタン		0.06	
1,3 - ジクロロプロペン		0.02	
チウラム		0.06	
シマジン		0.03	
チオベンカルブ		0.2	
ベンゼン		0.1	
セレン及びその化合物		0.1	
ほう素及びその化合物	（海域以外）	10	
	（海域）	230	
ふっ素及びその化合物	（海域以外）	8	
	（海域）	15	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		（注）100	
1,4 - ジオキサン		0.5	

（注）アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

一般項目

項 目	許容限度 (mg/l)	備 考
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 ~ 8.6 以下	1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120)	
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120)	2 この表に掲げる排水基準は、1 日当たり平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
浮遊物質 (SS)	200 (日間平均 150)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5	3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30	
フェノール類含有量	5	
銅含有量	3	
亜鉛含有量	2	4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
溶解性鉄含有量	10	
溶解性マンガン含有量	10	
クロム含有量	2	
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³	5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
窒素含有量	120 (日間平均 60)	
炭含有量	16 (日間平均 8)	
		6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
		7 炭含有量についての排水基準は、炭が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらす恐れがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

(4) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針

水濁指針値

(平成29年3月9日環水大土発第1703091 環境省水・大気環境局長通知)

農 薬 名	水濁指針値 (mg/l)
(殺虫剤)	
イソキサチオン	0.08
クロルピリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロロホン (D E P)	0.05
フェニトロチオン (M E P)	0.03
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	(イミノクタジンとして) 0.06
キャブタン	3
クロロタロニル (T P N)	0.4
シプロコナゾール	0.3
チウラム (チラム)	0.2
チオファネートメチル	3
テトラコナゾール	0.1
トルクロホスメチル	2
パリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0.2
ホセチル	23
(除草剤)	
シクロスルフアムロン	0.8
シマジン (C A T)	0.03
トリクロピル	0.06
ナプロパミド	0.3
フラザスルフロン	0.3
M C P A イソプロピルアミン塩及び M C P A ナトリウム塩	0.051 (MCPA として)

注1：表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI} (\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3 (\text{kg}) \times 0.1 (\text{ADI の 10\% 配分}) / 2 (\text{L/人/日}) \} \times 10$$

注2：表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値の10倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ (http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html) に掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。

水濁指針値

水産基準値が設定されている農薬について、その値の10倍値を水産指針値とする。

なお、水濁基準値及び水産基準値については、以下の環境省のホームページに掲載しているので、随時確認すること。

(水産基準値) <http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>

7 - 3 地下水関係

(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日 環境庁告示第10号)

(最終改正 平成26環告127)

項 目	基準値 (mg/ℓ)
カドミウム	0.003
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01
六価クロム	0.05
砒素	0.01
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.1
1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
1,3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
ふっ素	0.8
ほう素	1
1,4-ジオキサン	0.05

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。
 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体とトランス体の濃度の和とする。

(2) 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値(地下水)

(平成5年3月8日環水管21号 環境庁水質保全局長通知)

(最終改正 平成21年11月30日付け環境省水・大気環境局長通知)

項 目	指針値 (mg/l)
クロロホルム	0.06
1,2-ジクロロプロパン	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.2
イソキサチオン	0.008
ダイアジノン	0.005
フェニトロチオン(MEP)	0.003
イソプロチオラン	0.04
オキシ銅(有機銅)	0.04
クロロタロニル(TPN)	0.05
プロピザミド	0.008
EPN	0.006
ジクロロボス(DDVP)	0.008
フェノブカルブ(BPMC)	0.03
イプロベンホス(IBP)	0.008
クロルニトロフェン(CNP)	-
トルエン	0.6
キシレン	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06
ニッケル	-
モリブデン	0.07
アンチモン	0.02
エピクロロヒドリン	0.0004
全マンガン	0.2
ウラン	0.002

7 - 4 土壌汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)

(最終改正 平成28 環告30)

項 目	環境上の条件	項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	1,2 - ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg 以下であること。
		1,1 - ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	シス - 1,2 - ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg 以下であること。
有機リン	検液中に検出されないこと。	1,1,1 - トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg 以下であること。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg 以下であること。	1,1,2 - トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg 以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg 以下であること。	トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg 以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg 未満であること。	テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg 以下であること。
		1,3 - ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg 以下であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	チウラム	検液1ℓにつき0.006mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	シマジン	検液1ℓにつき0.003mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg 以下であること。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg 未満であること。	ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg 以下であること。
		セレン	検液1ℓにつき0.01mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg 以下であること。	ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg 以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg 以下であること。	ほう素	検液1ℓにつき1mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1ℓにつき0.002mg 以下であること。	1,4 - ジオキサン	検液1ℓにつき0.05mg 以下であること。

備考 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

2 「検液中に検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

3 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

7 - 5 ダイオキシン類に係る基準

(1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)
(最終改正 平成 21 年 3 月 31 日 環境省告示第 11 号)

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

- 備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法 (この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。) により測定した値 (以下「簡易測定値」という。) に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ / g 以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ / g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準 (排出ガス)

番号	施設名		新設施設 (ng-TEQ/m ³ N)	既設施設 (ng-TEQ/m ³ N)
1	焼結鉄製造用焼結炉		0.1	1
2	製鋼用電気炉		0.5	5
3	亜鉛回収施設		1	10
4	アルミニウム合金製造施設		1	5
5	廃棄物 焼却炉	焼却能力 4 t / h 以上	0.1	1
		” 2 t / h 以上 4 t / h 未満	1	5
		” 2 t / h 未満	5	10

注1 法の施行の際、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設について、平成 13 年 1 月 15 日からは新設の排出基準が適用される。

注2 既設施設とは、平成 12 年 1 月 14 日以前に既に設置された又は工事に着手されていた施設をいう。

(3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排水）

番号	施設名	基準 (pg-TEQ/l)
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレン製造用の洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造用の廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造用の廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る）用焼成炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造施設（塩化ニトロシルを使用するものに限る）用の硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用の水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用のろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用のろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレット製造用のニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又は合金製造用の溶解炉又は乾燥炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄装置、湿式集じん装置	
13	亜鉛回収（製鋼用電気炉から発生するばいじんであって、集じん機で集められたものからの亜鉛の回収に限る）用の精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る）からの金属回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る）によるものに限る）用のろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって污水等を排出するもの	
16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設、分離施設	
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令方法で定める方法に限る）用のプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	第1号から第17号及び第19号に掲げる施設からの污水等を処理する下水道終末処理施設	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場廃水の共同処理施設	

(4) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準（ばいじん・燃え殻）

廃棄物の種類	新設施設の処理基準 (ng-TEQ/g)	既設施設の処理基準 (ng-TEQ/g)
ばいじん・燃え殻	3	3（注5）

注1 ばいじんとは、焼却炉の集じん装置により集められたダストをいう。

注2 燃え殻とは、焼却炉中の灰分など、焼却炉の炉底等から排出される残さをいう。

注3 処理基準とは、埋立処分等を行う際に適用される基準をいう。（含有量）ばいじん、燃え殻の埋立処分等を行う場合には、この基準以下となるように処理しなければならない。

注4 新設施設とは、平成12年1月15日以降に新たに設置（着工）された施設をいう。

既設施設とは、平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手していた施設をいう。

注5 既設施設のばいじん、燃え殻については、平成14年12月1日以降においても、次のいずれかの方法で処分した場合、処理基準は適用されない。

重金属が溶出しないうセメント固化した場合

重金属が溶出しないう薬剤処理した場合

酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないう処理した等の場合

(5) ダイオキシン類に関する最終処分場の維持管理基準

最終処分場の周縁の地下水の水質検査を1年に1回以上実施し、その結果、水質の悪化が認められた場合には必要な措置を講ずること。

浸出水処理設備の維持管理は、放流水の水質が10 pg-TEQ/lに適合するよう維持管理するとともに、放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上実施すること。

7 - 6 騒音・振動関係

(1) 騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月 環境庁告示第 64 号)

(平成 24 年 3 月 岡崎市告示第 139 号)

類型	該 当 地 域	基 準 値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第 1 種低層住居専用地域	55 dB 以下	45 dB 以下	2 車線以上の車線を有する 道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
	第 2 種低層住居専用地域					
	第 1 種中高層住居専用地域					
	第 2 種中高層住居専用地域					
	田園住居地域					
B	第 1 種住居地域	60 dB 以下	50 dB 以下	2 車線以上の車線を有する 道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
	第 2 種住居地域					
	準住居地域					
	都市計画区域で用途地域の 定められていない地域					
C	近隣商業地域	60 dB 以下	50 dB 以下	車線を有する道路に 面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
	商業地域					
	準工業地域					
	工業地域					
A A	-	昼 間		夜 間		
		50 dB 以下		40 dB 以下		
備考	1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌朝午前 6 時までの間とする。					
	2 A Aをあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。					
	3 Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。					
	4 Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。					
	5 Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される地域とする。					
	6 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。					
	7 本環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。					

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず、次の表による。

区分	昼 間	夜 間
	70 dB 以下	65 dB 以下
備考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間 45dB 以下、夜間 40dB 以下)によることができる。	

(2) 騒音規制法に基づく要請限度

(平成15年3月 岡崎市告示 第75号)

区 域 の 区 分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌午前6時まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
備考 a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。 1 a区域：専ら住居の用に供される区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域 2 b区域：主として住居の用に供される区域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域 3 c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域			

「幹線交通を担う道路に近接する区域」については、上表にかかわらず、次の表による。

昼 間	夜 間
75 dB	70 dB

(3) 振動規制法に基づく要請限度

(平成15年3月 岡崎市告示 第76号)

区 域 の 区 分		昼 間	夜 間
		午前7時から 午後8時まで	午後8時から 翌午前7時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	65 dB	60 dB
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70 dB	65 dB

(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和52年4月 愛知県告示第484号)

地域の類型		
基準値	70dB 以下	75dB 以下
当該地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域・第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
	東海道新幹線の線路の中心線から左右両側にそれぞれ400mまでの地域(鉄けた橋りょう及び坂の坂トンネルは除く)ただし、東海道新幹線敷地、河川敷及び工業専用地域を除く。	
備 考	本環境基準は午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。 をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。	

(5) 新幹線鉄道振動指針値

(昭和51.3.12 環大特32)

全区域	70 dB
-----	-------

(6) 特定施設又は発生施設を設置する工場・事業場に係る規制基準

(騒音：平成15年3月 岡崎市告示 第75号)
 (最終改正 平成27年10月 岡崎市告示 第351号)
 (振動：平成15年3月 岡崎市告示 第76号)
 (最終改正 平成27年10月 岡崎市告示 第352号)
 (平成15年 愛知県規則 第87号)
 (最終改正 平成27年5月 愛知県規則 第40号)

区 分	騒音 (dB)			振動 (dB)	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
	午前8時 ～ 午後7時	午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	午後10時 ～ 翌午前6時	午前7時 ～ 午後8時	午後8時 ～ 翌午前7時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住宅専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層専用住居地域 田園住居地域	45	40	40	60	55
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50	45	40	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50	65	60
都市計画区域で用途地域の 定められていない地域	60	55	50	65	60
工業地域	70	65	60	70	65
工業専用地域	75	75	70	75	70

- (注) 1 特定施設とは、騒音規制法又は振動規制法に基づく特定施設をいい、発生施設とは、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく発生施設をいう。
- 2 規制基準は、敷地境界での値である。
- 3 騒音規制法は、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・田園住居地域を第1種区域、第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域を第2種区域、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・都市計画用途地域の定められていない地域を第3種区域、工業地域を第4種区域としている。
- 4 振動規制法は、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・田園住居地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域を第1種区域、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・都市計画用途地域の定められていない地域・工業地域を第2種区域としている。
- 5 騒音関係では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域、都市計画区域以外の地域について、振動関係では、工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの範囲内の基準は、表の値から5dB減じた値とする。
- 6 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域に接する工場地域及び工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は、表の値から5dB減じた値とする。
- 7 騒音特定・発生施設又は振動特定・発生施設を設置する工場等、相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等、騒音の規制を受ける作業を行う事業場、飲食店営業等の騒音の規制を受ける事業場に適用される基準値を示す。（ただし、飲食店営業等については夜間のみ適用される）

(7) 特定建設作業に係る規制基準

(騒音：平成15年3月 岡崎市告示 第75号)
 (最終改正 平成27年10月 岡崎市告示 第351号)
 (振動：平成15年3月 岡崎市告示 第76号)
 (最終改正 平成27年10月 岡崎市告示 第352号)

	騒音関係	騒音 規制法	条例	振動関係	振動 規制法	条例
		種類の番号			種類の番号	
特定建設作業	くい打機等を使用する作業			くい打機等を使用する作業		
	びょう打機を使用する作業			鋼球を使用して建築物等を破壊する作業		
	さく岩機を使用する作業			舗装版破砕機を使用する作業		
	空気圧縮機を使用する作業			ブレーカーを使用する作業		
	コンクリートプラント等を設けて行う作業					
	バックホウ(原動機の定格出力80kw以上)を使用する作業					
	トラクターショベル(原動機の定格出力70kw以上)を使用する作業					
	ブルドーザー(原動機の定格出力40kw以上)を使用する作業					
	鉄筋コンクリート造り等の建造物を解体・破壊する作業					
	コンクリートミキサーを用いる作業					
	コンクリートカッターを使用する作業					
	ブルドーザー等を用いる作業					
	ロードローラー等を用いる作業					

- (注) 1 騒音規制法の種類の番号、及び については、当該作業に使用する機械が、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものである場合は、規制対象から除外する。
- 2 くい打機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・パイプロハンマ等があり、人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。また圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。
- 3 びょう打機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。ただし、インパクトレンチ等は、対象外である。
- 4 さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストッパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレーカー・コールピックハンマ等がある。

規制の種類別	地域の区分	騒音	振動
基準値		85 dB	75 dB
作業時間		午後7時～午前7時の時間内でないこと	
		午後10時～午前6時の時間内でないこと	
* 1日当たりの作業時間		10時間を超えないこと	
		14時間を超えないこと	
作業期間		連続6日を超えないこと	
作業日		日曜日その他の休日でないこと	

- (注) 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
- 2 基準値を超えている場合、騒音及び敷地の防止の改善のみならず、1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
- 3 地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域での定めのない地域及び都市計画区域以外の地域
- イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
- 地域：工業地域(地域のイの区域を除く。)
- 地域：工業専用地域(地域のイの区域を除く)

(8) 拡声機騒音の規制

拡声機騒音（航空機からのものを除く）の規制（県民の生活環境の保全等に関する条例第48条第1・3項）

学校等の施設の敷地周囲 50mでは、商業宣伝を目的としての拡声機の使用は禁止。ただし、拡声機を屋内において使用する場合(屋内から屋外へ向けて使用する場合を除く)であって周辺の生活環境をそこなうおそれのないときは除く。

商業宣伝及びその他の目的で拡声機を使用する場合は、音量の基準使用方法を遵守しなければならない。ただし、次の場合は除く。

災害時の広報、その他公共のための使用

選挙運動のための使用

祭礼、盆踊り、運動会等の行事に伴う使用、政治団体による政見発表、労働争議、集団威嚇運動等のための使用及び集団の誘導のための使用等の商業宣伝以外の目的のための一時使用

時間の区分	9時～19時 (日・祭日は9時30分)	左記以外	使用方法
第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	50 dB	使用禁止	1回の使用は10分以内、次の使用まで10分以上休む 2回以上の拡声機使用時は50m以上離す
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55 dB		
近隣商業地域 商業地域・準工業地域	70 dB		
工業地域	75 dB		
市街化調整区域	65 dB		

(注) 1 学校等とは、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園をいう。

2 商業宣伝には、営業内容の放送に限らず音楽等により営業の場所を明らかにする等結果的に客を誘引する放送等も含まれる。

航空機からの拡声機騒音の規制（県民の生活環境の保全等に関する条例第48条第2項）

何人も、航空機から機外に向けて、商業宣伝を目的としての拡声機の使用をしてはならない。ただし、航空機の使用時間、音量等について規則で定める事項を遵守して使用する場合はこの限りでない。

規制対象	商業宣伝を目的とするものに限る。
使用禁止時間	17時～翌日の9時（日・祭日は9時30分）
音量基準	原則として地上で1旋回平均65dB
飛行高度	約400m
使用方法	・同一地域の上空では2旋回まで ・他地域への移行時は20秒以上停止 ・1回使用ごとに5秒以上休止 ・下記の施設の上空では使用禁止（地上で60dB以下の場合は除く。） 学校、保育所、病院・診療所 (患者の入院施設を有するもの) 図書館、特別養護老人ホーム

(9) 深夜営業騒音の規制

騒音の規制基準の遵守（県民の生活環境の保全等に関する条例第49条）

午後10時から翌日の午前6時までの間、営業所の敷地境界において次に掲げる規制基準を超える騒音を発生させてはならない。

対象業種	○飲食店 ○喫茶店 ○ガソリンスタンド ○液化石油ガススタンド ○ボーリング場 ○パッティングセンター ○ゴルフ練習場 ○遊泳場 ○アイススケート場 ○テニス場 ○カラオケボックス
規制基準	特定施設又は発生施設を設置する工場・事業場に係る規制基準参照（夜間のみ適用）

音響機器の使用制限（県民の生活環境の保全等に関する条例第50条）

深夜における騒音の防止を図る必要がある区域において、午後11時から翌日の午前6時までの間、次に掲げるとおり音響機器を使用してはならない。

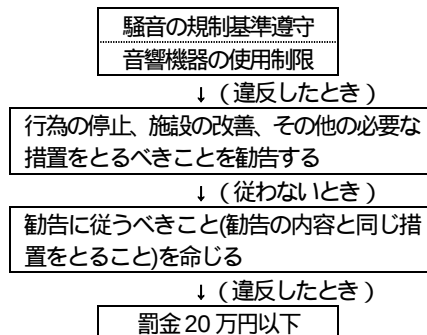
対象業種	飲食店・喫茶店
区域区分	第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・田園住居地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域
音響機器	・カラオケ装置（伴奏音楽等を収録した磁気テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置） ・音響再生装置（録音テープ、録音盤等の再生に係る機器等） ・楽器 ・拡声装置・有線ラジオ放送受信装置
使用禁止時間	午後11時～翌日午前6時

なお、営業所内の音響機器から発する音が外部に漏れない場合、この制限を受けない。

利用者の義務（県民の生活環境の保全等に関する条例第51条）

飲食店営業等の利用者は、その利用に伴い、発生する騒音により、周辺の生活環境を損なうような行為をしてはならない。

罰則など（県民の生活環境の保全等に関する条例第100条第1項第2項、第112条第4項）



(10) 作業に伴う騒音・振動の規制

○ 騒音の規制（県民の生活環境の保全等に関する条例第52条）

対象作業	○板金、製かん ○鉄骨・橋梁の組立(建設の現場作業を除く) ○金属材料の引抜き ○鍛造 ○電気・ガス溶接、金属切断 ○電動・空気動力工具を使用する金属研摩、切削、びょう打ち ○音響発生機器(楽器を含む)の組立て、試験、調整 ○内燃機関の試験、調整 ○工業用ミシンの使用 ○木材切削等の加工 ○重量物(原木、原紙、鉄材等)の積み込み、積み出し ○貨物の搬入、搬出 ○建設用重機械の使用(建設の現場作業を除く)
規制基準	特定施設又は発生施設を設置する工場・事業場に係る規制基準参照

7 - 7 悪臭防止法に基づく規制基準

(平成23年3月 岡崎市告示第102号)

規制地域の区分	第1種地域(赤)	第2種地域(黄)	第3種地域(緑)
工場・事業場の敷地境界(1号基準)	12	15	18
気 体 排 出 口(2号基準)	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出		
排 出 水(3号基準)	28	31	34

敷地境界外の着地点において1号基準以下になるために、気体排出口において満たさなければならない値

用途地域との関係

第1種地域(赤)	第2種地域(黄)	第3種地域(緑)
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域	工業専用地域 市街化調整区域 都市計画区域外

7 - 8 岡崎市生活環境保全条例に基づく指導上の基準関係

(平成 18 年 3 月岡崎市条例第 19 号、平成 18 年 6 月岡崎市規則第 56 号)

(最終改正 平成 24 年 3 月岡崎市条例第 22 号、平成 27 年 10 月岡崎市規則第 53 号)

(1) 大気汚染の防止に関する指導上の基準

ア ばい煙発生施設の K 値による許容限度

$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$ により算出した値

q : ばい煙発生施設のばい煙発生量 (Nm³/H)

K : 7.59

H_e : 補正された排出口の高さ(m)

$$H_e = H_0 + 0.65 \times (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \times (Q \times V)^{1/2}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times (2.30 \log J + 1/J - 1)$$

$$J = \frac{1}{(Q \times V)^2} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

H₀ : 排出口の実高さ(m)

Q : 15 における排出ガス量(m³/s)

V : 排出ガスの排出速度(m/s)

T : 排出ガスの温度(K)

イ ばい煙発生施設のばい煙の許容限度

0.1g/Nm³

排出基準が 0.1g/Nm³ 未満と定められている施設を除く。

ウ ばい煙発生施設で使用する重油その他の石油系の燃料の硫黄含有率の許容限度

1 %

排煙脱硫装置が設置されているばい煙発生施設の場合は、当該排煙脱硫装置の捕集効率に応じたものとする。

(2) 水質汚濁の防止に関する指導上の基準

有害物質の種類		許容限度 (mg/ℓ)
カドミウム及びその化合物		0.015
シアン化合物		0.5
有機リン化合物		0.5
鉛及びその化合物		0.05
六価クロム化合物		0.2
砒素及びその化合物		0.05
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005
ポリ塩化ビフェニル		0.0015
ジクロロメタン		0.1
四塩化炭素		0.01
1,2 - ジクロロエタン		0.02
1,1 - ジクロロエチレン		0.5
シス - 1,2 - ジクロロエチレン		0.2
1,1,1 - トリクロロエタン		1.5
1,1,2 - トリクロロエタン		0.03
トリクロロエチレン		0.15
テトラクロロエチレン		0.05
1,3 - ジクロロプロペン		0.01
チウラム		0.03
シマジン		0.015
チオベンカルブ		0.1
ベンゼン		0.05
セレン及びその化合物		0.05
ふっ素及びその化合物		1
1,4 - ジオキサン		0.25
生活環境項目		許容限度 (mg/ℓ)
水素イオン濃度 (pH)		5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)		25 (日間平均 20)
化学的酸素要求量 (COD)		25 (日間平均 20)
浮遊物質 (SS)		30 (日間平均 20)
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類含有量	2
	動植物油脂類含有量	10
フェノール類含有量		0.5
銅含有量		1
亜鉛含有量		3
溶解性鉄含有量		5
溶解性マンガン含有量		3
クロム含有量		1
大腸菌群数		500 個/cm ³
透視度		20 度

生活環境項目については、排水量 20m³/日 未満の特定事業場除く。

(3) 騒音及び振動の防止に関する指導上の基準

区 分	騒音 (dB)			振動 (dB)	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
	午前8時30分 ～ 午後5時	午前7時～午前8時30分 午後5時～午後8時	午後8時 ～ 翌午前7時	午前8時 ～ 午後7時	午後7時 ～ 翌午前8時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住宅専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層専用住居地域 田園住居地域	45	40	40	60	55
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50	45	40	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50	65	60
都市計画区域で用途地域の 定められていない地域	60	55	50	65	60
工業地域	70	65	60	70	65
工業専用地域	75	75	70	75	70

(注) 1 規制基準は、敷地境界での値である。

2 騒音関係では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域、都市計画区域以外の地域について、振動関係では、工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの範囲内の基準は、表の値から5dB減じた値とする。

3 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層専用住居地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域に接する工場等及び工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は、表の値から5dB減じた値とする。

4 騒音特定・発生施設又は振動特定・発生施設を設置する工場等、相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等、騒音の規制を受ける作業を行う事業場、飲食店営業等の騒音の規制を受ける事業場に適用される基準値を示す。（ただし、飲食店営業等については夜間のみ適用される。）

8 用語解説

(総合)

アメニティ (Amenity)

通常、「快適さ」あるいは「感じのよさ」と訳され、私たちの生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚をいいます。

I S O 14001

I S O (International Organization for Standardization) は、スイスのジュネーブに本部を置く国際標準化機構のことを言い、1947 年(昭和 22 年)に設立されました。電気関係を除く標準化のための非政府組織で、世界 135 か国が加盟しています。

I S O 14000 シリーズは、I S O が作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格です。このうち、I S O 14001 は、組織が環境マネジメントシステムを構築していることを表明する場合に用いられる規格で、審査登録機関の審査により規格に適合していると判断された場合に認証取得できます。

上乘せ基準

大気汚染防止法又は水質汚濁防止法で定める排出基準(排水基準)にかえて適用される排出基準(排水基準)のことで、都道府県が条例で定めることとされており、同基準は、法の定める基準によっては当該都道府県の自然的社会的条件から判断して、人の健康を保護し、または生活環境を保全する上で十分でない認められる場合に、法の基準で定める許容限度よりも厳しい許容限度を定めるものです。

外来生物

もともとその地域にいなかったのに人間の活動によって外国から入ってきた生物のことを指します。

外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)では、生態系などに被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されています。

環境アセスメント(環境影響評価)

開発事業に伴う公害や自然破壊を未然に防止するため、あらかじめ事業者が、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果に対する地域住民等の意見を聴いて、地域の環境保全に十分な配慮を行うことを環境アセスメントあるいは、環境影響評価といいます。

環境基準

環境基本法で、「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定める」としており、この基準が環境基準と呼ばれています。

ダイオキシン類対策特別措置法において、「政府は、大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定める」としています。

環境教育・環境学習

環境汚染や自然保護を始め、食料・石油・鉱物などの資源、電気・熱などのエネルギーのほか、ごみ・廃棄物(処理)、リサイクル、人口、動植物、空気、水、土、光、音、公害、美化、開発、健康、歴史、文化など多岐にわたり持続可能な社会実現のための認識を深め、体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、行動することまでの幅広い知識、経験を教育・学習することをいいます。

「環境教育」という用語は、1948 年の国際自然保護連合(IUCN)の設立総会で最初に用いられたと言われている。また、環境ケアに向けての行動は、上から押し付けられるものではなく、学習者自らのアクション・リサーチにより達成されとの考えから、「環境教育」ではなく「環境学習」という用語も近年多用されています。

環境ホルモン

環境省は「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を「外因性内分泌攪乱化学物質(いわゆる「環境ホルモン」)」と定義しています。

環境ホルモンによる環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、それが生物生存の基本的条件に関わるものであり、世代を越えて深刻な影響をもたらす恐れがあることから、環境保全上の重要課題となっています。

現在、ダイオキシン類、ポリ塩化ビフェニル、ビスフェノール A、フタル酸エステル、トリブチルスズなど約 70 種類が内分泌攪乱作用を有するものとして疑われています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、まず、その必要性を十分に考慮したうえで、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入することをいいます。

公害

環境基本法で公害とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にあたる、大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く）、悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されています。

この7公害は通常「典型7公害」と呼ばれ、公害行政として取り組むべき公害の範囲とされています。

こどもエコクラブ

子どもたちが地域において主体的に環境学習及び環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が平成7年6月から募集し、発足したクラブです。各クラブは、幼児から高校生までの2人以上のメンバーで構成され、大人（保護者等）が、サポーターとして助言、連絡に当たっています。

総量規制

一定の地域内で排出される汚染物質の総量を、当該地域の環境の自浄能力又は環境基準に照らして算出される環境容量内に抑えようとする規制方式をいいます。

従来の濃度規制は、汚染物質の排出量に関係なく、その濃度だけを規制していたため、排水（ガス）の希釈や工場等の増設によって汚染物質の排出量が増加し、環境基準の達成、維持が困難となっているものがあります。

このため、環境基準の達成、維持を目的として、汚染物質の排出量を地域の総量で規制する総量規制方式の導入が必要となり、現在、大気汚染防止法では硫酸酸化物について、水質汚濁防止法ではCOD（化学的酸素要求量）、窒素含有量及びりん含有量について、それぞれ特定の地域において総量規制を実施しています。

ダイオキシン類

ダイオキシン類特別措置法において、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をダイオキシン類と定義しており、物の燃焼等の過程で非意図的に生成します。

塩素原子の位置により、PCDDには75種類、PCDFには135種類、Co-PCBには10数種類の異性体が存在し、その有害性はこれらの異性体の中で最強の毒性を有する2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾパラジオキシン（2,3,7,8 - TCDD）の毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性を毒性等価係数（TEF）で示し、これを用いてダイオキシン類としての有害性を2,3,7,8 - TCDDの当量（TEQ）で表現することが通例です。

ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっています。

地球環境問題

被害、影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題及び先進国を含めた国際的な取組が必要とされる開発途上国における環境問題をいい、具体的には地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、野生生物の種の減少、砂漠化、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の環境問題などがあります。

地球温暖化

大気中に存在する二酸化炭素などの気体は、太陽からの日射をほぼ完全に透過させる一方、地表から放射される熱（赤外線）を吸収し、地表を暖める働きを持っています。この働きは、ちょうど温室のガラスに似ていることから「温室効果」と呼ばれています。また、温室効果を持つ気体は「温室効果ガス」と呼ばれ、二酸化炭素のほかにメタン、亜酸化窒素、対流圏オゾン、水蒸気、フロンなどがあります。

地球の平均気温は、人間や動植物の生存に適した約15℃に保たれており、もし温室効果がなければ、地球の平均気温は約-18℃になると推測されています。

地球の温暖化とは、人間活動の拡大により大気中に温室効果ガスの濃度が増加し、温室効果が強化され、地球の気温が気候の自然な変動に加えて上昇することをいいます。

このまま温室効果ガスの濃度が増え続けると、RCPシナリオによれば、2100年の世界の平均気温が0.3～4.8℃上昇し、平均海面水位が26～82cm上昇すると予測されています。また、異常気象の増加、砂漠化の拡大、農業生産や生態系の影響など、生活環境や自然環境への広範で深刻な影響が懸念されています。

ナノグラム (ng)・ピコグラム (pg)

ナノグラム：10 億分の 1 g ピコグラム：1 兆分の 1 g (ナノグラムの 1 千分の 1 g)

ビオトープ (biotope)

生物を意味する Bio と場所を意味する Top を合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生育空間単位」。生物学では、「特定の生物群集が生存できるような、特定の条件を備えた均質な地域」と定義されています。

ppm (parts per million)

100 万分中のいくつであるかを示す分率で、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われます。大気汚染では 1 m^3 の大気中 1 cm^3 の物質が含まれる状態を、また、土壌汚染では 1 Kg の土壌または米の中に 1 mg の汚染物質が存在する状態を 1 ppm で表します。水質汚濁では、ppm とほぼ等しい単位として $1 \text{ mg} / \ell$ を用い、 1ℓ 中に 1 mg の物質が存在する状態を $1 \text{ mg} / \ell$ で表します。また 10 億分中のいくつであるかを示す分率を ppb で表します。

P R T R 制度

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register: 化学物質排出移動量届出) 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境 (大気、水、土壌等) への排出量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握して国に届け出るとともに、国や県は届出データや推計に基づいて排出量や移動量を集計し、公表する仕組みです。

(大気関係)

アスベスト (石綿)

アスベストは、天然に産出される繊維状の鉱物であり、蛇紋岩系のもの、角閃石系のものなどがあります。

アスベストは、耐熱性、耐磨耗性などにすぐれた特性を有しており、かつ、安価であるため、建築物の内外装材、自動車の摩擦材など広い分野で使用されています。アスベスト粉じんの暴露による人体影響としては、中皮種、アスベスト肺、肺がんなど、主として肺から胸膜への影響があげられます。

現在、労働安全衛生法施行令の規定により、代替が困難な一部の製品等を除き、アスベスト等の製造等は全面禁止されています。

硫黄酸化物 (sulfur oxides SO_x)

硫黄の酸化物全体のこと、主として二酸化硫黄 SO_2 (亜硫酸ガス) と三酸化硫黄 SO_3 (無水硫黄) です。重油等の硫黄分を含む燃料が燃焼することにより発生します。

二酸化硫黄は不燃性・無色・強い刺激臭を持つ気体で、植物に傷害を与えたり、鼻、のど、目などを刺激します。

一酸化炭素 (carbon monoxide CO)

酸素が不足している状態で、燃料が燃焼したとき発生する無色、無臭の空気より少し軽い有害ガスのことで、体内に吸収されると、血液中のヘモグロビン (血色素のこと、体のすみずみまで酸素を運ぶ役目をする) と結合し、酸素の運搬力を弱め、ひどいときには、窒息にまで至ります。

98% 値

年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値です。

K 値規制

K 値は、一つのばい煙発生施設から排出された硫黄酸化物が拡散され、地上に到達した時の最大着地濃度地点の濃度を定数化したもので、工場、事業場が多く立地し、硫黄酸化物の高濃度汚染が生じるおそれがある地域ほど厳しく (数値を小さく) 設定する必要がある、このため区域ごとに異なる K 値が決められています。

K 値規制は、この K 値に基づき硫黄酸化物の排出量を制限するもので、具体的には次の計算式により求められた許容量を超える硫黄酸化物の排出を制限するものです。

$$q = \frac{K \times \text{He}^2}{1000}$$

q : 硫黄酸化物の量 $\text{m}^3 \text{N} / \text{時}$
K : 地域ごとに決められた定数 (K 値) (岡崎市 7.59)
He : 補正された排出口の高さ (m)
(煙突の高さに煙が上昇する有効な高さを加えたもの)

光化学オキシダント (photochemical oxidants)

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い紫外線により、光化学反応を起こして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN (パーオキシアセチルナイトレート) 等の刺激性を有する物質の総称です。

光化学スモッグ (photochemical smog)

光化学オキシダントが発生し、白くモヤがかかった状態になることを光化学スモッグといいます。

4月から10月にかけて、気温が高く、風が弱くて、日差しの強い日に発生しやすくなり、目やのどに刺激を与えます。

酸性雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、清浄な雨水でもPHは5.6程度となっています。このため、一般的にはPHが5.6より低い雨を酸性雨といいます。

酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれています。これらの主な発生源は、工場や自動車等の人為的なものですが、火山の噴煙のように自然現象によるものもあります。

諸外国では、湖沼や森林といった生態系等への被害が発生しています。

ジクロロメタン

塩化メチレンとも呼ばれ、安定な化合物のため、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤等として広く利用されています。無色の液体でエタノールのような臭いがあります。高濃度吸入の場合、目・のどを刺激するほか精巢毒性の可能性があります。また麻酔作用があり、頭痛・めまい・吐き気を起こします。

窒素酸化物 (nitrogen oxides NOx)

窒素 (N₂) と酸素 (O₂) の化合物全体のことをいい、一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂) がその主なものです。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が結合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生します。

赤褐色の刺激性の気体で、高濃度のときは、目、鼻等を刺激するとともに健康に影響を及ぼすといわれています。

テトラクロロエチレン

パークレン、四塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに大半が使用され、金属部品の洗浄や繊維の精練加工においても使用されています。

高濃度の場合、目・鼻・のどを刺激します。蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛・めまい・意識喪失を起こします。また、ガンの原因になるといわれています。

トリクロロエチレン

トリクレン、三塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に大半が使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用されています。

蒸気を吸引すると、頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こします。また、ガンの原因になるといわれています。

2%除外値

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値に高いほうから2%の範囲内にあるものを除外した値です。

m³N (m³ Normal)

気体は、圧力と温度により体積が変化します。このため気体の量の比較を行う場合には、圧力と温度を同じ条件にしておかなければなりません。

m³Nは、圧力1気圧、温度0の状態(これを標準状態という。)における気体の体積をm³で表した単位で、これにより気体の量の比較が可能となります。

温度J、圧力P気圧の状態における気体の体積をV₁m³とすれば、
標準状態における体積V₂m³Nは、右の式によって得られます。

$$V_2 = \frac{273 \times P \times V_1}{J + 273}$$

浮遊粒子状物質 (suspended particulate matter SPM)

大気中に浮遊している「ばいじん」や「粉じん」のうち、粒径が10ミクロン(1mmの100分の1)以下のものをいいます。

ばい煙

大気汚染防止法でばい煙とは、「燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、物の燃焼・合成・分解その他の処理に伴い発生する物質のうち人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある有害物質として、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物」と定義されています。

粉じん

大気汚染防止法で粉じんとは、「物の破壊、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」のことをいい、法律では、特定粉じんと一般粉じんに分けています。

特定粉じんとは、「粉じんのうち、石綿（アスベスト）その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で、政令で定めるもの」とされており、現在石綿が特定粉じんに指定されています。

一般粉じんとは、粉じんのうち特定粉じん以外のものをいいます。

ベンゼン

合成ゴム、合成皮革、合成洗剤、有機顔料等多様な製品の合成原料として使用されています。ガソリン中にも1%含まれています。

高濃度のベンゼンを多量に吸引すると、めまい、嘔吐、頭痛、ねむけ、よるめき、平衡感覚減少、昏睡など主に中枢神経に影響を受けます。また、ガンの原因にもなるといわれています。

粒子状物質（particulate matter PM）

固体又は液体の粒子からなる物質をいいます。大気汚染防止法に基づき、自動車排ガスの規制が行われてきましたが、平成13年6月、自動車NOx法が自動車NOx・PM法に改正され、同法で規制されることとなりました。

微小粒子状物質（Particulate Matter 2.5 PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その直径が $2.5\mu\text{m} = (2.5/1000)\text{mm}$ 以下のものをいいます。

微小粒子状物質には、ディーゼルエンジン、工場等での燃料の燃焼などから発生する1次粒子や工場等から発生するガス状物質が大気中で化学反応することにより生成した2次粒子があります。

粒子径の小さい微小粒子状物質は、肺の深部まで入りやすく、呼吸器系への影響のみならず、循環器系や肺がんに対し影響を与えていることが報告されています。

（水質・土壌関係）

SS（suspended solids 浮遊物質）

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質のことをいいます。

これらは、魚類のえらに付着してへい死させたり、光の透過を妨害し、植物の光合成に障害を与える一方、河川の汚泥床を形成したりします。

四塩化炭素

フルオロカーボン類の原料、溶剤、機械洗浄剤、防虫剤などに使用されています。特有臭を持つ不燃性の無色透明の液体で、水に溶けにくく揮発性があります。吸入により、中枢神経衰弱を起こしたり、肝臓や腎臓に影響を及ぼします。

COD（chemical oxygen demand 化学的酸素要求量）

水中の汚れ度合を示す指標で、水中の有機物など汚染源となる物質を酸化剤で一定時間酸化させたときに消費する酸素量をいいます。

シス - 1,2 - ジクロロエチレン

溶剤、染料抽出剤、香水、ラッカー、熱可塑性樹脂の製造、有機合成原料などに使用されています。無色の液体で、芳香臭、刺激性があります。高濃度のジクロロエチレン類は、麻酔作用を有し、中枢神経の抑制作用もあります。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素酸化物のうち、硝酸性塩及び亜硝酸性塩のことをいい、水中の窒素酸化物の一部が微生物により分解され、硝酸塩や亜硝酸塩を生成します。硝酸塩や亜硝酸塩は肥料、火薬製造、ガラス製造の原材料などに使用されています。乳幼児では高濃度の水の飲用によりメトヘモグロビン血症（血液中の酸欠による呼吸困難）を引き起こす可能性があり、又多量の飲用により胃、食道等の臓器に腫瘍が発生します。

大腸菌群数

人及び動物の腸内に寄生する細菌に属するグループの総称で、一種類のものではありません。大腸菌が多数存在する場合には、人畜のし尿などで汚染されている可能性があり、腸管に由来する病原性ウイルス群、細菌群、寄生虫群も存在する疑いがもたれます。

DO (dissolved oxygen 溶存酸素量)

水の汚染状態を示す一つの項目で、水に溶けている酸素量のことをいいます。汚濁度の高い水中では、水中の溶存酸素を消費して、有機物を分解するので、溶存する酸素が少なくなり、魚介類の生存を脅かすようになります。

75%水質値

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目 (n は、日間平均値のデータ数) のデータ値をもって 75% 水質値とします。 ($0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとります。)

河川の BOD や海域の COD について、環境基準地点において、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合に 75% 水質値を使います。

鉛

方鉛鉱、白鉛鉱、硫酸鉛鉱等の鉛石の形で産出される重金属です。水道管、ガス管、酸工業用パイプ、蓄電池、電線ケーブル、合金、放射線遮蔽剤等の用途に幅広く使用されています。鉛及びその化合物は、水銀等と並んで最も毒性の強い物質の一つで、皮膚、消化器、呼吸器等を通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こし、歯のまわりに特有の褐色の緑を生ずるほか、ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴う血圧上昇、タンパク尿などの症状を示すといわれています。

pH (水素イオン指数)

液体中の水素イオン濃度 $[H^+]$ を表す尺度であり、10 中の水素のグラムイオン数の逆数の常用対数をとった数値で、次の式で表されます。

$$pH = -\log [H^+]$$

pH 7 を中性とし、7 より小さいものは酸性、7 より大きいものはアルカリ性です。

BOD (biochemical oxygen demand 生物化学的酸素要求量)

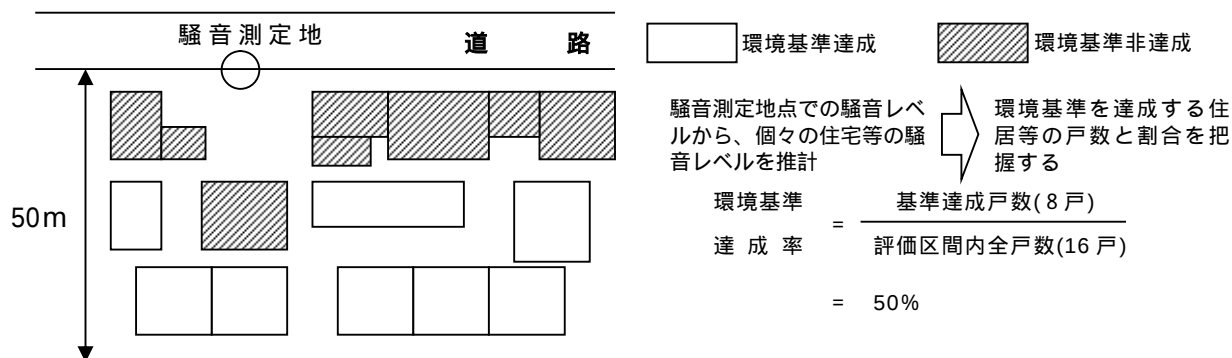
水中の汚れ度合を示す指標で、水中の有機物が一定時間、一定温度で、微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素量のことです。

この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味します。

(騒音・振動関係)

環境基準の面的評価

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する 1 地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から 50m 範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法です。



近隣騒音

近隣騒音とは、人声、家庭のピアノ、クーラーからの音などの生活騒音などをいいます。

等価騒音レベル (LAeq, T)

変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値であり、音響エネルギーの総曝露量を時間平均した物理的な指標であるため、異なる音源からの騒音を合成したり、逆に特定の音源の寄与割合を求めたりといっ

た演算の合理性に富みます。このことにより音響的な計算が簡便であり、予測計算方法も単純化されます。また、睡眠影響やアノイアンス（人に感じられる感覚的なうるささ）との対応にも優れているとされています。

デシベル（dB(A)）騒音

人間の耳で感じる音の大きさは、同じ物理的な強さの音でも周波数の高低により、異なった大きさに聞こえる性質があります。そこで人間の耳に感じる大きさに近似させた量を測定できる騒音計が定められていて、この騒音計を用いて測定した数値（レベル）を騒音レベルといい、単位としてdB(A)が使われています。

騒音のめやす

20 dB	木の葉のふれあう音、置き時計の秒針の音(前方1 m)
30 dB	郊外の深夜、ささやき声
40 dB	市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼
50 dB	静かな事務所の中
60 dB	静かな乗用車、普通の会話
70 dB	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
80 dB	電車の車内
90 dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
100 dB	電車が通るときのガード下
110 dB	自動車のクラクション(前方2 m)、リベット打ち
120 dB	飛行機のエンジン近く

デシベル（dB）振動

振動の大きさは、その振幅や速度などで決まります。人体への感じ方は複雑なので、人体に合うように補正した振動計が定められており、この単位としてデシベル(dB)が使われています。

振動のめやす

55 dB 以下	人体には無感
55～65 dB	静止している人に感ずる程度
65～75 dB	大勢の人に感ずる程度であり、戸、障子がわずかに動く程度
75～85 dB	家屋が揺れ、戸・障子がガタガタと鳴動し、器内の水面の動きがわかる程度

要請限度

騒音規制法または振動規制法の指定地域において、自動車騒音または道路交通振動が一定の限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしています。この限度のことを要請限度といいます。

(悪臭関係)

臭気指数

人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したもの。

規制基準の設定

規制地域における自然的、社会的条件を考慮して、規制基準を定めます。規制基準は[1]敷地境界線、[2]気体排出口、[3]排水水について定めます。



(廃棄物関係)

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。一般廃棄物はさらに「ごみ」、「し尿」等に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

なお廃棄物とは、占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これに該当するか否かは占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきであるとされています。

一般廃棄物処理計画

「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない（廃棄物処理法第6条）。また、一般廃棄物処理計画に従ってその区域内における一般廃棄物を生活環境保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分しなければならない（廃棄物処理法第6条の2）」とされているように、一般廃棄物について市町村は自治事務として処理し、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、排出抑制のための方策、分別収集の種類、区分、一般廃棄物の処理施設の整備等を含めた処理計画を作成することとなっています。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽を指しています。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。

浄化槽法（1983年）の改正等によって、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では「合併処理」をつけなくても浄化槽といえば合併処理浄化槽を意味するようになっています。

最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されています。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。

これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3)ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

再生利用（マテリアルリサイクル）

廃棄物等を原材料として再利用することです。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められます。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクル（例：プラスチックを高温で熱分解して合成ガスなどの化学原料にする）といいます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要があります。

資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

事業者によるリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化、長寿命化等による廃棄物の発生抑制及び回収した製品からの部品等の再使用を推進し、資源循環型経済システムの構築を目指すことを目的として施行された法律です。平成3年より施行された「再生資源の利用の促進に関する法律」を改正する形で、平成12年6月7日に公布（平成13年4月1日施行）されました。

工場で副産物の発生抑制のための設計・製造を行う製品、リユース・リサイクルに配慮した設計・製造を行う製品等が定められています。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車が使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度です。解体業者などの関係事業者はすべて都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっています。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

3 R（スリーアール）

リデュース(Reduce)：廃棄物等の発生抑制、リユース(Reuse)：再使用、リサイクル(Recycle)：再生利用の3つの頭文字をとったものです。

ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すものです。国連大学が提唱し、企業や自治体で取組が進んでいます。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理することです。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再び資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

特定家電製品(当面政令で指定されたテレビ、冷凍庫・冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4種類)について小売業者、製造業者等による収集、運搬及び再商品化等に関し、適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、適正処理、資源の有効利用の確保を図ることを目的とし、平成13年4月1日から完全施行された法律です。

特別管理廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するものをいいます。他の廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用されます。特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて政令で指定することとされており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿などが指定されています。

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容とします。

排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方です。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にあります。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルに優先されます。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要です。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

PCBはその安定性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきましたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。しかし、PCB廃棄物については、処理施設の設備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成13年にPCB特別措置法が制定、平成28年に改正され、PCB廃棄物の処理体制整備や適正な処理が推進されています。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

容器包装廃棄物の減量、リサイクルを目的として平成9年4月1日から施行されました。

- ・消費者は容器包装の合理的な選択により廃棄物の排出を抑制するとともに、容器包装廃棄物を分別して排出する。
- ・対象となる容器を製造、または利用する事業者、対象となる包装を利用する事業者は再商品化を行う義務を負う。
- ・市町村は分別収集計画を定め、区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講じなければならない。

等を定めています。

平成9年4月1日よりガラスびん、ペットボトル等7品目を対象としていましたが、平成12年4月1日から対象が段ボール、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装等が追加され、10品目に拡大されました。

リサイクル

廃棄物等を再利用することです。原材料として再利用するマテリアルリサイクル、化学的に処理して利用するケミカルリサイクル、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。

平成 31 年 1 月発行